

日本赤十字看護大学
点検・評価報告書
2014年度

目次

序章	3
本章	5
1. 理念・目的	5
1. 現状の説明	5
2. 点検・評価	7
3. 将来に向けた発展方策.....	7
4. 根拠資料	7
2. 教育研究組織	8
1. 現状の説明	8
2. 点検・評価	10
3. 将来に向けた発展方策.....	11
4. 根拠資料	11
3. 教員・教員組織	12
1. 現状の説明	12
2. 点検・評価	17
3. 将来に向けた発展方策.....	18
4. 根拠資料	19
4. 教育内容・方法・成果.....	20
〔1〕 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針.....	20
1. 現状の説明	20
2. 点検・評価	28
3. 将来に向けた発展方策.....	29
4. 根拠資料	30
〔2〕 教育課程・教育内容.....	31
1. 現状の説明	31
2. 点検・評価	38
3. 将来に向けた発展方策.....	39
4. 根拠資料	40
〔3〕 教育方法	41
1. 現状の説明	41
2. 点検・評価	49
3. 将来に向けた発展方策.....	50
4. 根拠資料	51
〔4〕 成果	52
1. 現状の説明	52
2. 点検・評価	54

3. 将来に向けた発展方策.....	55
4. 根拠資料	55
5. 学生の受け入れ	56
1. 現状の説明	56
2. 点検・評価	61
3. 将来に向けた発展方策.....	62
4. 根拠資料	63
6. 学生支援	64
1. 現状の説明	64
2. 点検・評価	75
3. 将来に向けた発展方策.....	76
4. 根拠資料	76
7. 教育研究等環境	77
1. 現状の説明	77
2. 点検・評価	84
3. 将来に向けた発展方策.....	86
4. 根拠資料	88
8. 社会連携・社会貢献.....	89
1. 現状の説明	89
2. 点検・評価	91
3. 将来に向けた発展方策.....	93
4. 根拠資料	94
9. 管理運営・財務	95
〔1〕管理運営	95
1. 現状の説明	95
2. 点検・評価	99
3. 将来に向けた発展方策.....	99
4. 根拠資料	100
〔2〕財務	101
1. 現状の説明	101
2. 点検・評価	102
3. 将来に向けた発展方策.....	102
4. 根拠資料	102
10. 内部質保証	103
1. 現状の説明	103
2. 点検・評価	104
3. 将来に向けた発展方策.....	104
4. 根拠資料	105
終章	106

序章

日本赤十字看護大学は、1991年の大学設置基準改正による大学の自己点検・評価の努力義務化を受けて、自己点検・評価に関する規程類を整備した後、1994年度に第1回目の自己点検・評価を実施した。以後、1997年、2001年、2009年の3回にわたって大学基準協会による大学評価を受けている。2005年度からは毎年自己点検・評価を行い、その報告書を年報として発行し（2010年度と2011年度は合冊で発行）、Web上でも公開してきた。さらに、2012年度からは、PDCAサイクルに準拠した自己点検・評価を本格的に開始し、点検・評価項目も大学基準協会の当該年度の最新のものを使用して実施してきた。

自己点検・評価の実施体制としては、10章で詳述するが、学長の下に大学評価委員会を設置し、学長、学部長、研究科長、事務局長、図書館長、学務部長、フロンティアセンター長、保健センター長により構成している。大学評価委員会には、大学評価実施委員会及び大学評価報告書編集委員会（年報編集委員会）をおき、毎年、自己点検・評価報告書（年報）を発行している。大学評価実施委員会は各委員長が構成員となり、PDCAサイクルに沿った自己点検・評価を実際に推進している。

以上述べてきたように、現在、全国の大学に不断の改革・改善の努力が求められていることを認識した上で、日本赤十字学園の中期目標等も視野に入れながら、定期的に自己点検・評価を行い、体系的に教育・研究の質の向上に努めることにより、社会に対する説明責任を含む本学の責務を果たせるものと考えている。

前回2009年度の大学評価受審後、日本社会は大きな変化を経験しており、大学を含めこれまでのあり方を見直し変革が求められている。なかでも2011年3月に発生した東日本大震災とその後も頻発する国内外の災害は、改めて本学の建学の精神と使命を再認識する貴重な機会となった。このことは本学の変革の中核をなす災害看護学の教育研究の強化につながっている。

日本赤十字看護大学は、1890年に開設された日本赤十字社病院看護婦養成所を起源としているが、開設の翌年には学生が濃尾地震被災地への救護に赴いたことが記録されており、災害看護は、当初から本学の使命であった。以降、1946年日本赤十字女子専門学校、1954年日本赤十字女子短期大学、1966年日本赤十字中央女子短期大学を経て、1986年に日本赤十字看護大学となった。

大学移行後、1993年には大学院看護学研究科修士課程、1995年には同博士課程を設置した。1998年からは3年次編入学制度を開始した。2005年、同じ学校法人日本赤十字学園の日本赤十字武蔵野短期大学と統合し、看護学部の定員増を行った。2007年には大学院看護学研究科修士課程に国際保健助産学専攻を設置した。2014年には文部科学省「平成24年度博士課程教育リーディングプログラム」に採択された「災害看護グローバルリーダー養成プログラム」への助成を受け、5大学共同大学院看護学研究科5年一貫制博士課程共同災害看護学専攻を設置した。

本学の特色は、創立当時の設置者である日本赤十字社の第一原則ともいべき人道（ヒューマニティ）を建学の精神としていることである。人道を、実践の学である看護学において探究することが本学の使命である。人道は、学部から大学院まで本学の教育の理念・目的に一貫して表現されており、本学における看護学教育の哲学的基盤となっている。人

道の探究は平常時のみならず災害発生時等においても重要となる。特色を生かすうえでも、災害看護学の教育研究を重点課題として取り組んできた。すなわち、2005年から災害看護学を学部教育に取り入れ、2010年には大学院修士課程で国際・災害看護学領域をおき教育研究を本格化させた。また東日本大震災の経験を機に、2013年修士課程における災害看護専門看護師教育、博士課程の大学院教育を開始した。さらに、国公立5大学の共同災害看護学専攻の設置も併せて、災害看護学分野の教育研究の充実を図ってきた。

さらに、この間大学全体として力を入れてきたのは、従来教育目標に掲げながら十分とは言えなかった国際交流面の強化である。学部・大学院、教員の短期留学及び研修・実習、インターンシップの受入れ先の確保等を視野に入れ、ヨーロッパ、アジアの複数の大学との協定を結び、さらにアメリカ合衆国フロリダ州の大学と協定の相談に入っている。スイスの国際赤十字機関への訪問や保健衛生部門の専門職の講演招聘などを通して交流を深めた。また、2011年から3年間、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の助成を受けて実施した、「国際的な災害看護研究および教育トレーニングを行うための拠点形成」において、タイ、バングラデシュ、インドネシアの災害看護教育の開発支援を行い、国際シンポジウム等の開催により成果を共有した。国際交流が盛んになるにつれ、専門部署の必要性も高まり、次年度専任教員を配置する国際交流センターの設置を決定している。

災害看護分野に限らず、有為な人材を育成し、社会への還元性の高い研究を推進していくことは、小規模単科大学である本学だけでは十分なし得ない。人道支援組織としての赤十字の国内外のネットワークと知的実践的実績を積極的に活用すること、連携を強化していくことにより、実践的教育を重視する本学の特色に強みを加えることができる。さらに、学校法人日本赤十字学園傘下の、北海道、秋田、豊田、広島、九州国際に本学を加えた6大学間の交流も活発になってきており、今後大学院における単位互換等、スケールメリットを生かした取り組みについての合意がなされている。

グローバル化の波に対応する高等教育行政の方針の徹底化と超高齢社会の到来に関連する保健医療政策の転換、18歳人口の減少傾向が続く中で量質ともに看護職養成への期待が高まる等、本学がおかれている状況を踏まえ、継続的な改善・変革を進めていくためにも、自己点検評価のあり方も含め、大学評価の機会を生かしていきたいと考えている。

最後に、前回の大学評価の結果を踏まえて行った改善・改革の概要を述べる。

2009年度の大学評価では、「勧告」を受けた事項はなかったが、「助言」を受けた項目は5項目あった。この指摘事項に関しては、すでに2013年7月に改善報告書を提出した。その内容は「10. 内部質保証」において詳述しているが、改善の概要は以下の通りである。

- ① 看護学研究科において社会人受け入れに対応する履修形態を導入した。
- ② 看護学部において全科目・全教員を対象とした学生による授業評価を実施し、回収率も高める工夫をした。
- ③ 看護学部と看護学研究科のシラバスにおいて、成績評価基準の記載をより明確な表現に改めた。
- ④ 看護学研究科における国際的な教育研究交流を拡充した。
- ⑤ 看護学研究科における学位授与方針を学生に明示する方法を工夫した。

本章

1. 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

〈1〉大学全体

本学は、1890年に日本赤十字社が開始した看護婦養成から数えて125年の歴史をもつ大学である。今日まで一貫して、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、国内外の保健医療の分野で活躍する多くの人材を育成してきた。本学の目的は、日本赤十字看護大学学則第1条に「赤十字の理想とする人道の理念に基づき、広い知識と深い専門の学芸とを教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を発展させることによって、保健医療の分野で活躍できる人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉に寄与すること」とされている(資料1-1)。

なお、大学の経営母体である学校法人日本赤十字学園は、寄附行為第3条において「赤十字の理想とする人道の理念を基調とし、教育基本法及び学校教育法に従い、看護教育及び介護福祉教育を行い、資質の高い優秀な看護師及び介護福祉士を育成することを目的とする」と謳っている(資料1-2)。

〈2〉看護学部

看護学部の理念は、学則に掲げる大学の理念・目的に基づき、「人々の尊厳と権利を守り、看護を通して赤十字の理念である「人道 (HUMANITY)」の実現にむけて人間を育てる」とされている。「赤十字の理念に基づき、看護の実践と研究に必要な基礎的能力をもち、人類と国際社会に貢献できる、幅広い教養と豊かな人間性のある人材を育てることを教育目的としている(資料1-3)。

〈3〉看護学研究科

「日本赤十字看護大学大学院は赤十字の理念である人道の精神に基づき、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と方法を教授し、高度な看護専門職者としての深い学識および卓越した能力、豊かな感性と人間性を培うことを通して、看護学の発展と深化に寄与するとともに、人びとの福祉とつながりを基盤とした文化の創造と発展に貢献すること」と掲げている(資料1-4)。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか。

〈1〉大学全体

大学の理念・目的は、教職員には採用時の学内オリエンテーションにおいて学長から説明され、在籍教職員には諸規程集が配付され、周知が図られている(資料1-5)。また、学生には毎年発行する学生便覧(学部・大学院共通)、大学院シラバスにおいて周知が図られている(資料1-3、1-6)。また、大学ホームページ(以後、HPと表記する)、大学案内、大学院案内にて、社会へ公表されている。

さらに、入学式、オープンキャンパス等の大学行事等において、理事長、学長から本学の

建学の精神、教育の理念・目的を伝えており、学生、保護者、受験生等にも周知が図られている。そのほか、保護者、同窓生等にも保護者会会報、同窓会会報等においても繰り返し周知が図られている。

〈2〉看護学部

看護学部では、建学の精神、教育理念・目的を記載した学生便覧を、毎年全学生及び教職員に配付しており、新入生に対しては学長、学部長から入学式、オリエンテーション等で周知を図っている。在学生には、新学期オリエンテーションの時に、理念、目的、ディプロマ・ポリシーを各学年に即して説明し周知を図っている。また大学HPにも掲載し、社会へ公表している。

〈3〉看護学研究科

看護学研究科では、建学の精神、理念・目的を学生便覧、大学院シラバスに記載し、毎年全学生及び教職員に配付、新入生に対しては、学長、研究科長から入学式、オリエンテーション等で周知を図っている。また大学のHPにも掲載し、社会へ公表している。

(3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉大学全体

自己点検・評価の実施体制としては、10章で詳述するが、学長の下に大学評価委員会を設置し、学長、学部長、研究科長、事務局長、図書館長、学務部長、フロンティアセンター長、保健センター長により構成している。大学評価委員会には、大学評価実施委員会及び大学評価報告書編集委員会（年報編集委員会）をおき、毎年、自己点検・評価報告書（年報）を発行している。大学評価実施委員会は各委員長が構成員となり、PDCAサイクルに沿った自己点検・評価を実際に推進している。理念・目的の適切性についても毎年学部関連委員会および研究科委員会において検証を行っている。

日本赤十字看護大学には、大学運営に関する情報収集、協議、検証を行い学長の意思決定を支える組織として、6つの学長諮問委員会と5つの会議、9つの常置委員会を置いている（資料1-9）。日本赤十字学園傘下の6大学長が参加し検討・決定している2014年度から2018年度にわたる第二次中期計画をもとに、経営会議で大学の理念、目的に基づいた本学独自の中期計画を立案している（資料1-8）。この中期計画の立案及び評価のプロセスの検証は、本学の教育理念、目的と照らして検証すると同時に、本学の理念、目的が社会のニーズに適合しているかどうか等の観点から、その適切性に関する検証を行っている。

〈2〉看護学部

教授会、大学評価実施委員会等において、理念の適切性の検証を行い、2010年の第8次新カリキュラム改訂の際に臨時で第8次カリキュラム検討委員会を発足し、目的等の検証を行った後、教務委員会において検証を継続している。

〈3〉看護学研究科

研究科委員会、大学評価実施委員会等において、理念の適切性の検証を行い、研究科教務委員会において検証を継続している。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

- ・ 大学案内、大学院案内、学生便覧、HP、オープンキャンパスや外部の進学相談会等において、教職員、学生、受験生、社会一般の理解が図られてきている。それに伴い本学の特色や教育理念・目的等について聞かれる機会が増え、関心が高まっている。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

学則に学部ごとの目的の記載がないことや、学生便覧や大学案内、HPなどに掲げられている教育理念などにおいて一部齟齬が見られるので、早急に修正する方向で検討に入っている。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

- ・ オープンキャンパスや外部の進学相談会等で受験生から本学の特色や教育理念・目的等について聞かれる機会が増え、関心が高まっている。
- ・ さらに大学創立30周年、赤十字看護師養成125周年を迎える2016年を機に、本学の理念および目的の検証を行うと同時に、学外に向けて広報し、広く賛同者・支援者を求めていく予定である。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

・ 学則に学部ごとの目的の記載がないことや、学生便覧や大学案内、HPなどに掲げられている教育理念などにおいて一部齟齬が見られるので、平成27年度の印刷物、HPは修正する方向で検討に入っている。

4. 根拠資料

- 1-1 日本赤十字看護大学学則
- 1-2 学校法人日本赤十字学園寄附行為
- 1-3 学生便覧（2014年度）
- 1-4 日本赤十字看護大学院学則
- 1-5 日本赤十字看護大学 諸規程集
- 1-6 大学院シラバス（2014年度）
- 1-7 日本赤十字看護大学業務規則
- 1-8 第二次日本赤十字学園中期計画（2014年度から2020年度）（大学HP）
<http://www.jrc.ac.jp/pdf/chukikeikaku-2.pdf>

2. 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

日本赤十字看護大学は、学校法人日本赤十字学園のもと、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、1986年に看護学部看護学科が開設された。また、高度な看護実践、教育、研究者育成を目的とした大学院看護学研究科修士課程が1993年に開設されたのに続き、大学院看護学研究科博士後期課程が1995年に開設された。2007年には、看護学研究科修士課程国際保健助産学専攻を設置し、修士課程で助産師育成を開始した。さらに2014年には共同大学院博士課程共同災害看護学専攻が開設された。

日本赤十字看護大学は、赤十字学園理事会のもと経営会議、教授会、研究科委員会、フロンティアセンター運営委員会等を置き、さらに諮問委員会、常置委員会を置いている。それぞれの委員会活動に基づき、教授会、研究科委員会での審議のもと学長による決議の方法で教育研究組織の管理運営を行っている。

自己点検・評価の実施体制としては、10章で詳述するが、学長の下に大学評価委員会を設置し、学長、学部長、研究科長、事務局長、図書館長、学務部長、フロンティアセンター長、保健センター長により構成している。大学評価委員会には、大学評価実施委員会及び大学評価報告書編集委員会(年報編集委員会)をおき、毎年、自己点検・評価報告書(年報)を発行している。大学評価実施委員会は各委員長が構成員となり、PDCAサイクルに沿った自己点検・評価を実際に推進している。教育研究組織の適切性についても毎年学部関連委員会および研究科委員会において検証を行っている。

日本赤十字学園の6大学長が参加し検討・決定している2014年度から2018年度にわたる第二次計画をもとに、経営会議で大学の理念、目的に基づいた本学独自の中期計画を立案している。この中期計画の立案及び評価のプロセスの検証は、本学の教育理念、目的と照らして検証すると同時に、教育研究組織、目的が社会のニーズに適合しているかどうか等の観点から、その適切性に関する検証を行っている。

また、教育専門科目、看護系科目群毎で、調整が必要な事項に関しては、教養・基礎教員連絡会、看護教授連絡会議で連絡・調整がされる。この後、教授会での審議に至るという経緯を経て決議に至っている。また教員が全員参加する教員会議があり、職位や領域を超えて情報の共有や意見交換を行っている。

【看護学部】

1986年に日本赤十字看護大学が設置された後、2005年に日本赤十字武蔵野短期大学と統合した。教育課程に則して、学科目制をとっている。教養教育、外国語、専門基礎、基礎看護学、精神保健看護学、成人看護学、母性看護学、小児看護学、老年看護学、地域看護学、看護教育学、看護管理学、国際・災害看護学の教育研究組織としている。看護学部では、看護学を修めることによって、今日の医療保健分野における重要な人材である看護師並びに保健師の育成を行っている。

【看護学研究科】

修士課程には、看護学専攻に加えて、高度な実践力をもつ助産師育成を目的とする、国際保健助産学専攻が2007年に開設された。看護学専攻には、基礎看護学、成人看護学、小児看護学、母性看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、国際・災害看護学、看護管理学、看護教育学の10領域があり、修士論文作成を最終目標とする研究コースのほかに専門看護師（以下、CNSという）育成のための実践コースとして、小児看護、精神看護、慢性看護、クリティカルケア看護、がん看護、老年看護に加え、2013年から災害看護のCNS教育課程を設置しており、多様な学習ニーズに対応できるようにしている。2015年度からは、クリティカル看護コースを除く6コースで38単位の履修カリキュラムに基づき、社会の要請に対応できる高度な実践力を有するCNS育成を行っていく。

さらに、2013年に、高知県立大学、兵庫県立大学、東京医科歯科大学、千葉大学との共同大学院が文部科学省「平成24年度博士課程教育リーディングプログラム」が採択され、2014年に共同大学院5年一貫博士課程共同災害看護学専攻を開設した。

看護学研究科では看護領域での指導者になる人材として、高度看護専門職者（助産師、CNSを含む）と教育・研究者および管理者の育成を行っている。いずれも社会からのニーズが高く、それに対応できるような高度な能力をもつ人材育成を目指している。

【看護実践・教育・研究フロンティアセンター】

また、本学がこれまで蓄積してきた看護の知的・実践的なノウハウを社会に還元し、実践・教育・研究の3つを統合しながら、広く人々の心身の健康を維持向上させていくための場を提供するために、2005年に看護実践・教育・研究フロンティアセンター（以下、フロンティアセンターという）を設立した。フロンティアセンターの組織は、①研究・実践リンク部門、②災害看護部門、③フロンティアセミナー部門、④認定看護師教育課程、⑤広報に大別され、フロンティアセンター長と各部門長を置く。同センターの運営は、フロンティアセンター運営委員会にて検討されている。運営委員会の構成員はフロンティアセンター長、学部長、部門長、事務局長、事務局である。運営委員会では、①年間計画及び会計・予算、②認定看護師教育課程の運営、③各事業の運営等を審議する。運営に関わる財源は、原則として自主財源であり、専従の職員は雇用せず、事務局が兼担している。フロンティアセンターの組織、運用について規程に定められている（資料2-1、資料2-2）。

フロンティアセンターでは、2006年から2014年まで「感染管理」「皮膚・排泄ケア」「がん化学療法看護」「認知症看護」「慢性呼吸器疾患看護」「糖尿病看護」の計6つのコースの認定看護師教育課程を開設し、2014年に休止した。

2014年からは、渋谷区広尾地区にある赤十字関連の病院や福祉施設、乳児院等との連携のもと、実践と教育、研究を繋げるための場としてフロンティアセンターの下部組織として「ケアリングフロンティア広尾」を設置した。ここでは、医療機関と大学との共同研究やリサーチ・フェスタ、一般市民を対象とした健康教室、サロン、桜祭り等の企画や運営を行っている。

さらに、フロンティアセンターの付属施設として、2011年から福島県いわき市に「なみえ保健室」を設置している。「なみえ保健室」では、福島県に在住する浪江町住民（原発被害地域住民）の健康調査及び支援活動を行っている。日本赤十字社および福島県浪江町

との共同事業として運営しており、中長期における災害支援に関する研究や研修・実習場所として機能している。

看護専門科目の各領域に関する教員組織は、教授1～2名、准教授あるいは講師1～2名と定員を定めており、それぞれの領域定数は、助教あるいは助手を含めて5名から10名と定めており、教養教育科目および専門基礎科目に関しては、教授あるいは准教授が、それぞれ1～3名と定めている（資料2-3）。

学科目制をとっていることにより、教育理念に即した演習・実習などによって協力体制をとることができている。

このような柔軟な組織体制をとることで 適切なものである。

(2)教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学では、大学全体としては経営会議、学部は教授会、研究科は研究科委員会、フロンティアセンターはフロンティアセンター運営委員会が、各委員会の上位機関として置かれ、それぞれの委員会組織の適切性について検証を行っている。2014年度から、新たに教学マネジメント委員会（IR部門含む）を設置し、大学の組織としての適切性を検証すべく、大学組織内外の情報収集に努め、経営・教育・研究の観点から検討している。

また、大学組織の課題や運用状況等は、各委員会での年度目標、活動内容、成果検証をもとに、大学評価実施委員会で大学での活動全体に関する検討を行っている。各委員会活動の次年度課題の明確化を図り、結果を年報にまとめる作業を通して毎年検証している（資料2-4、2-5）。これらの結果をもとに、経営会議で大学全体の運営方針及び年度計画、中期計画の立案を行っている。また将来構想推進協議会や危機管理委員会等の諮問委員会と連動し、運営方針や中長期計画の検証を行っている。

本学の教育目的およびディプロマ・ポリシーである「国際貢献する力」を育成するための教育研究組織として国際交流委員会を設けていたが、さらに機能強化をはかる必要がある。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- ・ 教育課程に即した教育研究組織になっていることで、設置目的の達成に相応しい組織体制である
- ・ フロンティアセンターの活動は発展的に展開しているので、設置目的に即した組織であるといえる。

②改善すべき事項

本学の教育目的およびディプロマ・ポリシーである「国際貢献する力」を育成するための教育研究組織として国際交流委員会を設けていたが、さらに機能強化をはかる必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

教育目的に即して国際交流を活性化させているが、その活動をさらに推進していくために、2015年度から国際交流センターの組織化を予定している。

4. 根拠資料

2-1 日本赤十字看護大学看護実践・研究・教育フロンティアセンター規程

2-2 日本赤十字看護大学看護実践・研究・教育フロンティアセンター運営委員会規程

2-3 平成26年度日本赤十字看護大学看護学部教員組織図

2-4 年報（大学HP）

<http://www.redcross.ac.jp/disclosure/annualreport.html>

2-5 自己点検・評価報告書（大学HP）

<http://www.redcross.ac.jp/disclosure/report.html>

3. 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1)大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか。

〈1〉大学全体

大学として求める教員像は、2013年度に明文化された「選考したい教員像」にまとめられている（資料3-1）。具体的には、教育の理念並びに目的・目標を十分理解し、人道の理念に基づいた教育実践ができる人、同時にそれぞれの専門分野における高い研究能力を有している人、さらに地域貢献等に関する役割を果たし、大学運営の観点から、積極的な役割を果たすなど組織に貢献できる人である。また日本赤十字看護大学は、大学院博士後期課程まで有する組織であるため、教授、准教授の採用や昇格に際しては、博士後期課程の教育や研究を担うことができることが要件となっている。

上記における教員の資質等を反映させるものとして、職位の資格要件を定めている（資料3-2）。教授・准教授・講師・助教・助手、それぞれの職位に、求められる教員の教育・研究業績、資質等を規程で定め（資料3-3）、かつ職位の昇格基準に関する規程（資料3-4、3-5）もある。こうした規程は諸規程集にまとめられ、全教員に配付されている。新任教員に対しては、着任時のオリエンテーションで学長からの講話等で周知されている。

看護専門科目の教員組織の編成方針は、原則として教授1名、准教授あるいは講師1～2名とし、これに演習・実習を含む担当科目時間数に応じて、助教あるいは助手を2～5名としており、教養教育科目および専門基礎科目の教員組織の編成方針は、教授あるいは准教授1～3名としている（資料3-6）。

上記の編成方針に従い教員組織を編成し、学長が年度始めに経営会議及び教授会・研究科委員会（資料3-7、3-8）でその結果を報告し、名簿を公表する。またHPや学生便覧などでも教員組織を公表している。

なお、各領域における教員編成においては、年齢構成および人数等に偏りがないよう配慮した組織編成となっている（資料3-9）。

〈2〉看護学部

学部の教員組織は、上記で述べたように教養科目群、看護専門科目群毎に必要な教員人数が定められ配置されている。平成26年度現在で、学部の教員の総人数は学長をいれて69名となっている（表3-1）。69名には保健室担当教員のほか、共同災害看護学専攻教員2名、特任教授2名を含んでいる。総数以外は名誉教授6名、客員教授2名おり、非常勤教員は40名となっている。非常勤教員は主に教養・外国語科目の授業を担当している。

〈3〉看護学研究科

研究科の教授、准教授は、学部と兼務の編制方針であり、研究科組織は、原則的には教授1名、准教授1名と組織の編成方針を定めている。大学院設置基準に規定されている各専攻の教員を配置している。また、CNS教育分野では各コースに専任教員が2名必要であるという日本看護系大学協議会における教育機関認定上の条件により、講師を配置している。2015年度から、専門看護師教育課程38単位の教育に移行する予定であり、教員の教育業務量が増加することが予測され、教員組織の編成方針の見直しが必要になると考えている

平成26年度は、研究科の教員総数は30名である（表3-2、3-3、3-4）。看護学専攻は全員が

学部との兼務であり、国際保健助産学専攻は、全教員12名中専任教員は6名である。共同災害看護学専攻は、専任教員2名を配置している。また、非常勤教員は34名であり、主にCNS教育分野、助産学分野等の専門に特化した授業を担当している。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

〈1〉 大学全体

本学には看護学部看護学科及び大学院看護学研究科(修士課程及び博士後期課程)が設置されており、教員には学位取得者を中心に高い教育・研究能力をもつことが求められる。教授、准教授の教員選考規程は博士後期課程の教育を担う人材の要件が示されており、それに照らし合わせて適切な人材を配置している。その結果、博士号取得者など専門能力の高い教員が35名配置されている。講師及び助教、助手も学部で質の高い教育を行えるよう研究実践だけでなく、豊富な臨床経験を持っている教員を配置している。

また、実習科目や演習科目においては、質の高い教育を行うために、ティーチング・アシスタント(TA)制度を設けている。大学院修士課程及び博士後期課程の院生をTAとして任用しているほか、実践経験があり本学の理念に基づいた教育方針を理解している看護師・保健師を非常勤助手として配置している。さらに、実習病院の教育担当副部長や、CNS等、臨床実践能力の高い看護専門職を臨床教授・臨床准教授・臨床講師等に任命し、臨床との連携を強化し実習教育体制の充実化を図っている。

〈2〉 看護学部

看護学部看護学科の教育研究組織は、教養教育科目・専門基礎科目・看護専門科目から構成されている(表3-1)。大学設置基準によって定められた必要数を満たしている。現状では教員一人当たり学生9名である。

表3-1 2014年度 看護学部 教員組織

科目区分	職 位					
	教授	准教授	講師	助教	助手	
教養教育	1	1				
外国語	1	1				
専門基礎	3					
看護専門	基礎看護学	2*	2	2**	2	1
	精神保健看護学	2		2		1
	成人看護学	1	1**	2	5**	
	母性看護学	2	1	3	4	
	小児看護学	1	2		2	
	老年看護学	1	1	1	2**	1
	地域看護学	1		3	1	1
	看護教育学	1		1		
	看護管理学	1	1			
国際・災害看護学	2		1	2		

〈3〉 看護学研究科

看護学研究科博士後期課程には看護学専攻、修士課程には看護学専攻と国際保健助産学専攻、共同大学院博士課程(共同災害看護学専攻)があり、それぞれの教員組織体制をもつ

(表3-2、3-3、3-4、3-5)。大学院設置基準によって定められた必要数を満たしているだけでなく、本学では、それぞれの専門領域で高度な実践や研究を遂行できる能力を有し、博士号を有し研究、教育能力の高い教員を多く配置している。

表3-2 2014年度 看護学研究科 修士課程看護学専攻教員組織

領域	職位	教授	准教授	講師・助教
基礎看護学 がん看護学		2	2	1
小児看護学		1	2	
成人看護学		1		3
老年看護学		1	1	
精神保健看護学		2		2
地域看護学		1		2
看護教育学		1		1
看護管理学		1	1	
国際・災害看護学		3		1
共通		4		
計		17	6	10
合計			33	

表3-3 大学院修士課程 看護学研究科国際保健助産学専攻教員組織

専/兼	職位	教授	准教授	講師・助教
専任		2	1	3
兼任		4	2	
計		6	3	3
合計			12	

表3-4 大学院博士後期課程 教員組織

領域	職位	教授	准教授
基礎看護学		2	2
母性看護学		2	
小児看護学		1	2
成人看護学		1	
老年看護学		1	
精神保健看護学		2	
地域看護学		1	
看護教育学		1	
看護管理学		1	1
国際・災害看護学		1	
共通		2	
計		15	5
合計			21

表3-5 共同大学院博士課程（共同災害看護学専攻）教員組織

領域	職位	教授	講師
	共同災害看護学	1	1
	合計		2

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

〈1〉大学全体

教員の募集については、公募制を採用しており、本学HP及び独立行政法人科学技術振興機構の研究者人材データベースにおいて公募している。応募者は公募数を超えていることが多く、特に教養系科目の非常勤教員の選考については高い倍率となっている。

また、教員の採用・選考・昇格等については、学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準の法令に定める教員の資格要件等を踏まえて、「教員選考規程」、「教員選考規程細則」、「教員選考基準規程」、「教員昇格内規」、「教員業績基準」（資料3-10、3-2、3-3、3-4、3-5）を定め、それに則って教員選考委員会で選考を行い、教授会もしくは研究科委員会で審議、学長が最終的な決定を行っている。また、2013年度に教員選考規程について見直しをはかり、教員選考規程内に基準規程を盛り込み、細則を精査し、学部・研究科の「教員選考規程」、「教員選考規程細則」の統一をはかるよう検証を行い整備し、2014年4月1日から施行した。更に追加修正を11月にも施行した結果、2015年度の、教員の採用、昇格に関わる教員選考のプロセスがより明確で厳密となった。

〈2〉看護学部

教員選考に関わる一連の諸規程に基づき、経営会議及び教授会にて教員選考にかかる領域・職位の審議を経て、教員選考委員会を設置する。教員選考委員会は、公募案の審議、応募者の書類選考、面接を行う。その結果を報告書として提出し、教授会、研究科委員会で審議し、学長が決定する。

また、特別任用教員、臨床教授、客員教授においては、「特別任用教員内規」、「臨床教授等に関する規程及び運用に関する申合せ」、「客員教授規程」に基づき、教授会の審議を経て、学長が決定する（資料3-11、3-12、3-13、3-14）。

〈3〉看護学研究科

教員選考に関わる一連の諸規程に基づき、経営会議での審議の後、修士課程の教員については研究科教授会、博士後期課程の教員については博士後期課程教授会にて教員選考委員会を設置する。教員選考委員会は公募案の作成、応募者の書類選考、面接を行い、人事選考結果の報告書を作成する。人事選考の結果は研究科教授会もしくは博士後期課程教授会にて審議・投票が行われた後、学長が決定し、研究科委員会で報告される。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

〈1〉大学全体

本学では、FD・SD委員会規程に則り、2012年にFD・SD委員会を設置した。これまでFD・SD委員会のほか、各委員会や事務局等の主催で、例年、活発なFD・SD活動が行われてきた。しかし、FD・SDとして行われる研修会も多岐にわたるようになり、日程や内容の調整が難し

くなってきたため、全学的にFD・SDの体系化・組織化を図る目的で、FD・SD委員会でFD・SDポリシーとFD・SDマップを策定した（資料3-15）。

まず、各委員会及び事務局等で主催した研修会等を計画するために、「学内研修会等実施計画書」及び「FD・SD実施計画書」の様式（資料3-16）に各委員会が、年度内に企画予定の研修会を記載、委員会に提出する仕組みとなっている。また同様に次年度のFD・SD企画について把握するために各委員会等に計画案を、半年前までに提出する等年間を通して体系的なFD・SDが実施できるようにしている。2014年度から年間4回程度のFD・SDを実施している。

授業評価は、2005年度から実施しており、2013年から授業評価結果に対する教員の意見・感想を加えた授業評価をHPで開示している。これにより、授業改善の具体的内容が教員、学生双方にとって理解しやすくなった。また、授業評価結果の高い科目について教授会で報告し、教員間での授業参観等、授業改善に活かせる制度を2015年度から実施予定である。

また臨床実習での教育力を向上させるために、実習病院の臨床指導者を対象とした「臨床指導者指導者研修会」を2013年から実施している。臨床指導に携わっている教員、特に新人教員も参加しておりFDとしての機能も果たしている。さらに、実習指導の偏りを少なくし、教員が共同で実習指導に関われるようにするために、2013年度から複数の教員で複数のグループを担当するチーム・ティーチング制を臨床指導体制に導入している。新人教員とベテラン教員の組み合わせ等により、新人教員にとっては教育方法を学ぶ場ともなっている。

教育研究業績及び社会活動については、教員は毎年、本学の年報に報告することになっている。また教育、研究、社会活動、学内貢献等について、教員は自己評価を行い、評価報告書（勤務評価記録書）を学長に提出する制度を2014年度から開始したところである。

〈2〉看護学部

2013・2014年度に実施したFDは表3-6-1、3-6-2の通りである。文部科学省・厚生労働省等からの方針が打ち出された際には、現状分析も兼ねてFDを実施し、またカリキュラムの改定や実習方法などの大きな変更があるときには、全学的なFDを実施して、教員に周知を図り、疑問点などの解消を図っている。

表3-6-1 2013年度開催 全学FD一覧

開催日	テーマ	人数	主催
5月23日	看護の臨床研究に関する倫理について	154	研究倫理審査委員会
5月30日	オープンキャンパスの活性化に向けて	62	広報委員会
10月31日	どこまでが指導か？何がハラスメントにあたるのか？	76	人権・倫理委員会
11月28日	看護系学術誌掲載の査読基準を満たす論文の書き方	99	研究支援委員会
	実習指導者研修会（第1回～第5回） （第1回：6/26、第2回：7/31、第3回：8/1、第4回：11/6 第5回：1/29）	46	実習委員会

表3-6-2 2014年度開催 全学FD一覧

開催日	テーマ	人数	主催
5月22日	看護の臨床研究に関する倫理について	60	研究倫理審査委員会
6月30日	オープンキャンパスの活性化に向けて	28	広報委員会
9月25日	研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について	45	研究支援委員会及び研究倫理審査委員会
	科学研究費応募書類（研究計画調書）の書き方のポイントについて	45	
10月30日	アクティブ・ラーニング導入の実践的課題	66	FD・SD委員会
	実習指導者研修会（第1回～第5回） （第1回:7/1、第2回:8/6、第3回:8/7、第4回:11/5 第5回:1/27）	60	実習委員会

〈3〉看護学研究科

教員の研究能力の向上や院生の研究指導の一環として、研究科独自に図書館運営委員会による文献データベース検索の方法についての講習会をFDとして例年実施している。2013年度には4回実施したが、時期を早めて欲しいという要望に応じて、2014年度には4月に3回開催した（表3-7-1、3-7-2）。FD・SDでは講義とグループワークでの参加型方法で実施している。

表3-7-1 2013年度図書館運営委員会主催FD（データベース講習会）一覧

開催日	テーマ	人数	主催
5月22日	医中誌Web・PudMed	30	図書館運営委員会
5月28日	CINAHL・Cochrane Library	28	図書館運営委員会
5月31日	J-Dream II	12	図書館運営委員会
6月3日	RefWorks	16	図書館運営委員会

表3-7-2 2014年度図書館運営委員会主催FD（データベース講習会）一覧

開催日	テーマ	人数	主催
4月16日	医中誌Web・PudMed	46	図書館運営委員会
4月21日	CINAHL	32	図書館運営委員会
4月22日	RefWorks	42	図書館運営委員会

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

- ・ 本学教員組織としては、領域毎に実践・教育・研究において豊富な業績をもつ教授が配置されており、職位の構成もバランスがとれており、スムーズな組織運営ができています。
- ・ 教養・基礎教員連絡会、看護教授連絡会議や教員が全員参加する教員会議等、活発な情報交換が行われることで、領域間で協力し合う組織体制ができています。

- ・ 教員選考における基準や規約の整備を行った結果、教員選考における公平性、透明性、厳密性を担保し、優秀な教員が採用できる体制が整っている。
- ・ FDポリシーとマップを整理したことで、体系的なFD・SDの企画・運営ができる基盤が整ってきた。
- ・ 教員の意見、感想を加えた授業評価の開示を始めたことで、授業評価がどのように活かされるのかが、学生、教員共に分かりやすくなった。
FDに関する参加者アンケート結果から判断すると、いずれのFDに対しても満足度は高く、教員の資質向上に役立っていると考えられる（資料3-17）。
- ・ FDに関する参加者アンケート結果から判断すると、大学院に関する内容が多いことから、研究科での教育研究の質向上につながっているようである（資料3-17、3-18）。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

- ・ FD・SDの年間計画の立案・実施に関して、FD・SD委員会と各委員会の役割及び予算配分について明確化する。
- ・ 大学院修士課程看護学専攻のCNS教育課程の内容の変更を行うため、CNS講義・演習を担当する教員（非常勤教員も含め）の配置等、教員組織の検証を進める。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

- ・ 本学では、FDを通して大学教員としての意識の啓発にあたってきたが、今後はさらに具体的な教育方法や研究指導の方法等についての研修等を系統的に企画する。
- ・ 授業評価の得点の優秀科目の公開等により、教員同志で授業改善に取り組む気運が高まり、さらに授業参観等を取り入れ発展させる。

②改善すべき事項

〈1〉大学全体

FD・SDの年間計画の立案・実施に関して、FD・SD委員会と各委員会の役割及び予算配分について明確化する。

4. 根拠資料

- 3-1 本学で選考したい教員像
- 3-2 日本赤十字看護大学教員選考規程細則
- 3-3 日本赤十字看護大学教員選考基準規程
- 3-4 日本赤十字看護大学教員業績基準の申合せ
- 3-5 日本赤十字看護大学教員昇格内規
- 3-6 平成26年度日本赤十字看護大学看護学部教員組織図（既出2-3）
- 3-7 日本赤十字看護大学教授会規程
- 3-8 日本赤十字看護大学看護学研究科委員会規程
- 3-9 大学情報の公表 I 教育研究活動等の状況についての情報
 - (2) 教育研究上の基本組織に関すること（大学HP）
<http://www.redcross.ac.jp/disclosure/documents/H26-PDF-2.pdf>
- 3-10 日本赤十字看護大学教員選考規程
- 3-11 日本赤十字看護大学特別任用教員内規
- 3-12 日本赤十字看護大学臨床教授等に関する規程
- 3-13 日本赤十字看護大学臨床教授等の運用に関する申合せ
- 3-14 日本赤十字看護大学客員教授規程
- 3-15 日本赤十字看護大学FD・SDポリシー・マップ
- 3-16 学内研修会等実施報告書
- 3-17 FD参加者アンケート結果
- 3-18 研究科学生による授業評価の結果

4. 教育内容・方法・成果

〔1〕 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

〈1〉 大学全体

本学では、前述した理念・目的に基づき、看護学部と看護学研究科において以下のような教育目的・教育目標とディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を定めている。

〈2〉 看護学部

看護学部では、看護の専門職者として必要な能力と姿勢を育むために、以下の看護学部教育目的・目標を定めて、学生便覧（資料4-1-1、p. 10）、看護学部HP（資料4-1-2）、大学案内（資料4-1-3、p. 5）に明示している。

【看護学部の教育目的・教育目標】

赤十字の理念に基づき、看護の実践と研究に必要な基礎的能力をもち、人類と国際社会に貢献できる、幅広い教養と豊かな人間性のある人材を育てることを目指す。

- (1) 人間がそれぞれに固有の価値をもったかけがえのない存在であることを理解するために必要な知識と感性を身につけ、かかわり合うことができる基礎的能力を養う。
- (2) 人間の尊厳 (Human Dignity) と権利 (Human Rights) を擁護し、倫理的な判断に基づいて行動することのできる基礎的能力を養う。
- (3) さまざまな健康課題を判断し、対処できるための基礎的能力を養う。
- (4) 急激な自然・社会変化により危機的な健康課題を抱えた人々に必要な看護が実践できるための基礎的能力を養う。
- (5) さまざまな領域の専門家と連携した学際的な活動を展開し、新たな保健福祉コミュニティを創りだすことに貢献できる基礎的能力を養う。
- (6) 国際的な視野を持ち、変化する社会のなかでの自らの役割を認識し、看護実践を通じて国内外で社会貢献することのできる基礎的能力を養う。
- (7) 看護の実践・教育・研究において、生涯にわたって自らを発展させ続けることができるための基礎的能力を養う。
- (8) 常に人間としての成長を目指すとともに、看護専門職としての誇りと責任をもって実践することができる知識と技術を身につける。

【ディプロマ・ポリシー】

上記の教育目的、教育目標に基づき、以下の能力や態度等を卒業までに身につけることをディプロマ・ポリシー（学位授与方針）として定め、学生便覧（資料4-1-1、pp. 10-11）や看護学部HP（資料4-1-2）に明示している。なお、2011年度に検討・決定し、2012年度から学生便覧等に明示した。

① 関係を築く力

- 一人ひとりの人間を総合的に理解することができる。
- 異なる文化、価値観をもつ人々を、かけがえのない人間として尊重する態度を身につけている。

- 自己の考えを相手に分かるように主張できるだけでなく、他の人たちそれぞれの独自性を認めつつ、相互に高めあい、支えあう関係を築く能力を身につけている。
- ② 擁護する力
- 人間の尊厳と権利を倫理的な視点から擁護する能力を身につけている。
 - 一人ひとりの人間の意思と独自性を尊重し守るための能力を身につけている。
- ③ 探求する力
- 健康上の諸課題に気づく能力を身につけている。
 - 健康の諸課題をさまざまな角度から分析する能力を身につけている。
 - 健康上の諸課題に対処するための方法を、根拠に基づいて検討する能力を身につけている。
 - 看護の実践、研究に必要な知識・技術を探求する基礎的な能力を身につけている。
- ④ 実践する力
- 健康レベルに応じた諸課題への対処に必要な知識・技術を学び、実践する能力を身につけている。
 - 環境や状況に応じた看護を実践する能力を身につけている。
 - 災害等の危機的な状況下に生じる健康問題を理解し、援助活動に必要な知識・技術を身につけている。
 - 看護を受ける人の持つ力を活かして実践する能力を身につけている。
 - 自らの行った実践を振り返り、評価する能力を身につけている。
- ⑤ 連携する力
- 変化する保健医療福祉システムに即して看護の機能や看護職の役割を果たす能力を身につけている。
 - 他の専門職の機能や役割を理解し、必要に応じて調整的な機能を果たすための基礎的な能力を身につけている。
 - 地域社会のなかで、さまざまな人々と連携し、健康上の諸課題に対応するためのネットワークの一員として協働する能力を身につけている。
- ⑥ 国際貢献する力
- 国際的な視野に立って、健康上の諸課題を理解することができる。
 - 本学で培った知識・技術を活かして、国際貢献する基礎的な能力を身につけている。
- ⑦ 成長する力
- 専門職としての自らを評価し、必要とされる課題を見いだす能力を身につけている。
 - 国内外の社会変化を的確に把握し、その中で求められる役割に対応できる基礎的な能力を身につけている。
 - 専門職として実践、研究、教育を行うために、自らの可能性を追求し、人間として成長し続ける能力を身につけている。
 - 同僚や後輩等専門職同士で共に教え学びあい、成長し合う姿勢を身につけている。
- ⑧ 変化を生み出す力
- 変動する社会に常に関心を持ち続け、種々の状況下での人々の健康へのニーズを発見する能力を身につけている。
 - より良い社会の実現にむけて、新たな看護を創り出そうとする姿勢を身につけている。

〈3〉看護学研究科

1) 修士課程

修士課程では、「広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うこと」を目的に（資料4-1-4、p. 3）、①看護学独自の研究方法の開発や看護学の現象を追求していくための基礎的能力の強化、②看護実践の質を向上させるための各看護専門領域の理論と実践の統合、③看護教員の育成と看護教育学の確立、④医療の高度化・システムの複雑化・国際社会の中で積極的で有効適切な看護サービスのできる、また、リーダーシップを発揮できる、人材の育成を目指している。これらに基づき、以下に示すディプロマ・ポリシーを2013年度に決定し、大学院シラバス（資料4-1-4、pp. 3-4）、大学院HP（資料4-1-5）、大学院案内（資料4-1-6、p. 5）に明示している。

【ディプロマ・ポリシー】

看護学研究科修士課程に所定の期間在学し、本研究科の修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査に合格し、以下の要件を満たす者に、修士（看護学）を授与する（資料4-1-4、p. 58）。

- ① 現場のさまざまな課題を幅広い視点から捉え探求する能力を有している。
- ② 人間の尊厳と権利を擁護し、倫理観をもとに問題を探求する能力を有している。
- ③ 研究に取り組むための基礎的能力を有している。
- ④ 保健医療福祉システムにおいて、他の専門職との協働、看護職としての役割を発揮する能力を有している。

高度専門職業人を目指す者は①～④に加え、以下の能力を有している。

- ⑤ 看護学の専門分野における卓越した臨床看護能力
- ⑥ 課題を解決するために、既存のシステムのみならず新たなシステムを構築し、マネジメントする能力

研究・教育者を目指す者は①～④に加え、以下の能力を有している。

- ⑦ 看護学の専門分野についての知識を体系化する能力
- ⑧ 看護学の発展に寄与する研究、それらに基づく教育に取り組む基礎的な能力

2) 博士後期課程

博士後期課程では、「看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を養うこと」を目的に（資料4-1-4、p. 3）、①看護学の研究・開発を自立的に進めることができる看護研究者の育成、②高等教育機関における看護学教授及び管理運営者の育成、③保健医療施設で活躍する看護管理者の育成、④看護の国際協力に貢献し得る看護専門職の育成を目指している。これらに基づきディプロマ・ポリシーを、以下のとおり大学院シラバス（資料4-1-4、p. 4）、大学院HP（資料4-1-5）、大学院案内（資料4-1-6、p. 5）に明示している。

【ディプロマ・ポリシー】

看護学研究科博士後期課程に所定の期間在学し、修了要件となる単位数を修得するとともに、学位論文審査に合格し、以下の要件を満たす者に、博士（看護学）を授与する（資料4-1-4、p. 58）。

- ① 看護学において、深い学識や高度な実践能力に基づき、看護学の発展と深化に寄与し、

人びとの健康と福祉に貢献しうる研究活動を独立して担う能力を有している。

- ② 卓越した専門性と倫理観を有し、指導者、管理者、教育者、研究者として、国際的・学際的にリーダーシップを発揮できる資質・能力を有している。

3) 博士課程共同災害看護学専攻 (DNGL)

2014年に開講した博士課程共同災害看護学専攻は、高知県立大学、兵庫県立大学、千葉大学、東京医科歯科大学、日本赤十字看護大学の5大学が共同で設立した5年一貫課程の共同大学院で、災害看護グローバルリーダー養成プログラム (DNGL) を実施している。この専攻の目的は、「看護学を基盤として、他の関連諸学問と相互に関連・連携しつつ、学術の理論及び応用について産官学を視野に入れた研究を行い、特に災害看護に関してその深奥を極め、人々の健康社会の構築と安全・安心・自立に寄与すること」であり (資料4-1-7、p. 2)、「求められている災害看護に関する多くの課題に的確に対応し解決できる、学際的・国際的指導力を発揮するグローバルリーダーとして高度な実践能力を有した災害看護実践者並びに災害看護教育・研究者を養成すること」を教育目標としている (資料4-1-7、p. 2)。これらの教育目的・教育目標に基づき、ディプロマ・ポリシーを以下のとおり定め、履修の手引き (資料4-1-7、pp. 2-3)、大学院HP (資料4-1-5) に明示している。

【ディプロマ・ポリシー】

博士課程共同災害看護学専攻に所定の期間在学し、修了要件となる単位数を修得するとともに、博士論文の審査及び最終試験に合格し、以下の要件を満たす者に学位を授与する。学位の名称は、博士 (看護学) とし、Disaster Nursing Global Leaderを付記する。

- ① 人間の安全保障を理念として、いかなる災害状況でも「その人らしく健康に生きる」ことを支援することができる能力を有している。
- ② 災害サイクル諸局面において「健康に生きるための政策提案」に取り組むことができる能力を有している。
- ③ グローバルな視点から安全安心社会の実現に向けて、産学官との連携を築き、制度やシステムを変革できる能力を有している。
- ④ 学際的な視点、国際的な視点から災害看護学を構築し、災害看護学を研究開発できる能力を有している。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

〈1〉 大学全体

本学では、前述した教育目的・教育目標とディプロマ・ポリシー (学位授与方針) に基づき、看護学部と看護学研究科において以下のようなカリキュラム・ポリシー (教育課程の編成・実施方針) を定めている。

〈2〉 看護学部

教育目標に基づいて、本学のカリキュラム・ポリシーを、以下のように定め、学生便覧 (資料4-1-1、pp. 11-12) ・看護学部HP (資料4-1-2) ・大学案内 (資料4-1-3、p. 10) に明示している。

【カリキュラム・ポリシー】

本学のカリキュラムは、教育目的・目標の実現をめざし、看護専門職として基礎的な内容から専門的・応用的な内容にわたる学習段階を重視したカリキュラム構造としている。

特に、基礎的な学習においては、学生一人ひとりの個別性に応じた丁寧な教育を実施し、学習段階が進む中で、常に人道 (Humanity) を実現するための看護の原点に立ち返って探求できるようなカリキュラムとしている。

さらに、学生の自律的・創造的な力を強化するために、自己学習を促進するようなゆとりのあるカリキュラムとし、より応用的・発展的な学習を選択的に履修できるような科目設定をしている。

具体的には、＜基礎科目群＞と＜看護専門科目群＞という2つの科目群によって構成し、2つの科目群のバランスを配慮したカリキュラム構造としている。

＜基礎科目群＞は、建学の理念を基盤とした幅広い教養と豊かな人間性のある人材育成を目的とするための科目群である。ここでは、「赤十字」「人間」「社会」「自然と科学」「情報」「言葉」「基礎ゼミ」「健康」に区分する。

この科目群のねらいは、以下の通りである。

- 高等学校からの連携教育を図る。
- 幅広い視点から創造的思考力を育成する。
- 医療の高度化や看護ニーズの多様化等に対応する専門的能力を育成する。

＜看護専門科目群＞は、看護学の専門的知識・技術を基礎から応用へと段階的に学習するための科目群である。ここでは、「看護論」「看護技術論」「看護援助論」「精神保健看護学」「発達看護学」「健康レベル別看護学」「地域・在宅看護学」「看護管理学・看護教育学」「応用看護学」「国際・災害看護学」「看護学実習」「研究」に区分する。

この科目群のねらいは、以下の通りである。

- エビデンスに基づいた看護を展開できる力を育成する。
- さまざまな健康レベルや場に応じた諸課題に対応できる実践能力を育成する。
- 国内外の災害救援・救護及び国際開発協力等における実践能力を育成する。
- 看護職（保健師・看護師）に共通する地域社会の中で連携して実践していくための能力を育成する。
- 学習段階に応じたレベル別の看護学実習を展開する。
- 一人ひとりの人間がもつ固有の価値を認めて関係を築く能力と人間の尊厳と権利を擁護する能力を育成する。
- 健康レベルに応じた看護実践能力に加え、急性期化する医療機関での看護実践能力を育成する。

〈3〉看護学研究科

1) 修士課程

修士課程のカリキュラム・ポリシーについては、以下のように定め、大学院シラバス（資料4-1-4、pp. 4-5）・大学院HP（資料4-1-5）、大学院案内（資料4-1-6、p. 4）に明示している。

【カリキュラム・ポリシー】

看護学専攻と国際保健助産学専攻の2専攻があり、それぞれのカリキュラムを開設している。専攻ごとに看護学・国際保健助産学の課題に対応する実践能力の向上、研究能力の育成を積極的に推し進める。将来的には、国際的・学際的な指導力、管理能力、教育力、研究力を発揮できる人材の育成を基本理念としている。

看護学専攻・国際保健助産学専攻の教育目的に到達するため、以下の方針に基づき、教

育課程を編成している。

- 専攻を超えた学習が必要な内容を共通科目として置く。
- 研究能力育成のための科目を置く。
- 看護学を探究するため看護科学特講を共通科目に置く。
- 赤十字の理念に基づく人道、国際性に関する科目を置く。

看護学専攻においては、さらに以下の方針に基づき、教育課程を編成している。

- 10の専門領域（基礎看護学、がん看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、看護教育学、看護管理学、国際・災害看護学）に必要な科目（特講・演習・実習）を置く。
- 専門看護師認定試験受験（CNSコース：がん看護、小児看護、クリティカルケア看護、慢性看護、老年看護、精神看護、在宅看護、災害看護）に必要な科目を置く。
- 高度専門職業人育成として認定看護管理者認定審査受験、及び看護師等養成所の専任教員または教務主任の養成講習会修了資格取得に必要となる科目を置く。

国際保健助産学専攻においては、さらに以下の方針に基づき教育課程を編成している。

- 専門領域に必要な科目（特講・演習・実習）を置く。
- 助産師国家試験受験資格に必要となる科目を置く。

2) 博士後期課程

博士後期課程のカリキュラム・ポリシーについては、以下のように定め、大学院シラバス（資料4-1-4、p.5）・大学院HP（資料4-1-5）、大学院案内（資料4-1-6、p.4）に明示している。

【カリキュラム・ポリシー】

看護学研究科博士後期課程の教育目的に到達するため、以下の方針に基づき教育課程を編成している（資料4-1-4）。

- 分野として、基礎看護学、応用看護学（母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、国際・災害看護学）、看護教育・管理学を置く。
- 分野毎に必要な特論、特別研究、共通科目を置く。
- 高度な研究能力育成のため、看護科学特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、看護研究特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ、研究計画書セミナーを共通科目に置く。
- 学生の個性に即した論文指導を行うため、3年間にわたり分野毎に特別研究を置く。

3) 博士課程共同災害看護学専攻

博士課程共同災害看護学専攻のカリキュラム・ポリシーについては、教育目的・教育目標に基づき以下のように定め、履修の手引き（資料4-1-7、p.4）・大学院HP（資料4-1-5）に明示している。

【カリキュラム・ポリシー】

博士課程共同災害看護学専攻は、災害看護のグローバルリーダーを養成するために、教育目的に基づき、以下のような方針で教育課程を編成している。

- カリキュラムは、災害看護学の基礎となる「看護学の基盤に関する科目群」「災害グローバルリーダーに必要な学際的科目群」、災害看護学を学問として構築する能力を養うための「災害看護学に関する科目群」、災害看護学に関する専門的な実践や研究、

グローバルリーダーとしての機能・役割を身につけるための「災害看護学演習」「災害看護学実習」及び「災害看護学に関する研究支援科目群」の6つの科目群によって構成する。

- 学生が自分の関心や課題に沿って自律的に学び、グローバルリーダーとしての能力を培うことができるように、「災害看護学演習」及び「災害看護学実習」の科目群に「インディペンデントスタディ」を科目として置く。
- 構成大学院（「高知県立大学大学院看護学研究科」「兵庫県立大学大学院看護学研究科」「千葉大学大学院看護学研究科」「東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科」「日本赤十字看護大学大学院看護学研究科」）は、学生が各構成大学院から10単位以上の履修ができるように必要な科目を開講する。
- 学修の過程で、その成果を確認するために、Preliminary Examination とQualify Examinationを実施する。
- 構成大学院の専任教員による研究指導體制の下で災害看護学に関連する理論、高度な実践や研究についての知識を統合し、災害看護学の「博士論文」を作成できるように科目を編成する。

(3)教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか。

〈1〉大学全体

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー作成をするにあたり、教授会、教員会議、FD等での教職員の周知を図り、さらに、実習施設において複数説明会を開催した。

看護学部と看護学研究科の教育目的・教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーは、学生便覧、シラバス、HP、大学案内等に掲載し、教授会、教員会議、FD等でも学生や教職員への周知を図り、社会にも公表している。

〈2〉看護学部

学部の教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては、学生便覧（資料4-1-1、pp. 10-12）、学部HP（資料4-1-2）に掲載して、学生・教職員の他、社会にも公表している。特に入学を希望する高校生やその保護者等には、オープンキャンパスの機会を用いて説明している。また、大学構成員に対しては、教授会・教員会議等を通じて適宜、共通理解を図っており、カリキュラム等が大幅改定される際にはFD・SDを開催して周知している。学生へは、新年度のガイダンスに学生便覧（資料4-1-1、pp. 10-12）を用いて説明している。シラバスには、各科目の授業概要のみ掲載し、教育目標やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーはを掲載していない。

〈3〉看護学研究科

2012年度に策定したディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、大学院シラバス（資料4-1-4、pp. 3-5）、大学院HP（資料4-1-5）、大学院案内（資料4-1-6、pp. 4-5）に明示し、新年度ガイダンスやオリエンテーション、大学院進学説明会等を通して教職員や学生、受験生等に周知している。また、情報の透明性や明瞭性が増すよう、2014年度からフェイスブック等の広報媒体も用いて周知徹底を図っている。

また、2014年度に開講した博士課程共同災害看護学専攻（DNGL）のディプロマ・ポリシー

及びカリキュラム・ポリシーについても、履修の手引き（資料4-1-5、pp.2-4）、大学院HP（資料4-1-5）に明示し、新年度ガイダンスやオリエンテーション、大学院進学説明会等を通して教職員や学生、受験生等に周知している。

(4)教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉大学全体

教育目的・教育目標等の適切性については、カリキュラム改正の際に第8次カリキュラム検討委員会で検証し修正してきた。2014年に学長諮問として臨時に設置した各領域の教授・准教授で構成した「教育評価プロジェクト」による在学生・卒業生対象の教育評価調査を実施して、本学の教育の適切性に関して検証を行っている。調査様式を教授会・研究科委員会で確認し、調査を実施した。調査結果を「教育評価プロジェクト」で整理・検討し、教授会・研究科委員会で報告した。2015年度からは教務委員会がプロジェクトを引き継ぎ、定期的に教育効果の検証を行っていく予定である。2014年から教学マネジメント会議が設置されてからは、調査結果の検証及び新しい教育課程の編成や実施方針の適切性に関しては、教学マネジメント会議や大学評価委員会等で定期的に検証を行っている。

〈2〉看護学部

現在のカリキュラムについては、2010年に「第8次カリキュラム検討委員会」を立ち上げて検討し、2012年度に大幅改訂を行った。その際、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについても、従来の「教育目標」「卒業生の特性」を土台にして検討を行った。各年度開始に教務委員会の中で、カリキュラム・ポリシーに関する前年度からの持ち越された目標について確認し、年度末には教育目標や学位授与方針も含めて目標の達成度について検討を行っている。

また、2013年度末には、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに関して、卒業を控えた学部4年生に対して「教育評価プロジェクト」が質問紙調査を行い、4年間を通しての目標の達成度について尋ねた。その結果、ディプロマ・ポリシーに関しては、卒業時に「身につけているかどうか」との質問に対して、「強くそう思う」「そう思う」と回答した割合の合計が60%以上の項目は、全体の25項目中の20項目であり、ほぼ達成されているといえる。一方、卒業時に身につけていると回答した者が50%に満たなかったのは、「国際的な視野に立って、健康上の諸課題を理解することができる能力」と「国内外の社会変化を的確に把握し、その中で求められる役割に対応できる基礎的な能力」の2項目であった。

また、カリキュラム・ポリシーに関しては、全体の10項目のうち7項目で60%以上の学生が肯定的な評価を下しており、ほぼ適切なカリキュラムと評価できる。学生の肯定的な評価が60%に満たなかったのは、「高等学校での学習を補ったり、大学への学習へとつないでいくことを考えたカリキュラムである」の項目のみであった（資料4-1-8、pp.25-29）。

さらに、2014年4月には各学年の在学生に、8月には卒業生及び在学生に対しても同様の調査を行い、本学のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーについて尋ねており、今後も継続していく予定である。（資料4-1-8、pp.5-24、pp.60-61）

〈3〉看護学研究科

学部と同様に2014年3月には、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに関して、修士課程2年次と博士後期課程3年次の学生に対して「教育評価プロジェクト」が質問紙調査を行い、2年間及び3年間以上を通しての目標の達成度についての評価を受けた（資料4-1-8、pp. 30-54）。その結果、ディプロマ・ポリシーに関する16項目のうち、「強くそう思う」「そう思う」と回答した看護学専攻の学生が60%以上だった項目は、看護実践能力、倫理的課題の分析能力、人間の尊厳や権利を擁護する能力、研究課題をもとに研究計画書を作成する能力等の5項目で、30%未満の項目は「専門分野における知見を評価する能力」のみであった。

一方、国際保健助産学専攻では、「強くそう思う」「そう思う」と回答した学生が60%以上であった項目は、看護実践能力、倫理的課題の分析能力、人間の尊厳や権利を擁護する能力、研究能力等の6項目で、30%未満の項目は、複雑な現象への対応能力、知見を評価する能力、知見を全体に位置づける能力の3項目であった。これは、これから助産師国家試験を受験する大学院生にしてみれば、当然の結果ともいえる。

また、カリキュラム・ポリシーに関する5項目うち、看護学専攻で「強くそう思う」「そう思う」と回答した学生が60%以上であった項目は3項目で、国際保健助産学専攻ではなかった。

博士後期課程の学生では、ディプロマ・ポリシーに関する10項目のうち、「強くそう思う」「そう思う」と回答した学生が60%以上だった項目は「自らの専門性にに基づき、広く保健医療福祉に関する現象を捉える能力」と「高い倫理観を備え人々の尊厳と権利を擁護する能力」の2項目のみで、30%未満の項目は研究やリーダーシップに関する5項目であった。これらの結果は、1、2年次の学生や、3年を超えて在籍している院生も回答しているため、肯定的回答が少なくなった可能性がある。また、カリキュラム・ポリシーに関する4項目のうち、「強くそう思う」「そう思う」と回答した学生が60%以上であった項目は「看護学を学問的に深く探求できるカリキュラム」と「各専攻の課題に対応する実践能力の向上を図るカリキュラム」の2項目で、30%未満の項目はなかった。

以上の結果をもとに、看護学研究科の教育課程の編成方針等の検証を行っていく。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈1〉看護学部

- ・ 学則や教育目標、学位授与の方針等は、1986年4月1日の開学以来、大きく変わっていないが、学生便覧だけでなく、HP等で広く社会にも明示されるようになった。また、カリキュラムの改訂時には、その都度、教育理念や目標を確認しながら、教務委員会及び第8次カリキュラム検討委員会で教育課程の編成や実施方針について検討し、教授会、教学マネジメント会議での議論を経て、見直しを行ってきている。
- ・ ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては、学生便覧、HP、大学案内にて公表するとともに、学生には、毎年のガイダンスで、入学希望者にはオープンキャンパスで説明してきており、本学の基本方針については、学内外ともに十分周知されている。

〈2〉看護学研究科

- ・ 年度開始時に研究科教務委員会の中でディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに関して前年度から持ち越された目標について確認し、その年度末に教育目標も含めてディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに関する目標の達成度に関する評価を行っている。
- ・ ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに関して修正等がある場合には、その都度研究科委員会に提出し、大学院教育に携わる全教員が本大学院の方針を共有するよう図った。
- ・ 2014年にはディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに関して、修士課程2年次と博士後期課程の学生に対して質問紙調査を行い、目標の達成度についての評価を受けた（資料4-1-8）。

②改善すべき事項

〈1〉看護学部

- ・ 教育目標やディプロマ・ポリシーについては、学生便覧、学部HP、大学案内を通して、一貫した表現で明示してきたが、カリキュラム・ポリシーに関しては、HPには明示されていたものの、学生便覧と大学案内においては、その内容について明示していても、「カリキュラム・ポリシー」という表現を用いていないなどの文言に統一性を欠くところがある。また、シラバスに、各科目の授業概要のみ掲載し、教育目標やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを掲載していないのは学生への周知に際し不十分である。

〈2〉看護学研究科

- ・ 研究科の修士課程及び博士後期課程において、教育目的は大学院シラバス、大学院HP、大学案内に明示されている。しかし、教育目標については2009年の自己点検・評価報告書に下位目的の形で記載されている以外、どの資料にも明示されていない。
- ・ 研究科の各課程のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの内容について、大学院シラバス、大学院HP、大学院案内等で周知を図っているが、文言の表記に統一性を欠くところがある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉看護学部

- ・ 今後も教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて、学生便覧、HP、大学案内で明示するとともに、その浸透に向けて、学内においては教授会や新学期ガイダンス等の機会をとらえて周知を図る。入学希望者にはオープンキャンパス等の機会を利用して説明し、周知の徹底を図っていく。
- ・ 今後も教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては、教務委員会を中心にして3年毎に点検・評価を行うと同時に、学生による教育評価を継続する。卒業生、就職先の管理者にも、3年毎を目処に行き、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて、定期的に検証していくとともに、時代の要請に沿った質の高い看護職者育成のための教育を提供できるように、必要に応じて見直しを行っていく。

〈2〉看護学研究科

- ・ 研究科教務委員会で、2012年度に策定されたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて定期的に点検・評価を行う。
- ・ ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを周知させることによって、大学院教育に携わる全教員が本大学院の方針を再認識し、よりよい教育を実施することへの意識を高めていく。
- ・ ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに関して、今後も院生・修了生に対して質問紙調査を行い、目標の達成度についての教育評価を継続して行う。

②改善すべき事項

〈1〉看護学部

- ・ ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの明示・公表は、学生便覧、大学案内、学部HPなどの媒体を通して行ってきたが、それぞれ教務委員会、広報委員会等複数の委員会が分担して行っているため、文言の表記に統一性を欠く部分があった。今後は、教務委員会、広報委員会、事務局等で連携しながら整合性を確保する。また、シラバスにも、教育目標やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを掲載し、学生への周知を図っていく。

〈2〉看護学研究科

- ・ 研究科の修士課程及び博士後期課程において、大学院シラバス、大学院HP、大学案内等にそれぞれの教育目的が明示されている。しかし、教育目標については2009年の自己点検・評価報告書に下位目的の形で記載されている以外、どの資料にも明示されていないため、早急に教育目標を策定する。
- ・ 研究科の各課程のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの内容について、大学院シラバス、大学院HP、大学院案内等で周知を図っているが、文言の表記に統一性を欠く部分があった。今後は、研究科教務委員会、広報委員会、事務局等で連携しながら整合性を確保する。

4. 根拠資料

- 4-1-1 学生便覧（2014年度）（既出1-3）
- 4-1-2 教育方針・受入方針（学部）（大学HP）
<http://www.redcross.ac.jp/fclty/concept.html>
- 4-1-3 2014年度大学案内
- 4-1-4 大学院シラバス（2014年度）（既出1-6）
- 4-1-5 教育方針・受入方針（大学院）（大学HP）
<http://www.redcross.ac.jp/grdschool/concept.html>
- 4-1-6 2014年度大学院案内
- 4-1-7 共同災害看護学専攻 博士課程 履修手引き（2014年度）
- 4-1-8 教育評価に関する調査報告書（2014年度）

〔2〕教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

〈1〉大学全体

本学は、看護学部と看護学研究科のカリキュラム・ポリシーに基づき、体系的なカリキュラムを編成し、必要十分な授業科目を開講している。教育課程の編成の適切性の検証については、毎年、教学マネジメント会議において、教育課程全体の評価をしながら方針を出し、教務委員会、研究科教務委員会で具体的な内容について検討し、改善すべき項目については、教授会、研究科委員会での審議を経て行っている。また、大幅なカリキュラム改訂を行う場合には、学長諮問による第8次カリキュラム検討委員会を立ち上げて検討を行い、経営会議および、教学マネジメント会議、教授会での審議を経て、改訂を行っている。学則変更が必要な場合には、学園本部の理事会での審議を経て行っている。

学部と研究科の教育課程の編成の現状は以下の通りである。

〈2〉看護学部

2012年度導入の新カリキュラムは、2011年の保健師助産師看護師学校等養成所指定規則（以下、指定規則）の改正に伴い、第8次カリキュラム検討委員会での検討に基づいて作成し、教務委員会、教授会、経営会議の検討を経て、2011年10月に文部科学省に申請を行い、2012年1月に承認された。2012年度新カリキュラムは、従来の科目編成方針を踏襲し、〈基礎科目群〉と〈看護専門科目群〉から構成されているが、指定規則の改正に伴い、保健師教育課程を選択制にするにも必要単位数を増加した。さらに、新たに「健康レベル別看護学」を設け、現在の医療状況を踏まえた看護実践能力の育成の強化を図った。

2012年度新カリキュラムの構成は、以下の通りである（資料4-2-1、pp. 11-12, pp. 24-25）。

〈基礎科目群〉

建学の理念を基盤とした幅広い教養と豊かな人間性をもつ人材育成を目的とするための科目群で、「赤十字」「人間」「社会」「自然と科学」「情報」「言葉」「基礎ゼミ」「健康」から構成されている。

この科目群の具体的なねらいは、①高等学校からの連携教育を図る、②幅広い視点から創造的思考力を育成する、③医療の高度化や看護ニーズの多様化等に対応する専門的能力を育成する、の3点である。

〈看護専門科目群〉

看護学の専門的知識・技術を基礎から応用へと段階的に学習するための科目群で、「看護論」「看護技術論」「看護援助論」「精神保健看護学」「発達看護学」「健康レベル別看護学」「地域・在宅看護学」「看護管理学・看護教育学」「応用看護学」「国際・災害看護学」「看護学実習」「研究」から構成されている。

この科目群の具体的なねらいは、①エビデンスに基づいた看護を展開できる力を育成する、②さまざまな健康レベルや場に応じた諸課題に対応できる実践能力を育成する、③国内外の災害救援・救護及び国際開発能力等における実践能力を育成する、④看護職（保健師・看護師）に共通する地域社会の中で連携して実践していくための能力を育成する、⑤学

習段階に応じたレベル別の看護学実習を展開する、⑥一人ひとりの人間がもつ固有の価値を認めて関係を築く能力と人間の尊厳と権利を擁護する能力を育成する、⑦健康レベルに応じた看護実践能力に加え、急性期化する医療機関での看護実践能力を育成する、の7点である。

〈3〉看護学研究科

1) 修士課程

本大学院の修士課程には、看護学専攻と国際保健助産学専攻の2つの専攻をおき、各専攻において以下のような専門分野や科目群等を置いている(資料4-2-2、pp. 4-5, pp. 11-14)。

看護学専攻には、基礎看護学、がん看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、看護教育学、看護管理学、および2010年度から災害看護の内容を加えて設置された国際・災害看護学の10の専門領域がある(資料4-2-2、pp. 11-13)。その中で、2005年に小児看護、慢性看護、精神看護がCNS教育課程の認定を受け、その後2009年度にがん看護とクリティカルケア看護、2012年度には老年看護、2013年度は災害看護が新たにCNS教育課程の認定を受け、現在計7つのCNS教育課程を設けている(資料4-2-2、pp. 16-25)。

また、看護教育学、看護管理学の2領域では、看護教員・看護管理者の養成を目的とした実践コースとして、「看護教員キャリア支援」コースと「現任教育担当者キャリア支援」、および日本看護協会認定看護管理者の認定審査が受けられる「看護管理者キャリア支援」コースを開設している(資料 4-2-4、p. 9)。

また、2013年度にはCNS教育課程のうち慢性看護、小児看護、精神看護のCNS教育課程(26単位)が、多くのCNSを輩出した10年の実績(資料4-2-8)が認められて、日本看護系大学協議会から更新認定を受けた。さらに、2014年度には高度実践家の育成の強化のため、がん看護、小児看護、慢性看護、精神看護、老年看護、災害看護のCNS教育課程の6コースを38単位とするための申請手続きを行った。それに加え、2015年度には「在宅看護」のCNS教育課程を開設予定である。

さらに、本学のディプロマ・ポリシーに照らし、修士論文の質と内容の到達基準を明確にし、2015年度から「特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」(各2単位)として単位化することとした。

(資料4-2-5)

国際保健助産学専攻は、2007年に新設され、世界の情勢を見つめ研究的視点をもって指導的立場で自立的に活動できる人材の育成を目指す<研究コース>と、助産ケアを必要とする人々の生活に直接関わって支援をしていく<実践コース>とがある(資料4-2-3、資料4-2-4、p. 10)。本専攻では、全科目を3分野にわけ、ウイメンズ・ヘルス・プロモーション分野に7科目、国際保健助産分野10科目、助産学分野14科目を開講している(資料4-2-2、p. 14)。<研究コース>は主にウイメンズ・ヘルス・プロモーション分野を、<実践コース>は助産学分野(必須28単位)を中心に履修できる教育課程を提供している(資料4-2-2、p. 14)。国際保健助産分野については両コースが履修でき、カンボジアでの実習を通して助産や母子保健を中心に国際協力について考える機会となっている(資料4-2-2、p. 220)。

また、修士課程には、各領域の専門科目の他に、専攻・領域を超えた学習が必要な共通科目として、「英語講読」「看護科学特講」「情報科学特講」等を開講している他、CNS教育課程の共通科目に該当する科目、「看護研究特講」「コンサルテーション論」等をお

いている（資料4-2-2、p. 13、p. 16）。さらに、38単位CNS教育課程を申請するに当たって「病態生理学」「臨床薬理学」等の医学系共通科目も2015年度から設け改正を行った。（資料4-2-5）

2) 博士後期課程

博士後期課程は、基礎看護学、応用看護学（母性看護学、小児看護学、成人看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、および2013年度に設置された国際・災害看護学）、看護教育・管理学の3分野10領域から構成されている（資料4-2-2、p. 42）。大学院教育においてコースワークの充実・強化が求められていることから、2013年度にカリキュラムを改訂した。主な変更点は以下の3つである。

- 高度な研究能力育成のために、博士論文作成に向けて必要な理論的知識や研究方法に関する知識を深く探求する科目の増設
- 専門分野を横断したより幅広い学際的視点で、自らの研究について精選、伝達できる能力を養うための科目の設置
- 専門分野を横断したより幅広い学際的視点で、リーダーシップを発揮できる能力を養うための科目の設置

研究能力の育成に必要な理論構築や研究方法論の科目を従来の2科目から10科目に増やし、コースワーク、論文作成指導、学位論文審査の各段階が有機的つながりを持って、博士の学位授与へ導いていく課程を整え、2014年度から開講している（資料4-2-2、p. 41）。

3) 博士課程共同災害看護学専攻

博士課程共同災害看護学専攻の教育課程は、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに基づき、以下の6科目群から構成されている（資料4-2-6、pp. 4-5）。

- ① 看護学の学問基盤に関する科目群：災害と人々の健康に関するさまざまな看護現象を把握し、問題や課題解決につなげていくために必要となる理論や倫理、研究方法についての科目
- ② 災害看護グローバルリーダーに必要な学際的な科目群：災害と人々の生活・文化、社会システム等の多様性を理解し、危機管理、防災、政策等の問題を学際的に検討していくための科目
- ③ 災害看護学に関する科目群：災害看護活動に必要な知識と実践能力、及び災害に特化した理論構築と倫理を習得していくための科目
- ④ 災害看護学演習：さまざまな災害状況における状況判断や意思決定能力をシミュレーション教育によって修得するとともに、災害時に必要な看護実践能力を習得するための科目
- ⑤ 災害看護学実習：国内外の保健医療機関、行政、災害関連の研究機関や団体等におけるインターシップや被災地における実習等の活動を通して実践能力を育成していく科目
- ⑥ 災害看護学に関する研究支援科目群：災害看護活動をエビデンスに基づき実践するとともに、その活動の成果を研究として積み重ね、論文としてまとめていく能力を育成するための科目

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供している

か。

〈1〉大学全体

看護学部では、看護職者として必要な知識・技術・態度をバランスよく身につけることができるような教育内容を提供している。看護学研究科では、看護の専門家として必要な高度な実践・教育・研究のための能力を身につけることができるような教育内容を提供している。教育方法の適切性の検証については、毎年、教学マネジメント会議、大学評価委員会において、教育方法全体の評価をしながら方針を出し、教務委員会、研究科教務委員会で具体的な内容について検討し、改善すべき項目については、教授会、研究科委員会で審議を経て行っている。また、大幅な変更が必要な場合には、学長諮問による第8次カリキュラム検討委員会を立ち上げて検討を行い、経営会議および、教学マネジメント会議、大学評価委員会、教授会での審議を経て、改訂を行っている。学則変更が必要な場合には、学園本部の理事会での審議を経て行っている。

教育内容の詳細は以下の通りである。

〈2〉看護学部

2012年度新カリキュラムは、ディプロマ・ポリシーである8つの力、すなわち「関係を築く力」「擁護する力」「探求する力」「実践する力」「連携する力」「国際貢献する力」「成長する力」「変化を生み出す力」を卒業までに身につけることを目的にして、〈基礎科目群〉と〈看護専門科目群〉という2つの科目群から構成され、各群には体系的に以下のような科目をおいている（資料4-2-1、pp. 11-12）（資料4-2-7）。

〈基礎科目群〉

基礎科目群は、「赤十字」「人間」「社会」「自然と科学」「情報」「言葉」「基礎ゼミ」「健康」に区分している。

- ・「赤十字」は、赤十字の理念である「人道 (Humanity)」を理解するために、「赤十字概論」を必修科目とし、「赤十字国際活動論」他1科目を選択科目とする。
- ・「人間」は、広く人間存在の多面性や環境について理解するために、「生命倫理」「生活環境論」を必修科目に、「哲学と倫理」他8科目を選択科目とする。
- ・「社会」は、変動する社会の構造や社会福祉について理解するために、「社会保障論」を必修科目とし、「社会学Ⅰ」他6科目を選択科目とする。
- ・「自然と科学」は、自然界の成り立ちについて科学的に理解することを目的に、「数学Ⅰ」他5科目を選択科目とする。
- ・「情報」は、急速に発展する情報化に対応し、統計的な情報処理能力を育成することを目的に、「保健統計学」を必修科目とし、「情報学概論」他1科目を選択科目とする。
- ・「言葉」は、国際的な活動を展開できる看護師の育成に向けて外国語の習得と日本語の表現力を強化することを目的に、「英語R1-2」他4科目を必修に、「日本語の表現」「中国語Ⅰ」「フランス語Ⅰ」他12科目を選択科目とする。
- ・「基礎ゼミ」は、大学で学問を学ぶために必要な基礎的能力を身につけることを目的として、小グループでのディスカッションを中心にした「基礎ゼミⅠ」、さまざまな分野のトピックスについて学生自身が調べ討論する力を養うことを目的とした「基礎ゼミⅡ」を、ともに必修科目とする。
- ・「健康」は、看護学と関連の深い医学、薬理学、栄養学を配置し、看護専門科目群を学

ぶための、人間の健康や疾病の成り立ち・回復について学ぶことを目的とし、「人体の構造と機能Ⅰ～Ⅲ」「疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ～Ⅳ、Ⅵ」「薬理学」「栄養学」の10科目を必修科目に、「疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ」他4科目を選択科目とする。

<看護専門科目群>

看護専門科目群は、看護学の専門的知識・技術を基礎から応用へと段階的に学習するための科目群で、「看護論」「看護技術論」「看護援助論」「精神保健看護学」「発達看護学」「健康レベル別看護学」「地域・在宅看護学」「看護管理学・看護教育学」「応用看護学」「国際・災害看護学」「看護学実習」「研究」に区分している。

- ・「看護論」は、看護学の基本となる看護理論や看護倫理について学ぶ科目で、「看護学概論Ⅰ」他3科目を必修科目に、「看護の歴史」を選択科目とする。
- ・「看護技術論」では、看護技術の基本となる援助的人間関係やフィジカルアセスメント、基礎看護技術を学ぶ科目で、「看護技術論Ⅰ～Ⅵ」の6科目を必修科目とする。
- ・「看護援助論」は、看護技術を土台にして、看護過程等具体的な看護援助を行うための基礎的能力を身につけることを目的とした科目で、「看護援助論Ⅰ～Ⅶ」を必修科目とする。
- ・「精神保健看護学」は、精神の健康のあらゆる面から、看護の基礎となる人間理解を深め、精神保健領域において援助を展開するための基礎的な能力を養うことを目的とする科目で、「精神保健看護学Ⅰ・Ⅱ」の2科目を必修科目とする。
- ・「発達看護学」は、人間のライフステージに沿った成長・発達とそれに伴う健康問題とその援助について学ぶことを目的にした科目で、「発達看護学概論」「発達看護学(成人期の看護)」「発達看護学Ⅰ～Ⅲ」の8科目を必修科目とする。
- ・「健康レベル別看護学」は、2012年度のカリキュラム改訂で新しく設置したもので、急性期、慢性期、緩和・終末期といった健康レベルに沿った看護援助を展開するための基礎的能力を養うことを目的としている。「プライマリーヘルスケア」他4科目を必修科目に、「緩和・終末期ケア」を選択科目とする。
- ・「地域・在宅看護学」は、地域における看護を展開するための科目からなり、「地域看護学」、「在宅看護学」を必修科目に、「公衆衛生看護活動論」「保健福祉行政論」「疫学」は、保健師教育課程選択者は選択必修科目、それ以外の者には、選択科目とする。
- ・「看護管理学・看護教育学」は、看護の制度・システムや教育方法について学ぶためのもので、「看護管理学Ⅰ」「看護教育学Ⅰ」を必修科目に、「看護管理学Ⅱ」、他2科目を選択科目とする。
- ・「応用看護学」は、精神保健及び発達看護学の各領域のトピックスに沿って学ぶための科目で、「応用看護学特論Ⅰ・Ⅱ」の2科目を選択科目とする。
- ・「国際・災害看護学」は、国際的な活動や災害時に活動できるための、基礎となる理論と援助方法について学ぶためのもので、「国際看護学Ⅰ」「災害看護論Ⅰ」を必修科目に、「国際看護学Ⅱ」他5科目を選択科目とする。
- ・「看護学実習」は、学生の学習状況に沿って段階的に実践能力を養うための科目で、レベルⅠ～レベルⅣ、総合実習からなる。具体的には、1年次に「看護援助論実習(レベルⅠ)」、2年次に「看護援助論実習(レベルⅡ)」、3年次に「精神保健看護学実習(レベルⅢ)」「発達看護学Ⅰ実習(レベルⅢ)」「発達看護学Ⅱ実習(レベルⅢ)」「発達

看護学Ⅲ実習（レベルⅢ）」、「地域・在宅看護学実習（レベルⅣ）-1」、4年次に「健康レベル別看護学実習（レベルⅢ）」「地域・在宅看護学実習（レベルⅣ）-2」、「看護学総合実習」の10科目を必修とする。さらに、4年次には、20人の学生が選択できる「公衆衛生看護学実習」がある。こうした「看護学実習」の履修にあたっては、それぞれの実習に必要な講義・演習科目の修了試験受験資格を有していることを必須条件としており、実習、講義、演習が有機的に結びつくように設定している。

- ・「研究」は、看護学研究を展開できるための基礎的な能力を養うための科目で、「研究方法論Ⅰ」他3科目を必修科目とし、「研究Ⅱ」他1科目を選択科目とする。
- ・「公衆衛生看護学」は、将来、保健師として実践するための基礎的な能力を養う科目で、保健師教育課程選択者に対して、必修科目とする。

〈3〉看護学研究科

1) 修士課程

修士課程には、看護学専攻と国際保健助産学専攻の2つの専攻があり、以下の専門領域別の専門科目と共通科目で構成されている（資料4-2-2、pp. 11-14）。

看護学専攻には、各専門領域に必要な科目として、特講Ⅰ～Ⅳ、演習Ⅰ・Ⅱ、実習Ⅰ・Ⅱをおき、最終的に修士論文を作成する。そのうち「がん看護学」「慢性看護」「クリティカルケア看護」「小児看護」「精神看護」「老年看護」「災害看護」の科目はCNS教育課程（26単位）に対応している。

また、看護教育学領域には実践コースがあり、看護師養成所の専任教員または教務主任の資格取得に必要な科目として、特講Ⅰ～Ⅵを設けているほか、共通科目として「教育学概論」「学習心理学」「学生理解」がおかれている。看護管理学領域でも、看護管理者の養成に必要な科目として特講Ⅰ～Ⅳを設けているほか、選択科目として「医療経済学」「病院管理論」「医療の質管理論」がおかれている。また、共通科目にも「医療と法」を設けている。

さらに、看護師・助産師の国際救援、開発協力活動への社会的関心や期待も高まり、国際救援や開発協力には医療、保健、衛生分野以外の、国際政治、世界経済、国際法等多岐にわたる学際的な知識、経験を有する専門家の育成も急務となっているため、2013年度から「国際看護学特講」の科目を現在の2科目から4科目へと拡大した（資料4-2-2、p. 13）。

また、高度実践家の育成の強化、教育の質の向上のために、がん看護、小児看護、慢性看護、精神看護、老年看護、災害看護のCNS教育課程の6コースに加え、「在宅看護」のCNS教育課程を開設する予定で、2015年度から38単位教育課程にするため医学系の指定科目を設置し、2014年7月に申請手続きを行った。また、2015年度から修士論文を「特別研究Ⅰ～Ⅲ」（各2単位）の科目として単位化する予定である。

国際保健助産学専攻には〈研究コース〉と〈助産実践コース〉があり、それぞれ以下の科目を設置している（資料4-2-2、p. 14）。

〈研究コース〉では、ウイメンズ・ヘルス・プロモーション分野として、「ウイメンズ・ヘルス・プロモーション概論・研究論・活動論」の3つの科目、演習Ⅰ・Ⅱ、実習Ⅰ・Ⅱを設置し、修士論文の作成を行う。

〈助産実践コース〉では、助産学分野として2012年度カリキュラム改正趣旨に則り、妊娠の正常・異常の診断能力、分娩時緊急対応能力、新生児アセスメント能力を強化するた

めに「基礎助産学特講Ⅰ～Ⅲ」と「実践助産学演習Ⅰ～Ⅴ」を配置し、医療安全・助産管理能力、地域連携能力強化のために「応用助産学特講Ⅰ・Ⅱ」を、実践力強化のために「助産学実習Ⅰ～Ⅴ」を配置し、課題研究の作成を行う。これは<研究コース>の修士論文に相当するものである。

国際保健助産分野としては、「国際保健助産論Ⅰ～Ⅲ」「リプロダクティブ・ヘルスケア演習Ⅰ・Ⅱ」「リプロダクティブ・ヘルスケア実習Ⅰ・Ⅱ」を配置して、カンボジアでの海外演習、マレーシアやミャンマーでのフィールドワークを実施している。

共通科目として、各領域の専門科目の他に全領域共通して履修できる科目を設置している。「人間総合講座」「情報科学特講」等の科目は、看護学の高度専門教育におけるリベラル・アーツの重要性についての認識から設けている。また、「看護科学特講」「看護研究特講」「コンサルテーション論」等の科目は、CNS教育課程（26単位）に対応して設置している。さらに、学生が国際的視野に立った研究を行う際に必要な英語力をつけるために、2013年度より英語文献の読解力を強化する科目として「英語講読Ⅰ（1単位）」、「英語講読Ⅱ（1単位）」を設置した。2015年度からは、38単位CNS教育課程に移行するに当たって、「フィジカルアセスメント」「病態生理学」「臨床薬理学」の医学系共通科目も設け、対象の病態生理学的変化を解釈し、臨床判断を行うための必要な知識と技術を、演習や具体的事例を通して習得できるようにする予定である（資料4-2-5）。

2) 博士後期課程

博士後期課程では、2014年度に科目の再編を行い、分野毎に主要な概念、研究課題、研究方法に関連する知識を学ぶ「特論」「特別研究1～3」をおき、さらに共通科目として、高度な研究能力を育成するため「看護科学特論Ⅰ～Ⅲ」「看護研究特論Ⅰ～Ⅵ」「研究計画書セミナー」の10科目をおくことで、コースワークを明確に示すことにした（資料4-2-2、p. 41）（資料4-2-9）。具体的な変更点とそのねらいは以下のとおりである。

「看護研究特論Ⅰ～Ⅵ」は、博士論文作成に向けて必要な理論的知識や文献分析、研究方法に関する知識を深く学生の個々の能力や関心に応じて習得できるように設定した。「看護科学特論Ⅰ～Ⅲ」は、看護学における研究の位置づけや看護科学の役割や今後の方向性を探求し、幅広い国際的・学際的視点を養うことを目的に設定した。

さらに研究計画書の審査に向けた「研究計画書セミナー」も配置し、合計10単位の選択科目をおくこととした。それに伴い、2013年度まで各領域においていた演習は廃止し、各領域では特論（2単位）、特別研究1～3（各2単位）とスリム化した。

この科目再編に伴い、2014年度から修了要件に係る所定の単位数を8単位から10単位に変更することを決め、コースワーク、論文作成指導、学位論文審査の各段階が有機的つながりを持って、博士の学位授与へ導く内容となった。

3) 博士課程共同災害看護学専攻

博士課程災害看護学専攻では、カリキュラム・ポリシーに基づき、6つの科目群に関連する科目が設置されている（資料4-2-6、p. 7）。

「看護学の学問基盤に関する科目群」は、「看護研究方法」「理論看護学Ⅰ・Ⅱ」「看護倫理」「看護情報統計学」「保健学的・疫学的研究法」「看護研究方法論Ⅰ～Ⅵ」で構成され、看護学領域における理論、倫理、研究方法についての知識を習得する。

「災害看護グローバルリーダーに必要な学際的な科目群」については、「危機管理論」

「環境防災学」「グローバルヘルスと政策」「専門職連携実践論」「災害医療学」「災害情報学」「災害心理学」「災害と文化」「災害社会学」「災害福祉学」「Professional writing」「Proposal writing」「Program writing」の科目から構成され、危機管理、防災、政策等の問題を学際的に検討していく能力を習得する。

「災害看護学に関する科目群」については、「災害看護学特論」「災害看護活動論Ⅰ～Ⅲ」「災害看護グローバルコーディネーション論」「災害国際活動論」「災害看護管理・指揮論」「災害看護倫理」「災害看護理論構築」から構成され、災害看護活動に必要な知識と実践能力を習得する。

「災害看護学演習」の区分については、「災害看護活動論演習Ⅰ・Ⅱ」「災害時専門職連携演習（災害IP演習）」「災害看護グローバルリーダー演習」「インディペンデントスタディ（演習）A～E」の科目で構成され、災害状況における状況判断や意思決定能力等を習得する。

「災害看護学実習」の区分については、「災害看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「インディペンデントスタディ（実習）A～E」の科目で構成され、国内外の保健医療機関、行政、災害関連の団体等の活動や被災地での活動を通して実践能力を育成する。

最終の「災害看護学に関する研究支援科目群」では、「実践課題レポート」「災害看護研究デベロップメント」「博士論文」の科目で構成され、災害看護活動の成果を研究論文としてまとめていく能力を育成する。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈1〉看護学部

- ・2012年度新カリキュラムのねらいは、第1に2011年の「指定規則」の改正に対応することではあったが、従来のカリキュラム評価で挙げられていた、過密スケジュールの問題や、医療現場の状況に即応できる学生の看護実践能力の向上といった課題への対応についても考慮したものとなった。

〈2〉看護学研究科

- ・CNS教育課程が7コースに増え、また2013年度に「慢性看護」「小児看護」「精神看護」の専門分野が日本看護系大学協議会から更新認定されたことは、多くのCNSを輩出した10年の実績が認められたものと評価できる。さらに、2015年度を目指し、「在宅看護」のCNS教育課程の設置も入れて計7コースの教育課程を26単位から38単位に移行すべく申請を行い、高度専門職業人の育成とその教育の質向上に積極的に取り組んでいる。
- ・ディプロマ・ポリシーに照らし、博士後期課程のコースワークの充実と単位数の再検討を行ったことで、幅広い学際的視野を獲得しながら、論文作成、学位論文審査の各段階が有機的つながりを持って、博士の学位授与へとより確実に導く教育課程に改編した。
- ・2014年から、他の4つの国公立大学と共同して、私立看護大学としては唯一、世界的視野でリーダーシップを発揮できる研究者や実践者の育成を図る5年一貫博士課程共同災害看護学専攻のプログラム（DNGL）に加わったことは、本学の母体でもある日本赤十字社のこれまでの国際的な災害救援活動が高く評価されたと考えられ、当プログラムの実習や演習を展開する上での強みとなっている。

②改善すべき事項

〈1〉看護学部

2012年度に開始した新カリキュラムが、2015年度に完成年次を迎えるので、2016年度にはカリキュラム全体の評価を行い、問題点を明確にし、改善していく必要がある。

〈2〉看護学研究科

2015年度から7コースにおいて38単位としてのCNS教育課程を開始するが、「クリティカルケア看護」のみが26単位でのCNS教育課程として継続している。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉看護学部

- ・ 2012年度新カリキュラムは、変動する社会・医療状況に対応できる、実践能力の高い看護師を育成することを目指して編成したカリキュラムである。

〈2〉看護学研究科

- ・ 2015年度以降、「在宅看護」のCNS教育課程の設置も入れて計7コースの教育課程を26単位から38単位に移行し、さらなる高度専門職業人の育成とその教育の質向上に積極的に取り組んでいく。
- ・ 博士後期課程では、ディプロマ・ポリシーに照らし、国際的・学際的知識と共に、理論的知識や研究方法をより体系的に習得し、確実に学位論文執筆に結びつけることができるようコースワークの充実を図る。
- ・ 2014年から他の4つの国公立大学と共同して、私立看護大学としては唯一、世界的視野でリーダーシップを発揮できる研究者や実践者の育成を図る5年一貫博士課程共同災害看護学専攻（DNGL）のプログラムに加わったことは、本学の母体でもある日本赤十字社のこれまでの国際的な災害救援活動が高く評価されたと考えられ、当プログラムの実習や演習を展開する上での強みとなっている。共同大学院間での連携を充実させ、プログラムを実行していく。

②改善すべき事項

〈1〉看護学部

2012年度新カリキュラムについては、2015年に完成年次を迎えることから、教務委員会、教学マネジメント委員会、大学評価委員会が検証方法を明確にしていく。また学生や教職員、卒業生の就職先等の意見をもとに、2016年度には教務委員会、教学マネジメント委員会、大学評価委員会がカリキュラム全体の適切性に関する評価を行う。

〈2〉看護学研究科

今回、CNS課程の38単位移行の申請をしなかった「クリティカルケア看護」について、条件がそろい次第、申請を行っていく。

4. 根拠資料

4-2-1 学生便覧（2014年度）（既出1-3）

4-2-2 大学院シラバス（2014年度）（既出1-6）

4-2-3 カリキュラム（大学院）（大学HP）

<http://www.redcross.ac.jp/grdschool/curriculum.html>

4-2-4 2014年度大学院案内（既出4-1-6）

4-2-5 2015年4月施行 修士課程看護学専攻教育課程改正における新旧対照表

4-2-6 共同災害看護学専攻 博士課程 履修の手引き（2014年度）（既出4-1-7）

4-2-7 教員方針・受入方針（学部）（大学HP）（既出4-1-2）

<http://www.redcross.ac.jp/fclty/concept.html>

4-2-8 CNS取得状況2014

4-2-9 2014年4月施行 博士後期課程看護学専攻教育課程改正における新旧対照表

〔3〕教育方法

1. 現状の説明

(1)教育方法及び学習指導は適切か。

〈1〉大学全体

本学では、看護学部・看護学研究科を問わず、効果的な教育方法および学習指導を追求するために、積極的に授業評価を実施し、その改善に学生の意見を取り入れている。同時に、学生が自主的主体的に学習できるようなアクティブ・ラーニングをテーマとしたFDを実施している。また、できる限りの少人数教育と講義・演習・実習の統合を追求するとともに、実習施設との連携のもと、実習指導者の研修等を行っている。また、本学の目的である国際貢献を目的達成するために海外の大学との協定を結んだ。

〈2〉看護学部

看護学部の授業方法は、その科目の目的を達成するために、担当教員が有効な方法を工夫しながら行っている。それぞれの科目の進め方については、シラバス上で講義中心、演習中心、実習等を明示している（資料4-3-1）。講義中心の科目であっても、授業の中にグループワークや事例検討を取り入れている科目は多い。学生の学習を支える上での基本方針は以下のとおりである。

① 少人数でのクラス配置と主体的学習

本学は看護師・保健師の国家試験受験資格取得のため、必修科目がきわめて多いが、英語R1、英語R2、英語W1、身体運動論は、教育上の効果を考慮して、1学年を4クラスに分け、1クラス40人以下になるように編成している。また、1年次前期の基礎ゼミは、1グループが学生数12～13人になるように編成し、各ゼミを11名の教員が担当することにより、入学したばかりの学生が主体的に参加しやすい小グループの形態としている。そして、「大学で学問を学ぶために必要な『聴く力』『話す力』『読む力』『書く力』『調べる力』の基本を身につける」という目的を掲げて、共通プリントを作成して授業内容と方法の標準化・レベルアップを図っている。

看護系の科目では、実技演習やグループワークを伴う科目では少人数に分けて行い、技術の習得や主体的な学習が図れるよう工夫をしている。授業でのグループワークは、学生に課題を与えて、グループ内でのディスカッションを基に全体発表で共有する「課題型グループワーク」と、特にテーマを定めずにその場で思いついたことを自由に話し対人関係スキルの向上を図る「体験型グループワーク」とがあり、それぞれの科目の目的に沿って行っている。また、2014年度から、シラバスに「履修に必要な事前知識」の欄を設け、学生のアクティブ・ラーニングを促している。

②学生の成長にあわせた「らせん状」の実習展開

本学では実習・講義・演習での学びを有機的に結びつけるために、各実習科目の実施前までに、必要な講義・演習科目の単位認定試験受験資格を有していることを「履修要件」として設定している。さらに、看護学実習は以下に示すように、レベルⅠ実習から総合実習まで、段階的に設定しており、学生が学年ごとに達成目標の異なる実習を経て、らせん状の成長過程を辿れるような実習を設定している（図1参照）。

1年次：看護の基礎を身につけることを目的として、1月に2週間の「基礎実習（レベル

I)」を行う。140人の学生が、4施設に分かれて行う。履修要件の科目は、「人体の構造と機能Ⅰ～Ⅲ」「看護学概論」「看護技術論Ⅰ～Ⅲ」である。

2年次：看護過程の展開を身につけることを目的として、8月から9月にかけて5週間の「看護援助論実習（レベルⅡ）」を行う。140人の学生が、4施設に分かれて行う。履修要件の科目は、「疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ～Ⅳ」「看護技術論Ⅱ～Ⅲ」「看護援助論Ⅰ～Ⅵ」である。

3年次：1、2年次の実習で培った基礎的な看護実践能力を踏まえて、専門領域で対象の特性にあわせた看護を展開することを目的として、7月から2月にかけて、「精神保健看護学実習〔レベルⅢ〕」「発達看護学Ⅰ（リプロダクティブ・ヘルスと看護）実習〔レベルⅢ〕」「発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護）実習〔レベルⅢ〕」「発達看護学Ⅲ（老年期の看護）実習〔レベルⅢ〕」を各2週間、4クール行う。1クールで各領域の実習に配置される学生数は、28～30人である。なお、その他4クールのいずれかのクールで2週間の実習に引き続いて、「地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕-1」を1週間行う。

レベルⅢの全領域の実習に共通している履修要件の科目としては、「発達看護学概論」「健康レベル別演習」があり、さらに「精神保健看護学実習〔レベルⅢ〕」は「精神保健看護学Ⅰ・Ⅱ」を、「発達看護学Ⅰ（リプロダクティブ・ヘルスと看護）実習〔レベルⅢ〕」は「発達看護学Ⅰ（リプロダクティブ・ヘルス看護①・②）」を、「発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護）実習〔レベルⅢ〕」は「発達看護学Ⅱ（子どもと家族の看護①・②）」を、「発達看護学Ⅲ（老年期の看護）実習〔レベルⅢ〕」は「発達看護学Ⅲ（老年期の看護①・②）」を設定している。「地域・在宅看護学実習〔レベルⅣ〕-1」は、「地域看護学」を履修要件科目としている。

4年次：7月から10月に「地域看護学実習Ⅰ・Ⅱ」を4週間、11月に希望領域を選択できる3週間の「総合実習」を行い4年間の実習の統合を図る。履修要件の科目としては、「地域看護学実習Ⅰ・Ⅱ」は、「保健統計」「生活環境論」「地域看護学概論」「疫学」「社会保障論」「地域看護学Ⅰ・Ⅱ」「在宅看護論」「保健福祉行政論」である。2012年度開始の新カリキュラムでは、6月から7月にかけて「健康レベル別看護学実習」を3週間、5月から7月に20人の保健師教育課程選択学生の「公衆衛生看護学実習」を5週間、そして、10月に「看護学総合実習」を行う。実習施設については、資料4-3-2に示した。それぞれの実習では、1病棟の学生人数を3～6人程度に配置し、教員1人が担当する学生数は7～10人以下とし、基本的には実習場に居続けて指導する体制をとり、実習指導者と連携しながらきめ細かな指導を行っている。またそれ以外にも、大学院生のTAや非常勤助手を指導担当として配置し、実習指導の質保障を図っている。2014年度時間割については、資料4-3-3に示した。

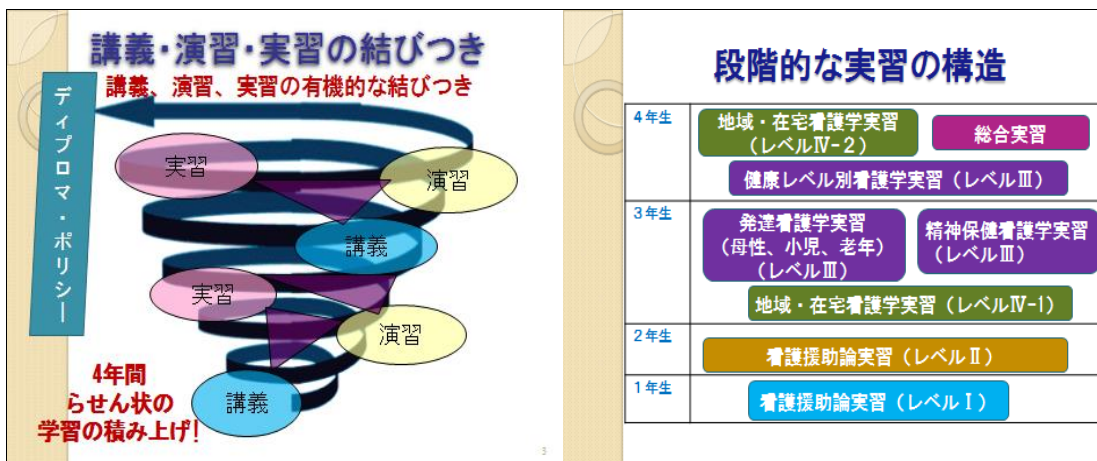


図1 学生の成長に合わせたらせん状の実習展開

③実習病院との有機的な連携システム

実習指導では現場との連携・協力が不可欠であるとの共通認識のもと、2007年から、実習先の職員を臨床教授に任命する「臨床教授制度」を設け、看護学部臨床教授11名、准教授1名、看護学研究科臨床教授9名、准教授5名を任命している。(施設数：看護学部6施設、看護学研究科13施設数)

また、資料4-3-2にあるように、実習施設が多数あるため、実習病院と大学とが、各レベルでの実習連絡会議を設け、綿密な連携体制を構築している (図2参照)。



図2 実習病院との有機的な連携システム

例えば、本学の中心実習施設である日本赤十字社医療センター、武蔵野赤十字病院とは、病院の看護管理部門と大学の教授で構成される「実習連絡会議」を年2回開催し、実習全般にわたる問題の協議と決定を行っている。また、実習指導者のリーダーと実習を直接担当する教員との「実習指導者会議 (マイスターズの会等)」を年3～4回開催し、実習指導で生じる具体的な問題を検討し、病院と大学との意思疎通を図っている。これ以外にも、実習前後には、毎回、病棟の指導者と教員とで打ち合わせや振り返りを密に行っている。

同時に、本学のすべての実習先の指導者と全教員が一堂に会して、実習指導について語り合う「実習指導者懇親会」を毎年1回、年度末に開催し、本学の状況を共有し、実習のあり方などについて話し合っている。

加えて、実習指導者の教育の質の向上を目的として、本学の実習委員と5実習施設の教育担当者として協働してプロジェクトを立ち上げ、2013年度から「実習指導者研修会」を開始し、受講者には修了証を授与し、46名に修了証を出した（資料4-3-4）。

④実習における危機管理のためのガイドライン

実習現場での危機管理は、感染症予防対策が重要な柱であることから、2010年度から「看護学実習における感染症予防対策」の冊子を作成し、全学生と教員に配付し、感染症予防の徹底を図っている（資料4-3-5）。

また、実習場における個人情報の保護や適切な情報管理を徹底するために、2014年から「看護学実習における適切な情報管理のためのガイドライン（Ver. 1）」を作成し、実習指導に活用している（資料4-3-6）。

⑤きめ細かい履修指導・支援と卒業前演習

本学は学年制を取っていないため学年での留年ということはないが、不合格科目のある学生や、授業の履修状況から4年間では卒業が困難と見込まれる学生について、授業担当教員と学年担当教員（6 学生支援参照）が連携して情報を共有し、学生個々の状況を把握しながら問題の改善に向けてきめ細かな指導・支援を行なっている。

まず、年度始めに、学年担当教員が受持ちの全学生（16名から18名程度）と面接し、学習上の困難等がないかを把握し、何か問題があれば迅速な相談体制を取っている。授業で欠席が続く等の問題状況が発生した場合には、授業担当教員が本人を呼び出すと同時に、すみやかに学年担当教員に連絡し、学生への指導・支援を依頼する（資料4-3-7）。

また年度末には、教務委員会において実習を含めた必修科目が不合格となった学生個々の履修状況を把握し、それぞれの学生毎の履修計画案を立案し、それを各学年担当教員と共有する。そして次年度4月の履修前に、学年担当教員が個々の学生に面接し、具体的な履修の方法について指導・支援を行う。

保護者に対しては、毎年秋に保護者懇談会を開催して履修状況を説明し、個別面接を求める保護者に学生の履修を含めた学習全般の相談に応じている。履修状況から、4年間では卒業できないことが確定した学生の保護者に対しては、学生の承諾を得たうえで、保護者と個別に面接して、学生への理解と支援を要請している。（保護者懇談会への参加人数は、2014年度：115人、2013年度：78人、2014年度：101人）

そして、卒業直前の4年生の希望者を対象に、毎年3月初旬に3日間、「卒業前技術演習」を授業とは別枠で設定し、看護技術のレベルアップのための練習ができるように、看護実習室を開放して設備を整え、教員、ティーチング・アシスタント（TA）が指導に当たっている。

表1. 卒業前技術演習参加学生人数

年度	2009	2010	2011	2012	2013
参加人数（延）	119	74	88	74	76

⑥海外研修の充実

本学は世界の赤十字社ネットワークを活かして開学以来国際交流を活発に行っている。

1997年度に米国コロラド大学、2007年にスウェーデン国スウェーデン赤十字大学、2013年にはタイ国タイ赤十字看護大学、そして2014年にはタイ国チュラロンコン大学とスイス国ラソーヌ大学と「看護教育及び研究・開発に関する覚書」を締結し、学生研修、交換学

生制度を行っていることで、学生の海外研修の幅が広がった。

また、2005年度からオーストラリアのモナッシュ大学での語学研修での履修単位は本学の英語の単位として認めている。また、2008年度からスイスで国際赤十字社やWHOなどを訪問する赤十字国際活動論演習を隔年実施している。

〈3〉看護学研究科

1)看護学研究科

各領域では、領域を問わず参加できる特別講義を毎年開催している。その内容は、臨床看護研究に関する倫理、学術雑誌の査読基準を満たす論文の書き方などである。また、毎年年度始めに図書館運営委員会の主催によるFD・SDとして開催される各種データベースの研修会には、院生も自由に参加ができることになっている。

さらに、大学院教育における国際力の強化のため、研修・実習の場の開拓に努めている。具体的には、スイス及びバングラデシュ赤十字機関、2014年度にはタイのチュラロンコン大学と提携を結び、2015年度にはフィリピン大学と提携を結ぶ運びとなっている。

2)修士課程

修士課程の教育では、授業科目の講義、演習（ゼミナール）を通してプレゼンテーションやディスカッションが多く用いられている。また、実践、相談、調整、倫理調整、教育、研究の6つの専門看護師の役割を中心に専門看護師の勤務する病院で実習している。学位論文の作成等では学生個々の動機や背景をもとに、個別指導を行っている。社会人学生への配慮として共通科目を火曜日に集中配置するなどの柔軟な体制を図ったほか、オフィスアワーを設け、学生の個別学習ニーズに対応している（資料4-3-8）。

加えて、国際保健助産学専攻の助産実践コースの演習・実習では、専任教員のデモンストレーションと技術指導、臨床指導者によるモデリング、超音波を併用した妊娠経過判断・分娩介助・母体緊急時への対応・新生児蘇生法（NCPR）・母子や家族へのケア等対象者への直接的なケア技術の演習、及び臨地実習を実施している。（資料4-3-8、pp. 239-252）

看護学専攻及び国際保健助産学専攻研究コースでは「修士論文」を、助産実践コースでは「課題研究」を修了要件としている。具体的な学位取得までのプロセス（資料4-3-8、pp. 32-33）と学位論文の審査基準をシラバスに図示し（資料4-3-8、p. 36）、学生の進捗状況と学習課題に応じて、小グループゼミナールや個別指導にて研究プロセスを促す教育を実施している。また、2015年度から研究計画発表会の開催時期を早め、学生の状況に応じて2回の発表機会のいずれかを選択できるようにする配慮を行うこととした。

3)博士後期課程

博士後期課程の教育においても、年次ごとの学位取得までのプロセス（資料4-3-8、p. 48）と、学位論文の審査基準をシラバスに図示し（資料4-3-8、p. 50-51）、学位取得までの道のりを示している。博士後期課程の教育課程は、共通科目、各専門の特論、特別研究と学位論文の作成を中心に構成され、指導教授が学生のプレゼンテーション、フィールドワークに基づくディスカッションによって個別学習ニーズに対応しながらリサーチクエストを明確にして研究計画から実施へと展開できるよう指導している。具体的には、個々の学生の希望にそった指導を担当する正研究指導教員は入学後に決定され、テーマによって入学半年後に副研究指導教員が決定される。毎年2月に学生が提出する1年間の研究報告書をもとに、正副指導教員がともに面接し、学生が研究活動を進めていけるように指導してい

る。研究計画書の提出後、博士審査委員会によって、主査1名（正・副研究指導教員以外）及び副査4名（正・副研究指導教員含む）で構成される研究計画書審査会によって審査が行われ、合格と判定された後に本調査に進むことができる。博士学位論文の審査は、主査1名（正・副研究指導教員以外）及び副査4名（正・副研究指導教員含む）で構成される博士学位論文審査会（以下「博士論文審査会」）で行われた後、口頭による最終試験が行われる（資料4-4-7、pp. 37-38）。

その後、審査員の合議で学位授与の可否について判定が行われ、主査が審査報告書を研究科長に提出する。合格の判定を得た論文は、博士審査委員会の審議に付され、委員の投票により可否を決定した後、研究科長を経て研究科委員会で審議され、最終的に学長が認定する（資料4-4-5、p. 97）

4) 博士課程共同災害看護学専攻

博士課程共同災害看護学専攻では、教育の質の保証とともに一層の教育効果を向上させるために、最新のメディア機器を用いた複合的な教育方法を取り入れている。その一つがLMS (Learning Management System)で、学生と教材の管理、学生の学習進捗状況の管理を行っている。また、TV会議システムを用いた「学生直接参画型」の遠隔対面授業方法を導入して学習効果の向上に努めている。さらに、学習効果を上げるために、事前課題や各授業の終了時及び科目のブロック毎にまとめのレポートを提出するようにしている（資料4-3-11、p. 5）。具体的な研究指導については3年次前期から研究計画書の作成が始められ、主研究指導教員1名、副研究指導教員4名の5名により指導を受け、3年次後期末にQualifying Examinationを経て、具体的な学位論文作成のプロセスに沿って進めていく（資料4-3-11、pp. 22-24）。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

〈1〉 大学全体

本学では、開講しているすべての授業科目の目的、授業回数ごとの内容、成績評価の仕方、オフィスアワー等についてシラバスに掲載し、学生・教職員に配付しているほか、HP上でも公開している。時間割は、教育課程に基づき、作成している（資料4-3-3）。

〈2〉 看護学部

各教員がシラバスに基づいて授業展開をしているが、教員間でシラバス記載内容に若干の差異が見られたため、2011年に掲載情報を再検討し、2012年から、科目名称・単位数・実施年次をはじめ、「授業の目的」「到達目標」「授業の進め方」「授業スケジュール」「教科書」「参考書、参考資料等」「成績評価の仕方」「オフィスアワー・研究室等」等に統一し、教員にも周知を図った。また2013年度からは、アクティブ・ラーニングを促す観点から「到達目標」「履修に必要な事前知識」「キーワード」を明記することにした。加えて、次年度のシラバス内容を教務委員が点検し、適宜、担当教員に修正の依頼をした。

〈3〉 看護学研究科

いずれの専攻も、シラバスに基づいて授業展開されている。加えて2014年度は、アクティブ・ラーニングを促す観点から、シラバス記載項目に「授業目的」「到達目標」「授業の進め方」「履修に必要な事前知識」「成績評価の仕方」「キーワード」「オフィスアワー・研究室等」を詳細に記載し、学生自身が学習を進め、自己評価するための情報として

いる（資料4-3-8）。また、2013年度から、次年度のシラバス内容を研究科教務委員が点検し、適宜、担当教員に修正の依頼をすることとした。また、後述するように、院生の授業評価でも、シラバスに基づいて授業が展開されているかどうかを聞いている。

博士課程共同災害看護学専攻では、各大学が科目を担当し、遠隔授業、集中授業を開講している。授業時間、授業内容の変更、事前課題等については、LMS（Learning Management System）を用いて速やかに学生に周知されるよう図っている（資料4-3-12）。

(3)成績評価と単位認定は適切に行われているか。

〈1〉大学全体

本学では、シラバスに掲載された成績評価の仕方に基づいて、各授業担当教員がS～Dの5段階で評価を行っている。毎年、各年度末には、授業担当教員から提出された成績評価について、教務委員会で確認を経て、教授会で審議し、単位認定を行っている。

〈2〉看護学部

授業の成績評価は、各科目担当教員が、予めシラバスに示された試験、レポート、授業への取り組み等の成績評価の基準に沿って判断している。実習の成績は、終了後に面接を行い、実習への取り組み状況、自己評価、ケース発表、レポート等から多角的に評価している。また実習については、学生の学習効果を保障し、かつ実習で受け持つ患者等が不利益を蒙らないために、実習中止の要件を設定している。

成績は、講義・実習ともにS（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）の5段階で評価している（資料4-3-13、p. 41）。D評価は不合格となるが、担当教員が必要と認めた場合には、再試験が行われる。また、病気その他やむを得ない理由で試験を欠席した場合には、追試験を受けることができる。

2014年度にGPA（Grade Point Average）の導入に向けて、試案を作成し、2015年度入学生からGPAを導入することを決定した。また、2014年度前期に教務委員による成績のWeb入力システムを試行し、後期から全専任教員への導入を開始したところである。

担当教員による成績評価は、教務委員会での確認後、年度末の教授会にて単位認定を決定している。他大学または短期大学を卒業あるいは中途退学し、新たに本学の1年次に入学した場合、その履修単位が教育上有益と判断された場合には、60単位を超えない範囲で既修得単位として認定している（資料4-3-13、p. 92）。また、3年次編入生の既修得単位の認定については、履修科目が本学の授業科目に相当することを前提に、85単位を上限として認定している（資料4-3-13、pp. 28-30）。既修得単位の認定は、学生から申請のあった科目のシラバスを、本学の当該授業もしくはそれに相当する授業の科目担当教員が点検した上で、教務委員会の審議を経て、教授会で決定している。

なお、2013年から試験において不正行為があったと認定された場合には、当該科目のみならず、その当該学期の全ての科目が不合格とすることとした。この点については学生便覧及び掲示等で周知を図った（資料4-3-13、p. 121）。

〈3〉看護学研究科

従来の成績評価・単位認定は、A～Dの4段階方式であったが、2011年4月に大学院学則第32条第2項の改正を行い、修士課程・博士後期課程ともに、成績評価・単位認定は各授業科目単位認定者の責任において、授業への出席を基本条件に、論文、プレゼンテーション、

ディスカッション、レポート、発表、筆記試験等によりS (100～90点)、A (89～80点)、B (79～70点)、C (69～60点)、D (59点以下、不合格)の5段階で行われることになった。各授業科目の成績評価基準及び評価の観点や方法は「大学院シラバス」に記載されている(資料4-3-8、pp. 77-304)。

また、本学入学前に本学大学院の科目等履修生として、もしくは他の大学院で修得した単位は、大学院学則第30条第2項の定めるところにより、教育上有益と認めるときは、上限10単位を限度として既修得単位として認定することがある。そのことについては手続き等を含め、「大学院シラバス」に記載されている(資料4-3-8、p. 59)。

博士課程共同災害看護学専攻(DNGL)における成績についても、授業への出席を基本条件に、各科目の特性を踏まえて論文、報告書、レポート、発表、筆記試験等により、評価している。各科目の担当教員は、開講年度のシラバスに記載した「成績評価の基準」に従って、「到達目標」への達成度を評価する(資料4-3-11、p. 6)(資料4-3-12)。担当教員により評価された成績は、評点で共同大学院の各大学に通知される。通知された評点は、本学大学院の履修規程に則って、S (100～90点)、A (89～80点)、B (79～70点)、C (69～60点)、D (59点以下、不合格)の5段階で行われる(資料4-3-8、p. 72)。

(4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

〈1〉大学全体

看護学部と看護学研究科では学生による授業評価を毎年実施し、授業改善(教育内容・方法の改善)に役立っている。また、そのデータは蓄積され、カリキュラム改訂にも活用されている。

〈2〉看護学部

教育評価の定期的な検証としては、講義科目では定期試験での総括評価、授業途中でのミニテスト等の形成評価を通して実施している。演習科目は実技試験を実施して達成度の評価を行い、教育方法の改善に反映させている。

授業改善に関しては、2012年から新カリキュラムの実施に伴い、従来の教務委員会の下部組織であったFD部会を、FD・SD委員会として独立再編し、より強化する体制を整えた。2013年度から全科目に対して、学生による授業評価を実施している。学生による授業評価は、①教育技術、②教育内容、③授業の進行・展開、④熱意・相互作用、⑤学生の自己評価の5項目について、各項目15点満点で評価しているが、すべてのカテゴリーで全体平均12点以上の非常に高い評価だった(図3参照)。授業評価の結果は、学生のコメントも含め担当教員にフィードバックされ、授業改善に活用している。さらに2013年度からは学生による授業評価結果に対する教員コメントを記載した全科目の授業評価をHP上に掲載するとともに、冊子を作成して図書館にて閲覧可能とし、情報の公開とともに双方向のコミュニケーションを促すことにした(資料4-3-9)(資料4-3-10)。さらに、2014年度からは、実習に関しても、学生による実習指導の評価を試行で行い、評価方法や評価項目の洗練を図っていく。

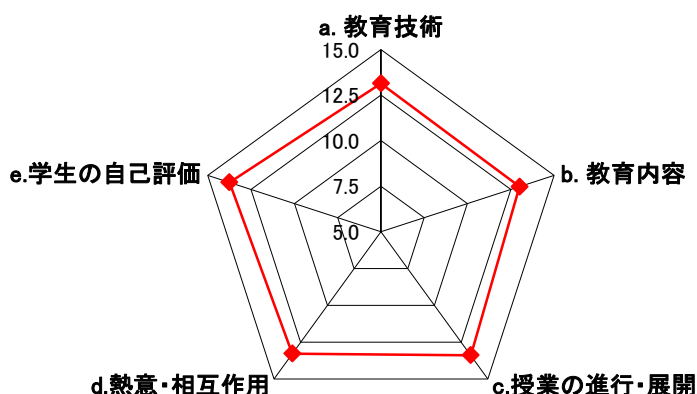


図3 2013年度看護学部授業（講義）における授業評価全体平均

〈3〉看護学研究科

大学院でも授業内容及び方法の改善を図るために、授業評価を実施している。授業評価に対する結果については各担当教員に返却し、個々の教員で改善策を立てている。大学院は少人数クラスなので、学部のように授業評価に対する結果及び科目担当者からの改善策についての公表は行っていない。（資料4-3-14）

2014年度から開始された3年間の長期履修形態も含めた社会人対応の履修形態をもとに、共通科目を火曜日に集中させる時間割に変更し、働きながら学べる環境が確保できるようになった。

博士課程共同災害看護学専攻に関しては、2014年4月からの開講のため、授業評価も含めて今後5大学の教育課程連絡協議会で検討していく予定である。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈1〉看護学部

- ・ シラバスの記載方法の改善や、教務委員会メンバーによるシラバスの点検を行ったことで、シラバスの見やすさや内容がより充実した。
- ・ 不合格科目の多い学生や欠席が多い等の課題を抱えた学生に対しては、科目担当教員と学年担当教員、教務委員会とが連携し、情報や問題を共有しながら、個々の学生の状況を踏まえたきめ細かくタイムリーな学習指導を体系的に行っている。
- ・ 実習指導については、大学と実習施設とが密に連携するための体制を整え、その延長上に、大学と実習施設とが協力して「実習指導者研修会」を企画運営した。また、毎年の実習指導者懇親会で全教員と実習指導者が直接顔を合わせて実習指導について語り合い、本学の教育の目的や指導の趣旨について理解を得た。また、年々変化する学生の状況に対応する一環として、2014年度には「看護学実習における適切な情報管理のためのガイドライン (Ver. 1)」(資料4-3-6)を作成し、学生に対して情報管理の意義やその方法についてわかりやすく解説した。
- ・ 授業改善については、個々の教員が日頃から学生の意見を尊重しながら行っていることもあり、授業評価の各項目15点満点で12点以上となる等、学生の授業評価は非常に高い。

また、学生による授業評価結果に教員自身がコメントを返すことで、教員自身の授業改善への姿勢と内容が明確になった。

〈2〉看護学研究科

- ・ アクティブ・ラーニングを目指したシラバスの記載方法の改善により、授業の到達目標等が明瞭となり、また科目間での記載内容の統一を図ることができた。さらに、研究科教務委員会のメンバーにより2014年度シラバスの点検を行うことで、情報の充実化や見やすさの改善につながった。
- ・ 看護学専攻及び国際保健助産学専攻研究コースにおいて、2015年度から研究計画発表会の時期を2回設定し、学生のニーズに合わせていずれかを選択できるようにする配慮を行った。
- ・ 社会人学生への配慮として、共通科目を火曜日に集中するなど時間割の変更を行うことにより、働きながら学べる環境を整えた。

②改善すべき事項

〈1〉看護学部

- ・ 2015年度入学生からのGPA導入に向けて、具体的な運用方法を明確にする必要がある。
- ・ 実習科目については、学生による授業評価が試行段階である。

〈2〉看護学研究科

社会人学生へのサポートや履修支援を行い、さらに院生が学びやすい環境を整えていく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉看護学部

これまで、少人数のクラス配置やグループワークを取り入れた主体的学習を積み重ねてきて一定の成果を挙げてきたが、今後はさらにアクティブ・ラーニングの手法を積極的に取り入れるために研修の機会を増やし、学生が授業に主体的に参加できるような状況を整えていく。また、実習施設と大学との共同企画である「実習指導者研修会」を積み重ね、実習指導者と教員とのコミュニケーションをさらに活性化するとともに、実習でつまづきやすい学生の早期発見とそうした学生への支援方法を探索していく。

〈2〉看護学研究科

- ・ 今後も、研究科教務委員会のメンバーによるシラバスの点検を継続して行い、情報の充実化や見やすさの改善を行っていく。
- ・ 今後も、社会人履修等の学生のニーズにあわせて時間割や論文発表時期等への配慮を行い、働きながら学べる環境を継続して整えていく。

②改善すべき事項

〈1〉看護学部

- ・ GPA導入後は、それが学生にどのような影響を及ぼすのか、取得単位数や成績の状況、クラス担当教員による面接時の学生の反応、必要に応じて学生への質問紙調査を行って把握していく。現在では、GPAは、主として教職員による学生への指導や支援をより有効に行うためのものと位置づけているが、それ以外の有効な活用方法について、教務委員会を中心に検討を重ねる。
- ・ 学生による実習評価アンケートを毎年行い、その結果を実習施設と共有し、学生の指導ニーズや実習における困難な状況を把握しながら、実習指導の質の向上を図る。

〈2〉看護学研究科

社会人学生の履修状況や実態を把握し、必要な領域に関しては専攻科目の演習科目が履修できるよう、週末開講を検討するなど、院生が学びやすい環境を整える。

4. 根拠資料

- 4-3-1 看護学部シラバス (2014年度)
- 4-3-2 看護学部実習施設一覧 (2014年度)
- 4-3-3 看護学部時間割 (2014年度)、看護学研究科時間割 (2014年度)
- 4-3-4 平成26年度日本赤十字看護大学実習指導者研修会実施要領
- 4-3-5 看護学実習における感染症予防対策
- 4-3-6 看護学実習における適切な情報管理のためのガイドライン (Ver. 1)
- 4-3-7 授業欠席に対する学生支援体制
- 4-3-8 大学院シラバス (2014年度) (既出1-6)
- 4-3-9 授業評価 (大学HP)
<http://www.redcross.ac.jp/disclosure/index.html>
- 4-3-10 平成25年度 前期 学生による授業評価 (アンケート調査) 集計結果
平成25年度 後期 学生による授業評価 (アンケート調査) 集計結果
- 4-3-11 共同災害看護学専攻 博士課程 履修の手引き (2014年度) (既出4-1-7)
- 4-3-12 共同災害看護学専攻 博士課程 開講科目シラバス 1回生用 (2014年度)
- 4-3-13 学生便覧 (2014年) (既出1-3)
- 4-3-14 大学院 授業評価アンケート様式

〔4〕 成果

1. 現状の説明

(1)教育目標に沿った成果が上がっているか。

〈1〉 大学全体

2013年度末から2014年度始めにかけて、看護学部と看護学研究科の在学生・卒業生を対象に、教育評価調査（ディプロマ・ポリシーの達成度調査）を実施した。これは本学にとって本格的に実施した初の教育目的・教育目標の成果を図る調査であり、今後も定期的に実施する予定である。調査結果の概要は以下の通りである。

〈2〉 看護学部

2012年度のカリキュラム改訂に合わせて、2013年から科目に対する授業評価を実施してきた。授業評価の全集計結果、学生からの自由記載、教員からのコメントは、冊子として図書館に配架して誰でも閲覧可能とし、HP上では全集計結果、次年度に向けた授業の具体的な改善策を含む教員からのコメントを公開している。教員からのコメントには、次年度に向けた授業の具体的な改善策も含まれている。授業評価は全体的に回収率も高く、学生からの協力も概ね得られている。（資料4-4-1）（資料4-4-2）

2014年3月に卒業間近の4年生を対象に行った教育評価に関する質問紙調査では、「大学で学んだカリキュラムが身につけているかどうか」との質問に対して、「強くそう思う」「そう思う」と回答した割合の合計が60%以上の項目は、25項目中21項目に上った。また、2014年8月に実施した卒業後3年未満の卒業生を対象とした同様の質問紙調査では、「強くそう思う」「そう思う」と回答した割合の合計が60%以上の項目は、25項目中14項目であり、教育の成果はかなり上がっていると評価できる（資料4-4-3）。

卒業延期となった学生は2011年度3名、2012年度4名、2013年度2名であったが、卒業延期を防ぐための学生への早期対応として、4月の履修説明（ガイダンス）において教務委員会から本学のカリキュラムの特徴を説明し、段階的な履修が必要な科目、実習に必要な履修要件となっている科目等について指導を徹底した。

本学の国家試験合格率は全国平均を上回っているものの、年次変化が見られている。

表4-4-1国家試験結果状況（年度毎合格率）新卒者

年度	2009	2010	2011	2012	2013
看護師	98.6% (93.9)	100% (96.4)	100% (95.1)	97.9% (94.1)	95.7% (95.1)
保健師	91.2% (87.8)	92.3% (89.7)	94.8% (89.2)	100% (97.5)	90.1% (88.8)

（国家試験対策については、6. 学生支援 のP.67頁参照）。（ ）は、全国平均

〈3〉 看護学研究科

2014年3月に、修士課程2年生を対象に大学院の現行のディプロマ・ポリシーについて、質問紙調査を実施した。その結果、ディプロマ・ポリシーに掲げている能力を「身につけているか」を問う16項目のうち、能力を身につけたと回答した学生が60%以上だった項目

は看護学専攻2年次において5項目であり、国際保健助産学専攻2年次で6項目であった（資料4-4-3）。

2014年8月に修了生（2010年度～2012年度の3ヶ年）を対象に実施した質問紙調査では、ディプロマ・ポリシーに関する能力が身についたか問う項目で、「強くそう思う」「そう思う」と回答した修了生が60%以上だった項目は、16項目すべてであった。今後、修了生が臨床や教育の場の中で本学において培われた能力を発揮できるような教育の継続が必要である（資料4-4-3）。

博士課程共同災害看護学専攻に関しては、2014年4月からの開講のため、今後5大学の教育課程連絡協議会で検証を行っていく予定である。

(2) 学位授与 (卒業・修了認定)は適切に行われているか。

〈1〉 大学全体

本学では学則・大学院学則に定められた卒業要件・修了要件、及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、学位を授与している。

〈2〉 看護学部

日本赤十字看護大学学則（資料4-4-4、p. 92）及び学位規程（資料4-4-4、p. 112）により、本学に4年以上在学し、学則に定める授業科目及び単位を修得して卒業した者には、学士の学位が授与される。2011年度以前に看護学部に入学者の修得すべき単位は、必修科目106単位、選択科目20単位以上、計126単位以上であり、2012年度以降入学者の場合は、必修科目100単位、選択科目24単位以上、計124単位以上である（資料4-4-4、pp. 14-16）。

卒業判定に関しては、教員から提出された成績評価に基づき、教務委員会で卒業要件を満たしているかどうかを確認した後、教授会で可否について審議した後、学長が認定する。

〈3〉 看護学研究科

【**修士課程**】看護学専攻及び国際保健助産学専攻研究コースでは、日本赤十字看護大学大学院学則第33条第1項（資料4-4-5、p. 58）により、所定の科目について30単位以上修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に修士（看護学）の学位が授与される（資料4-4-5、p. 58・p. 66）。修得単位の認定については、各担当教員から提出された成績評価をもとに研究科教務委員会での修了要件についての検討を経て、研究科委員会で可否について審議した後、学長が認定する。修士学位論文審査は、主査1名及び副査2名で構成される修士学位論文審査会（以下「修士論文審査会」）で行われ、口頭による最終試験が行われる（資料4-4-7、pp. 15-16）。

その後、審査員により学位授与の可否の判定が行われ、その結果を主査が審査報告書にまとめ、研究科長を経て研究科委員会で審議され、最終的に学長が認定する（資料4-4-5、p. 67）（資料4-4-7、p. 17）。審査の過程（資料4-4-5、p. 32）と修士論文の審査基準（資料4-4-5、p. 36）については、大学院シラバスにも明示されている。

国際保健助産学専攻実践コースにおいては、同じく大学院学則第33条第2項（資料4-4-5、p. 58）により、所定の科目30単位以上と指定された助産師資格受験科目28単位、計58単位以上を修得し（資料4-4-5、p. 14）、課題研究の審査及び最終試験に合格した者に修士（看護学）の学位が授与される（資料4-4-5、p. 58・p. 66）。修得単位の認定については、看護学専攻と同様である。課題研究は、主査1名及び副査2名で構成される修士学位論文（課題研究）

審査会（以下「課題研究審査会」で審査される（資料4-4-7, pp.27-28）。課題研究審査会は公開の発表会形式で行われる（資料4-4-7, pp.27-28）。審査会の判定結果は研究科長を経て研究科委員会で審議され、学長が学位授与を認定する（資料4-4-5, p.67）（資料4-4-7, p.17）。審査の過程（資料4-4-5, p.33）と審査基準（資料4-4-5, p.36）については、大学院シラバスにも明示している。

【博士後期課程】日本赤十字看護大学大学院学則第33条第3項（資料4-4-5, p.58）により、博士後期課程に3年以上在学し、所定の科目について10単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格して博士課程修了の認定を受けた者は、博士の学位を授与される。ただし、優れた研究業績を上げた者については、在学期間に関してはこの限りではない（資料4-4-5, p.58）。修得単位の認定については、各担当教員から提出された成績評価をもとに研究科教務委員会で修了要件について検討した後、研究科委員会で審議を経て、学長が認定する。博士学位論文の審査は、主査1名（正・副研究指導教員以外）及び副査4名（正・副研究指導教員含む）で構成される博士学位論文審査会（以下「博士論文審査会」）で行われた後、口頭による最終試験が行われる（資料4-4-7, pp.37-38）。

その後、審査員の合議で学位授与の可否について判定が行われ、主査が審査報告書を研究科長に提出する。合格の判定を得た論文は、博士審査委員会の審議に付され、委員の投票により可否を決定した後、研究科長を経て研究科委員会で審議され、最終的に学長が認定する（資料4-4-5, p.97）。審査の過程（資料4-4-5, p.48）と博士学位論文関連の審査基準（資料4-4-5, pp.50-51）については、大学院シラバスにも明示されている。

2014年4月に開講した博士課程共同災害看護専攻については、50単位以上を修得し、その上で、博士論文の審査及び最終試験に合格することが学位授与の条件となっている。これについては、「履修の手引き」（資料4-4-6, p.5・p.7）、大学院シラバスにも明示している（資料4-4-5, p.58）。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈1〉看護学部

- ・2012年度から、より具体的に授業評価アンケート実施方法についての評価・検討が議論され、全科目での授業評価方法が導入され、評価結果を踏まえた各担当教員からのコメントとして授業改善策が公開され、具体的に示された（資料4-4-1）（資料4-4-2）。
- ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに対する学生からの教育評価は、カリキュラム全般や学生の到達目標についての改善のきっかけとなったので、引き続き実施していく。

〈2〉看護学研究科

- ・修士課程と博士後期課程の修了生に対するディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関する質問紙調査を行い、教育目標、学位授与方針、教育課程の検証を行った。
- ・研究科修了生を対象とした教育成果の検証により、修了後、臨床や教育等の様々な場で、本学の中で培われた能力が最大限に発揮されていることが示唆された。

②改善すべき事項

〈1〉看護学部

- ・ 学生からの評価の高かった授業科目の公開授業等を取り入れることで、教員の授業の質の向上を図っていく。

〈2〉看護学研究科

学生からの授業評価により指摘された点を十分に吟味した上で、担当教員が教育内容・方法等に関する具体的な改善策を提示するように、担当教員に研究科教務委員会から働きかける。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉看護学部

学生による教育評価を継続し、教育の成果を検証していく。

〈2〉看護学研究科

修士課程と博士後期課程の在學生や修了生に対して、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに関する質問紙調査を在學生は毎年、修了生へは修了後2年目、3年目を対象に隔年で行い、教育目標、学位授与方針、教育課程の検証に繋げていく。

②改善すべき事項

〈1〉看護学部

学生による評価の高かった教員の授業を公開し、教員同士が参観する等して、全学的な授業改善を図る。

〈2〉看護学研究科

学生からの授業評価等により指摘された点を十分吟味し、担当教員が教育内容・方法等に関する具体的な改善策を提示するよう教員に働きかける一方、改善に役立つ方法についてFD等で情報提供を行っていく。

4. 根拠資料

4-4-1 授業評価（大学HP）

<http://www.redcross.ac.jp/disclosure/index.html>（既出4-3-9）

4-4-2 平成25年度 前期 学生による授業評価（アンケート調査）集計結果

平成25年度 後期 学生による授業評価（アンケート調査）集計結果（既出4-3-10）

4-4-3 教育評価に関する調査報告書（2014年度）（既出4-1-8）

4-4-4 学生便覧（2014年度）（既出1-3）

4-4-5 大学院シラバス（2014年度）（既出1-6）

4-4-6 共同災害看護学 博士課程 履修の手引き（2014年度）（既出4-1-7）

4-4-7 大学院看護学研究科 学位論文関係集

5. 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

〈1〉大学全体

本学は、建学の精神である「人道」に基づき、看護教育・研究機関として看護教育を行い、看護専門職者、教育者、研究者を育成していくことを目指している。看護学部では、看護専門職者となる土台づくりを、大学院看護学研究科ではその土台の上に立って高度な看護専門職者の育成を目標としている。

これに基づき、2006年(一部入学者選抜試験変更に伴い2010年に修正)に看護学部の、2010年に看護学研究科の入学者受け入れ方針(アドミッションポリシー)を策定した(資料5-1、5-2)。

〈2〉看護学部

看護学部入学者選抜試験は、一般、推薦(指定校・公募・支部長)、大学入試センター試験利用型、3年次編入学試験の4種類があるが、各学生募集要項、本学HP、入試ハンドブックに、以下に示す入学者受け入れ方針を明示している(資料5-1)。

- 人間の尊厳を第一に考える人
- 人とかかわることに喜びを見出せる人
- 看護に関する学問・実践の楽しさや深さを学びたい人

さらに、入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準についても、各募集要項、本学HPにおいて出願資格、試験科目として明示している。

〈3〉看護研究科

看護学研究科は、修士課程看護学専攻、国際保健助産学専攻、博士後期課程看護学専攻の学生募集要項、本学HP、大学院案内に、以下に示す入学者受け入れ方針を明示している(資料5-1)。

- 体験から得た知見を生かし、論理的な思考に結びつけることのできる人
- 自らの意見を持ち、かつ柔軟に他者の意見に耳を傾けることのできる人
- 自らの問題意識を深め、課題を追究していくことのできる人
- 社会的関心を持ち、国際的視野に立ってものごとを見、考えることのできる人
- 倫理的な問題に真摯に向き合い、その解決に向けて取り組む意思をもつ人

なお、博士課程共同災害看護学専攻の入学者受け入れ方針は、以下の通りであり、学生募集要項、本学HP、大学院案内に明示している。

- 災害看護グローバルリーダーとしてのビジョンを持っていること
- 災害看護グローバルリーダーとしての活動にコミットメントでき、その能力を伸ばしていけること

さらに、いずれの課程においても、入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準についても、各募集要項、本学HPにおいて出願資格、試験科目として明示している。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

〈1〉大学全体

本学の入学者選抜試験の管理運営に関する事項については、入学者選抜試験管理委員会（資料5-3）が審議し、実施に関しては教授会のもとにおかれた入学者選抜試験委員会（資料5-4、5-5）、教授会、研究科委員会が審議し、公正かつ適切な学生募集および入学者選抜を行っている。委員会の活動は月1回の会議の中で、方針に則り審議の結果、具体化され、報告・評価されている。また年度末に年報を作成し、大学評価委員会で審議・評価される。年報で出された改善すべき課題等については、新年度の委員会において当該年度の活動方針として話し合わせ、各構成員に分担して、具体的な活動として取り組む体制となっている。

本学の入学者選抜試験は、看護学部においては一般（募集定員50名）、推薦（指定校・公募・支部長）（募集定員65名）、大学入試センター試験利用型（募集定員15名）、3年次編入学（募集定員10名）の4種類であり、看護学研究科においては、修士課程看護学専攻（募集定員30名）では一般、社会人の2種類、修士課程国際保健助産学専攻（募集定員15名）では一般、社会人、学内選考の3種類、博士後期課程看護学専攻（募集定員5名）では一般、社会人の2種類、博士課程共同災害看護学専攻（DNGL）（募集定員2名）では一般の1種類を実施しており、それぞれに入学資格を明示した募集要項を配布し、さまざまな形で広報している（資料5-6）。

また、入学者選抜試験については入学者選抜試験委員会が行い、学生募集に関する広報は広報委員会が行い、オープンキャンパス等は学生広報部会が中心となり、教職員が一体となって実施している。委員会の活動は月1回の会議の中で、方針に則り審議の結果、具体化され、報告・評価されている。また年度末に年報を作成し、大学評価委員会で審議・評価される。年報で出された改善すべき課題等については、新年度の委員会において当該年度の活動方針として話し合わせ、各構成員に分担して、具体的な活動として取り組む体制となっている（資料5-7）。

さらに、公正を期するため、本学教職員及びその家族・姻族が受験する場合は、入学者選抜試験及び広報活動から当該者を外す等の配慮をしている。

【学生募集に伴う広報活動】

1) ホームページ (HP) 及びFacebookを中心としたソーシャルネットワークサービス (SNS) の活用

大学HP内には、「入試案内」のガイドが設定され、ガイド内には、「オープンキャンパス」「大学院説明会」「学部（入試）」「大学院（修士入試）」「大学院（博士入試）」「資料請求」「よくある質問Q&A」「高大連携」があり、学内・学外での広報活動、入学者選抜試験情報を掲載している。さらに、Facebookと連動して、学内行事・活動を掲載している。

「資料請求」には、各募集要項の請求・購入等の内容を掲示している他、大学案内、大学院案内の情報をPDF形式で閲覧することができ、必要な箇所については、閲覧者が複写できる仕組みになっている。このことにより、本学の教育課程（実習含）、学生情報、入学者選抜試験情報等を適宜得られる仕組みとなっている。

2) 学生募集要項

各募集要項には、入学者受け入れ方針、出願資格、募集人員、出願方法、試験日、試験科目、入学手続期間等を記載して配布・頒布している。また看護学部では入試ハンドブックを作成し、前年度入学者選抜試験結果（志願者数、受験者数、合格者数、補欠者数、入学者数、倍率、都道府県ごとの入学者選抜試験結果）及び入学者選抜試験への質問・回答内容を記載している。

3) 大学案内及び大学院案内

大学案内は、本学の理念、教育課程、実習、大学生生活、国際交流、災害支援、奨学金等の本学を理解するための内容を網羅し、広報委員会で企画し毎年発行している。発行部数は5,000部である。また、大学院案内は、研究科の理念、教育課程、大学生生活、奨学金・研究支援等の大学院を理解するための内容を網羅し、広報委員会で企画し毎年発行している。発行部数は3,000部である。

両案内は、看護系大学を中心とした研究教育機関、赤十字機関等へ配布、オープンキャンパス、大学院説明会、学外進学相談会、学内見学者、郵送希望者に配付している。

4) オープンキャンパス（学園祭大学紹介部含）及び大学院説明会

本学では、年3回（7～8月）オープンキャンパスと大学説明会（6月）を実施している。さらに学園祭において学生による大学紹介を行っている。

オープンキャンパスでは実施時期に応じて、本学の紹介、教育理念、教育課程、学生・教職員との相談コーナー、研究支援、学生との懇談コーナー（Student's Cafe）を実施している。オープンキャンパスの参加者数は、2011年度に実施曜日を土曜日・日曜日に実施して以来、1200名から1500名の参加者数を確保、大学院説明会は2011年度に実施時期を6月に実施して以来、参加者数は年々増加しており、約100名にも上っている。2014年度からは大学院説明会を年2回実施し、2回目は受験等の入学者選抜試験、奨学金制度という内容に特化して実施している（資料5-8）。また、大学院を志願する受験生には、事前に教員と面談し、自分に適しているかどうかを十分に確かめることを推奨している。

5) その他の広報活動

赤十字病院との連携した活動として、日本赤十字社医療センター、武蔵野赤十字病院、大森赤十字病院での高校生1日看護師体験や関東圏（新潟県含）赤十字支部内会場での大学説明会、看護系予備校・塾で開催される外部進学相談会、高等学校主催の模擬授業等に広報委員会を中心に教職員を派遣して広報活動を実施している。

また、高校生関連の受験雑誌等への受験案内、大学紹介・大学広報の記事の掲載等も実施している（資料5-3）。

【入学者選抜試験の方法】

〈1〉看護学部

入学者選抜試験管理委員会は、入学者選抜試験管理委員会規程に基づき、学長をはじめとする経営会議メンバーと入学者選抜試験委員長で構成され、出題委員、問題検討委員並びに面接委員の選定、問題及び解答の確認及び管理を行っている。とくに、入学者選抜試験問題は、学長より任命された第三者による事前確認を行い、試験問題の適切性を担保している（資料5-3）。

入学者選抜試験委員会では、入学者選抜試験委員会規程に基づき、入学者選抜試験日程、

試験科目等の設定、各試験での合否判定案の作成を行っている（資料5-4）。

また、各入学者選抜試験前には、全教職員体制で実行部会を開催し、実行部会資料に基づき、試験運営、出願者数、当日の業務等の確認を行い、情報共有を図り、本部要領、試験監督要領、面接要領、受付・誘導要領等の各実行要領に従って、事前打ち合わせを行っている。

一般入学者選抜試験は、2月初旬に2段階選抜試験を行っている。第1次試験では英語を必須とし、数学、生物、化学の中から1科目を選択する。また第2次試験では、国語と面接（集団・個人）を実施する。2013年（2014年度入試）には面接評価の方法を見直した。

大学入試センター試験利用型は、2011年から導入され、大学入試センター試験での結果のみで合否判定する入学者選抜試験であり、大学入試センター試験実施前日までに出席できるⅠ-A（理系中心型入試：英語、数学が必須で、数学、生物、化学から1科目選択）、Ⅰ-B（文系中心型入試：英語、国語、数学が必須）と、2月中旬から下旬にかけて出席できるⅡ（総合型入試：英語が必須、数学、化学、生物、国語、理科基礎（生物・化学）の中から2科目選択）の3種類がある。

推薦入学者選抜試験には、①指定校、②公募、③支部長の3種類の形態がある。

①指定校入学者選抜試験では本学が指定した高等学校から1ないし2名の枠が設けられ、評定全体平均3.8以上で高等学校長から推薦された受験生を対象に、本学で面接（集団・個人）を実施する。指定校は毎年、前年度を含む過去3年間の入学者選抜試験の志願者数、合格者数、入学者数等を参考に、選定を行っている。

②公募入学者選抜試験では、全国の高等学校の評定全体平均4.0以上で、高等学校長から推薦された受験生を対象に、本学で筆記試験（国語）と面接（集団・個人）を実施する。

③支部長入学者選抜試験は、関東圏・新潟県内にある赤十字支部が予め選抜したのち、本学で面接試験を実施する。本推薦入試合格者は卒業後、各支部が管轄している赤十字病院への就職を前提とする地域貢献型入学者選抜試験である。募集条件は、本学と各支部で指定した高等学校から、評定全体平均3.8以上で高等学校長が推薦する者である。

3年次編入学試験では、看護系短期大学卒業者（見込者含む）及び看護専門学校卒業者（見込者含む）で看護師資格を有する者（国家試験受験見込者含む）を対象とし、国語、面接（集団・個人）を実施する。

2014年度及び2015年度（2015年度及び2016年度入学者）では高等学校教育指導要領の変更があったため、旧教育課程と新教育課程の両方に対応した入試を、一般及び大学入試センター利用型において行った。

大学全体では志願者数が過去5年間に於いてやや減少傾向であること（基礎データ表4）から、教職員全員で今後の入学者選抜試験のあり方、大学広報・受験者広報のあり方等の検討や研修を行っている。また、新任教職員対象に広報委員会企画としてオープンキャンパスのためのガイダンスを毎年開催し、学内での入学者選抜試験、大学広報への共通認識を図っている。

〈2〉看護学研究科

学生募集活動は広報委員会を中心に実施され、入学者選抜試験は入学者選抜試験委員会を中心に公正かつ適切に実施されている。看護学研究科入学者選抜試験の方法については、入学者選抜試験管理委員会、研究科入学者選抜試験委員会が検討・検証を行っている。

入学者選抜試験管理委員会は、入学者選抜試験管理委員会規程に基づき、出題委員、問題検討委員並びに面接委員の選定、問題及び解答の確認及び管理を行っている(資料5-3)。

研究科入学者選抜試験委員会では、研究科入学者選抜試験委員会規程に基づき、入学者選抜試験日程、試験科目等の設定、各試験での合否においては教育・研究指導面の観点から研究科看護教授連絡会の意見を参考とし、各試験での合否判定案の作成を行っている(資料5-5)

修士課程看護学専攻および国際保健助産学専攻の一般、社会人入学者選抜試験では、専門科目、面接を試験科目として、9月、11月、2月もしくは3月の年3回実施している。一般では学内での英語試験を実施しないかわりに、日本英語検定試験、TOEIC、TOEFL等の公的検定機関が実施する試験の結果を提出するが、一般での受験者はほとんどいない。さらに、国際保健助産学専攻では7月～8月に学内選考を実施しており、本学学部4年生、卒業生を対象とし、専門科目と面接を実施している。

博士後期課程の一般、社会人入学者選抜試験では、専門科目、面接を試験科目として9月と2月もしくは3月に実施している。専門科目とは独立した試験科目として設定していた英語~~を~~については、2014年度(2015年度入学生募集)からTOEFL-iBTを活用する、もしくは出願資格として過去2年以内に4分野合計得点55点以上で、英語試験免除もしくは専門科目内からの英語として出題する方法に変更した。

博士課程共同災害看護学専攻では、英語、専門科目、面接を試験科目として、9月、11月、2月(もしくは3月)の年3回実施している。

ただし、修士課程及び博士課程共同災害看護学専攻は入学定員に達した場合には、その年度内の次の予定の試験を実施しない。

(3)適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

〈1〉大学全体

大学全体の入学定員は、看護学部は130名、3年次編入学は10名、修士課程看護学専攻は30名、修士課程国際保健助産学専攻は15名、博士後期課程看護学専攻は5名、博士課程共同災害看護学専攻は2名である。

受験生の入学者選抜試験の動向や過年度にわたる本学の入学状況(歩留まり等の状況も含む)を分析したうえで、各試験における入学予定者数を入学者選抜試験委員会(研究科含)において原案を作成し、教授会・研究科委員会で決定する。

〈2〉看護学部

収容定員540名に対し、2014年度の在籍学生数比率は105%である(基礎データ表4)。

〈3〉看護学研究科

1)修士課程

2014年度の在籍学生数比率は、看護学専攻(収容定員60名)は、97%、国際保健助産学専攻(同30名)は103%である。

2)博士後期課程

収容定員15名に対して、2014年度の在籍学生数比率は167%である(基礎データ表4)。なお、博士課程共同災害看護学専攻は完成年次でないため、比率は算出していない。

(4) 学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

〈1〉 大学全体

入学者選抜試験管理委員会では、入学者選抜試験問題の事前検証のほか、選抜方法の適切性に関して事後検証を行っている。

〈2〉 看護学部

入学者選抜試験委員会において、入学者選抜試験ごとに、出願者の出願状況（男女比、卒業年度、出身高等学校偏差値、出願者の高等学校の内申等）、選抜試験実施方法の適切性、インシデントの有無等のほか、入試の成績及び入学後の成績関連の検証の準備をすすめている。

また、指定校入学者選抜試験においては、1998年に設置した指定高等学校の基準内容を2014年度に見直しを図った。また、支部長推薦入学者選抜試験においては、各赤十字支部と毎年支部担当課長と協議会を設定し、学生募集の共通理解を図っている。

〈3〉 看護学研究科

研究科入学者選抜試験委員会および看護教授連絡会議において、各入学者選抜試験の適切性に関する検証、出願者の動向（志望領域）等の検証を重点に行っている。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

〈1〉 看護学部

- ・ 看護学部の教育目的、理念の人材育成目標を明確にし、大学案内を中心とした広報誌、本学HPでの電子媒体、本学主催のオープンキャンパス等の広報活動において、本学の入学者選抜試験に関する情報を適切かつ多様な手段を用いて公表している。このような広報活動が、本学を受験する受験生に適切な情報を提供していることは、毎年の新入学生を対象としたアンケートへの回答からも、明らかである（資料5-8）。
- ・ 本学で実施している国内外の災害での赤十字看護師の活躍等により、国際救援活動等に関心のある高校生が増えていることで、オープンキャンパスの参加率及び受験生の割合も少しずつ増加している。
- ・ 入学者選抜試験においては、入学者選抜試験管理委員会での問題の事前チェックや実行部会での教職員の入試運営における共通理解が図られたことにより、入試問題の出題ミス・事故等も起きず適切な運営が行われている。
- ・ 2011年から大学入試センター試験を導入したことにより、出願者数も増加し、多様化された入学者選抜試験を実施することで関東圏だけでなく全国から入学希望者を受けられる効果が上がっている。
- ・ 面接基準を「論理的思考力」、「対人関係力」、「社会性」、「共感性」、「主体性」の5側面として統一化を図り、入学者選抜試験の客観的な判断がしやすくなり透明性ははかられた。

〈2〉 看護学研究科

- ・ 看護学研究科の教育目的、理念を明確にし、大学院案内を中心とした広報誌、本学HP

での電子媒体、本学主催の大学院説明会等を通じた広報活動によって、多様な入学者選抜試験の趣旨や履修形態が周知され、公正かつ適切な選抜が行われている。

- ・ 入学者選抜試験においては、入学者選抜試験管理委員会の事前チェックや実行部会での教職員の入試運営における共通理解が図られたことにより、入試問題ミス・事故等も起きず適切な運営が図られている。

②改善すべき事項

〈1〉看護学部

- ・ HPの更新システムに人力的・費用的制限があり、本学の動向をHPを通じて迅速に伝えることができていない。
- ・ 大学案内と大学院案内が別冊子になっていることにより、学部と大学院博士後期課程までの教育を行える本学の特徴・強みが十分に情報提供できているとはいえない。

〈2〉看護学研究科

- ・ 大学院説明会の参加者数は年々増加していることに加え、修士課程看護学専攻における長期履修生制度の実施等により、受験生の関心等が高まり募集要項等の請求数は微増している。修士課程国際保健助産学専攻においても、学内での進学相談会等を別を実施することで学内進学者や本学の卒業生受験の割合も増え、定員を上回る人数が確保できている。
- ・ 各入学者選抜試験の出願時期に対応した大学院説明会を実施する。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈1〉看護学部

- ・ 本学で実施している国内外の災害での赤十字看護師の活躍等により、国際救援活動等にオープンキャンパスでは、参加者のニーズの高い本学の国際看護や災害救援活動等に力点を置いた紹介コーナーを充実させる。
- ・ 入学者選抜試験については、引き続き入学者選抜試験管理委員会や実行部会の管理体制強化による厳正な入試を行いつつ、入試の成績及び入学後の成績関連の検証システム導入等の入試改革を進め、優秀な人材確保につとめる。

〈2〉看護学研究科

- ・ 本学で実施している大学院説明会の参加者数は年々増加している。さらに、修士課程看護学専攻における長期履修生制度の実施等により、受験生の関心等が高まり募集要項等の請求数は微増している。しかし、定員確保の面からするとぎりぎりの状況である。ただし、修士課程国際保健助産学専攻においては、学内での進学相談会等を別を実施することで内部進学者や看護学部卒業生受験の割合も増え、一定の定員確保はできている。今後も定員確保及び適正で厳正な入試を行いつつ、入試改革を進め、優秀な人材確保につとめる。
- ・ 大学院説明会の時期・回数・方法を見直し、本大学院のアドミッションポリシーに適する優秀な人材の確保に努める。
- ・ 大学院案内の内容を見直し、本大学院の特徴や魅力がより伝わるようにする。

②改善すべき事項

〈1〉看護学部

- ・ 受験生のニーズに即した情報を速やかに発信していけるよう、HPの内容の充実と迅速な更新、SNSの有効活用を行う。
- ・ 大学案内と大学院案内の合冊版を製作し、大学院教育まで保障する大学としての本学の特徴・強みを情報提供していく。

〈2〉看護学研究科

- ・ 修士課程看護学専攻においては本学部の卒業生に、博士後期課程においては看護学研究科修士課程の修了生や赤十字医療機関・実習施設医療機関の看護職者に焦点をあてた効果的な広報活動を徹底していく。
- ・ 大学院に特化した広報として、大学院説明会の実施回数の見直しや大学院の入試概要や学生支援を重点においたハンドブック等の新たな広報活動を検討していく。
- ・ 入学者選抜試験については、卒業生・修了生の進学を促進する入学者選抜試験の種別や実施時期を検討・実施する。

4. 根拠資料

5-1 学部アドミッションポリシー（大学HP）

<http://www.redcross.ac.jp/entexa/faculty/admpolicy.html>

5-2 大学院アドミッションポリシー（修士）（大学HP）

<http://www.redcross.ac.jp/entexa/master/admpolicy.html>

大学院アドミッションポリシー（博士）（大学HP）

<http://www.redcross.ac.jp/entexa/doctor/admpolicy.html>

5-3 日本赤十字看護大学入学者選抜試験管理委員会規程

5-4 日本赤十字看護大学入学者選抜試験委員会規程

5-5 日本赤十字看護大学看護学研究科入学者選抜試験委員会規程

5-6 2014年度看護学部募集要項（公募・一般・センター）、（指定校）、（支部長） （3年次編入学）、2014年度看護学研究科募集要項（学内選考）、（修士課程9・11・3月募集）、（博士後期課程 9・3月募集） （共同災害看護学専攻 9・11・3月募集）

5-7 日本赤十字看護大学広報委員会規程

5-8 オープンキャンパス・模擬講義・進学相談会等の参加数（2009～2013年度）

5-9 本学志望動機に関する実態調査

6. 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるように学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学では、学生生活の基本方針として、「建学の精神である『人道』に基づき、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることで、一人ひとりが自己及び他者を大事にしながら人間的成長を達成できるよう、学生生活・就職支援委員会を中心として教職員全体が組織的にきめ細やかな学生支援を行う」と定め、修学支援、生活支援、進路支援の3つの観点で項目を挙げて示している。この方針は、本学HPで公開している（資料6-1）。

学生生活・就職支援委員会は教授会のもとにおかれた常設委員会であり、2012年度に再編成された。学務部長が委員長となり、学年主任・看護系教員・学生係で構成されている。2013年度に見直しを行った「学生生活・就職支援委員会規程」（資料6-2）に基づいて活動している。活動は月1回の会議の中で、方針に則り審議の結果、具体化され、報告・評価されている。また、それらの内容を教授会で審議・報告し、漸次評価されるとともに、年度末に年報を作成し、大学評価委員会で審議・評価される。年報で出された改善すべき課題については、新年度に委員会で当該年度の活動方針として話し合わせ、各構成員に分担して、具体的な活動として取り組む体制になっている。

学務部長は保健センターの副センター長であり、保健センターの下部組織である保健室および学生相談室を統括している。それぞれの活動は保健室運営部会および学生相談室運営部会で決められ、保健センター運営委員会で審議・報告、評価されるとともに、学生生活・就職支援委員会でも報告され、学生支援の情報を共有する仕組みになっている。

また、大学院生に対する学生生活の基本方針も学部と共通で、大学院生の修学支援として、「研究教育活動を担いつつ経済的支援を得られる制度を整備する」ことを定め、本学HPで公開している（資料6-1）。現在は、研究科委員会のもとにおかれた常設委員会である研究科学生生活・就職支援委員会を中心とした組織となり、「研究科学生生活・就職支援委員会規程」（資料6-3）に基づいて活動している。研究科学生生活・就職支援委員長のもと、学務部長、研究科に所属する看護系教員で構成されている。活動は月1回の会議の中で、方針に則り審議の結果、具体化され、報告・評価されている。また、それらの内容を教授会で審議・報告し、漸次評価されるとともに、年度末に年報を作成し、大学評価委員会で審議・評価される。年報で出された改善すべき課題については、新年度に委員会で当該年度の活動方針として話し合わせ、各構成員に分担して、具体的な活動として取り組む体制になっている。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

1) クラス担当教員による学修支援

2013年度から、退学者や休学者、卒業延期者に加え、メンタルヘルス上の問題や対人関係上の問題を抱える相談援助ニーズの高い学生へのより適時適切な支援を充足させるために、さらに学生クラス担当1教員あたり25名から28名であったところ、学生クラス担当教員を2名増員して8名とし、担当教員1教員あたり16名から18名とし、原則として4年次までの

持ち上がり制とした。クラス担当教員は「クラス担当教員内規」（資料6-4）に基づき、年1回以上の面接を実施して、学生の修学・健康・生活・進路等に関する事項への助言と指導、奨学金・就職・進学等の推薦状の作成等を担当している。また、学期の初めには、ガイダンス期間を設け、その間にクラス担当教員からのオリエンテーションや個別相談を行っている。さらに、学年を総括する学年主任1名がクラス担当教員の相談、支援を行う体制になっている。

2) 経済的支援

本学では、経済的支援と学業奨励を効果的に行うために、奨学金制度と特待生制度（授業料免除）とを設け、意欲ある学生に学ぶ機会を提供している。

主な奨学金の給付状況は表6-1に示した。奨学金は日本学生支援機構関連奨学金、日本赤十字社関連奨学金の他、本学独自の奨学金を準備している。伊藤・有馬記念基金の奨学金では、一般の学生奨学金の他、外国留学奨励金としてスウェーデン赤十字大学交換学生の渡航費を全面的に給付している。2013年度の奨学金給付者延べ数は664名、学生総数に占める割合は112.9%（前年比3%減）で、複数の奨学金を受給する学生が多い。そのため、特に給付タイプの奨学金の給付者選考においては選考基準を見直して、給付を決定した。

種類別給付状況では、日本赤十字社関連奨学金が61.4%で最も割合が高く、次いで日本学生支援機構奨学金25.2%（第一種・第二種合計）であった。そのほか、東日本大震災の被災によって生じた経済的理由により修学困難な学生への支援として「日本赤十字学園大規模災害被災学生奨学金」（2012年度施行）の給付対象者の範囲を拡大し、2013年度は3名の学生に給付を決定した。この奨学金については、2014年度も継続して募集している。また、保護者会による学生支援として奨学金の給付や、国家試験対策の模擬試験受験料や対策講座受講料の助成、感染症ワクチン接種の助成を行っている。

表6-1 学生の主な奨学金の給付状況

貸与給付 の別	種類	2009年度		2010年度		2011年度		2012年度		2013年度	
		受給 (人数)	割合*	受給 (人数)	割合*	受給 (人数)	割合*	受給 (人数)	割合*	受給 (人数)	割合*
貸与	育英会関連奨学金										
	日本学生支援機構(第一種)	47	7.7%	47	6.9%	57	7.9%	62	9.1%	69	10.4%
	日本学生支援機構(第二種)	141	23.1%	146	21.5%	134	18.6%	119	17.5%	98	14.8%
貸与	日本赤十字社関連奨学金										
	日本赤十字社奨学生	231	37.9%	281	41.3%	299	41.4%	307	45.1%	301	45.3%
	日本赤十字社医療センター	116	19.0%	110	16.2%	108	15.0%	92	13.5%	107	16.1%
給付	日本赤十字看護大学奨学金										
	伊藤・有馬記念基金(学生奨学金)	42	6.9%	30	4.4%	44	6.1%	35	5.1%	28	4.2%
	伊藤・有馬記念基金(外国留学)			9	1.3%	5	0.7%				
	保護者会奨学金(学生奨学金)	5	0.8%	19	2.8%	16	2.2%	22	3.1%	17	2.6%
	保護者会奨学金(海外留学・研修)	—	—	5	0.7%	11	1.5%			1	0.2%
	大嶽康子記念奨学金	—	—	—	—	5	0.7%	5	0.7%	5	0.8%
	その他	28	4.6%	33	4.9%	43	6.0%	38	5.6%	38	5.7%
	受給者延総数(在籍学生総数に対する割合%)	610	104.1%	680	116.4%	722	122.2%	680	116.0%	664	112.9%
	在籍学生総数	586		584		591		586		588	

割合* = 受給者延総数に対する割合

奨学金に関する学生への情報提供は、「奨学金案内」(資料6-5)を作成して、広く学生に周知しているほか、学生便覧、HP、奨学金説明会、学内掲示で行っている。このほか、随時、学務課学生係及びクラス担当教員が個別相談に応じている。

特待生制度は、2009年度に発足し、一般入試の成績上位者2名に対し4年間授業料を免除する特待生Aと、2年生以降、前年度の学業成績上位者2名に対し授業料の半額を1年間免除する特待生Bを選出するものである。2014年度入学生からは、経済的支援と学業奨励をより効果的に行うために、特待生制度の見直しを行い、特待生Aについては一般入試の成績上位者2名に対し1年間の授業料免除を行い、特待生Bについてはその対象者を各学年5名と拡大するように変更した(資料6-6)。

研究科の奨学金給付状況は表6-2の通りである。奨学金に関する情報提供は、学部と同様の方法で行っているが、奨学金案内のパンフレットは、学部学生とは別に作成し、情報提供の工夫を行っている(資料6-7)。

表6-2 2013年度研究科大学院生の奨学金の種類と給付状況

種類	日本学生支援機構		日本赤十字社 関連奨学金			日本赤十字看護大学奨学金		その他	計
	(第一種)	(第二種)	日本赤十字社 奨学生	日本赤十字社 医療センター	伊藤・有馬記念 基金	保護者会奨学 金	大嶽康子記念 奨学金		
受給者数	18	7	3	0	15	対象外	0	28	71
割合*1	25.4%	9.9%	4.2%	0.0%	21.1%	対象外	0.0%	39.4%	64.5% ^{*2}

*1=受給者延総数に対する割合

*2=研究科在籍学生総数に対する割合

研究科大学院生に対しては、ティーチング・アシスタント制度を設け、教育研究活動を担いつつ、経済的な支援を行っている。2011～2013年度の活用状況を表6-3に示す。

表6-3 ティーチング・アシスタント制度の活用状況

年度	2011	2012	2013
修士課程在籍 TA採用者延べ数	30名	24名	36名
博士後期課程在籍 TA採用者延べ数	3名	6名	8名
合計	33名	30名	46名

また、博士後期課程では、在学延長の学生や単位取得済満期退学後に学位論文の審査を受けるために再入学を望む修了生や研究生に対して、2014年度から授業料等の負担軽減を図った。

しかし、奨学金の給付及び貸与を受けている学生の学習状況や生活状況については、十分に把握できていないため、今後調査していくことが課題である。

3) 卒業延期者及び休・退学者に対する支援

看護学部の卒業延期者数を表6-4に、休・退学者数を表6-5に示した。2012年度は卒業延期者3名、休学者5名、退学者4名であった。また、後期からの復学者は2名であった。休学の主な理由は体調不良や出産・育児等であり、退学の主な理由は進路変更や体調不良であった。2013年度は卒業延期者4名、休学者5名、退学者1名であった。復学者は前期1名、後期1名であった。休学の主な理由は体調不良・親の介護・経済的・進路検討であり、退学の主な理由は結婚・親の介護であった。いずれも早期にクラス担当教員が相談に応じ、学年主任や学務部長、学部長、カウンセラー、学務課と連携を取り、学生本人及び家族を含めての修学に関する個別対応を行っている。

表6-4 年度別在籍者および卒業延期者数（内数）：看護学部

年度	2009		2010		2011		2012		2013		2014	
	在籍者	卒業延期者	在籍者	卒業延期者	在籍者	卒業延期者	在籍者	卒業延期者	在籍者	卒業延期者	在籍者	卒業延期者
4年次	142	5	138	2	146	5	145	3	143	3	144	2
4年次(編入)	11	1	11	1	10	0	8	0	11	1	10	0

表6-5 休・退学者数：看護学部

年度	2009年度					2010年度					2011年度					2012年度					2013年度				
	在籍者数	退学者数	休学者数	退学率	休学率	在籍者数	退学者数	休学者数	退学率	休学率	在籍者数	退学者数	休学者数	退学率	休学率	在籍者数	退学者数	休学者数	退学率	休学率	在籍者数	退学者数	休学者数	退学率	休学率
看護学部	586	5	5	0.9%	0.9%	584	2	1	0.3%	0.2%	593	2	1	0.3%	0.2%	587	4	5	0.7%	0.9%	588	1	5	0.2%	0.9%
退学理由	進路変更(3)、経済的理由(1)、一身上の都合(1)					進路変更(1)、体調不良(1)					進路変更(1)、他大学入学(1)					他大学受験・入学(2)、経済的理由(1)、育児(1)					親の介護(1)、結婚・渡米(1)				
休学理由	体調不良(3)、進路について考えるため(2)					体調不良(1)					体調不良(1)					体調不良(1)、出産(2)、経済的理由(1)、前期科目は単位取得済のため(1)					体調不良(1)、進路について考えるため(1)、介護(1)、育児(1)、仕事の都合(1)				

授業の欠席が多い学生に対しては、授業欠席に対する学生支援体制として定期試験の受験資格を失う前に各授業担当教員がクラス担当教員と連携を取り、学生への対応を進めている（資料6-8、資料4-3-10）。具体的には、授業で欠席が続く等の問題状況が発生した場合には、授業担当教員が本人を呼び出すと同時に、すみやかにクラス担当教員に連絡し、学生への指導・支援を依頼する。また、実習の履修要件になっている授業科目の単位認定試験に対する受験資格を喪失した場合には、実習担当教員との連携のもと、その後の対応について話し合い、学生への指導・支援を行うことにしている。

また、単位取得が滞っている学生に対しては、教務委員会による履修計画に基づき、クラス担当教員と授業担当教員によるサポート体制をとっている。

表6-6 年度別在籍者および修了延期者数：大学院

	2009年度		2010年度		2011年度		2012年度		2013年度	
	在籍数	うち修了延期者数	在籍数	うち修了延期者数	在籍数	うち修了延期者数	在籍数	うち修了延期者数	在籍数	うち修了延期者数
修士課程	79	5	87	3	94	4	86	5	87	4
博士後期課程	21	7	20	6	15	6	20	5	23	4

表6-7 休・退学者数:大学院

年度	2009年度					2010年度					2011年度					2012年度					2013年度					
	在籍者数	退学者数	休学者数	退学率	休学率	入学者数	退学者数	休学者数	退学率	休学率	入学者数	退学者数	休学者数	退学率	休学率	入学者数	退学者数	休学者数	退学率	休学率	入学者数	退学者数	休学者数	退学率	休学率	
課程士	79	0	4	0.0%	5.1%	87	1	4	1.1%	4.6%	94	2	4	2.1%	4.3%	86	2	5	2.3%	5.8%	87	1	7	1.1%	8.0%	
期博士課程後	21	0	2	0.0%	9.5%	20	0	1	0.0%	5.0%	15	0	3	0.0%	20.0%	20	0	1	0.0%	5.0%	23	0	2	0.0%	8.7%	
退学理由	課程士						CNS単位取得完了のため(1)					体調不良(1)経済的(1)					体調不良(1)経済的(1)					家庭の事情(1)				
	期博士課程後																									
休学理由	課程士	出産(1)育児(1)仕事の都合(2)					仕事の都合(4)					出産(1)体調不良(2)経済的(1)					出産(2)体調不良(2)経済的(1)					体調不良(2)経済的(2)仕事の都合(1)家庭の事情(1)看護師国試受験のため(1)				
	期博士課程後	仕事の都合(1)学業への準備(1)					仕事の都合(1)					仕事の都合(1)経済的(1)家庭の事情(1)					仕事の都合(1)					出産(1)仕事の都合(1)				

研究科の学生には、就業状況や出産・介護等のライフイベントを含む家庭状況など多様な個々の学習条件を踏まえ、学習継続または進路変更への個別的指導や支援を実施している（表6-6、表6-7参照）。

4) 補習・補充教育に関する支援

補習教育として、2014年度は「疾患の成り立ちと回復の促進」に関する授業の再履修者について、補充教育を行った。また、学校保健安全法で出席停止となる感染症に罹患した学生に対しては、補習実習を行い、学習支援を行っている。

5) 学習・研究環境の整備

図書館、1階と3階の学生ラウンジ、及び大学院生室にインターネットへのアクセスポイントを設け、一箇所あたり20台のアクセスが可能になっている。また、大学HPの学生専用ページから学内LANにアクセスが可能となっており、学生は学外からでも必要な情報を得ることが可能である。

研究科においては、学生数の増加に伴い、博士後期課程の大学院生室の整備を行い、デスクやパソコンを増やし学習環境を整えた。また、大学院生のニーズに基づき、日曜日の10:00～17:00も大学院生室を利用できるようにした。さらに、研究科国際保健助産学専攻の当直実習時に使用する宿泊場所を、安全が保持できる固定した一室を確保した。

学生の研究能力の育成のため、リサーチアシスタント制度の運用に向けて、リサーチアシスタント制度運用要領を策定した（資料6-9）。

6) 障がいのある学生に対する修学支援

現在、修学に支障をきたす身体的障がいのある学生は在籍していないが、軽度の聴覚障害がある学生が在籍しており、聴診器等の選択について授業担当教員が助言をするなどし、

対応している。また、学習障がいや発達障がいと診断された学生は在籍していないが、実習において、対人関係上の困難を理由に個別に対応しなければならない学生に対しては、実習担当教員とクラス担当教員が学生相談室と連携をとって個別対応することになっている。学生相談室では、「学生相談室ガイドブックー教職員のみなさまへーVer. 7」（資料6-10）を作成し、その中でモデルケースとして対応の方法について、提示をしている。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

1) 健康管理

保健センターに保健室を設置し、保健師が定期健康診断と事後指導、予防接種の実施、健康相談等を行っている。保健室の人員配置は、専任保健師1名及び繁忙期（4月から6月）のみ配置される非常勤職員1名で、保健室は長期休暇中を除き、週5日9時から17時30分まで開室している。

定期健康診断は、外部委託して例年4月に実施している。健康診断の事後指導に関しては、校医が結果を確認した上で、再検査や保健指導が必要な学生に対して保健師が個別指導を行う。2013年度の保健室利用延件数は1408件（学部1198件、大学院210件）で、その主な対応は「相談」「生活・保健指導」「処置」「計測」等であった。

感染予防対策については、看護学実習オリエンテーション時に『看護学実習における感染予防対策』（資料6-11）を用いて実習担当教員が感染予防ガイダンスを行っている。さらに保健師が中心となって結核・肝炎ウイルス・インフルエンザ・麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎に関する情報提供に加え、感染予防の保健指導の実施、ワクチン接種の推奨等の感染予防対策を講じている。さらに、ノロウイルス等他の感染症に対しては、流行状況を把握して適宜指導している。予防接種や健康診断結果は「健康の記録」（資料6-12）に綴じ、自己管理するよう指導している。そのほか、授業の課題活動やサークル活動での海外渡航時には、授業担当教員、サークル顧問、保健師による指導を行い、感染症予防に努めている。

また、2009年度から2013年度まで、健康教育の一環として、日本赤十字社医療センター禁煙外来の看護師による「健康とタバコ」の特別講義を年に1回実施している。

2) 学生相談

保健センターに学生相談室を設置し、非常勤カウンセラー2名によって週4日9時から16時（週1日19時）まで開室されている。2014年度の開室日は、後述する24時間対応できる学生相談の導入により、125日と減らしている。入学時に「学生相談室利用案内」（資料6-13）を用いたガイダンスの実施や、年6回「相談室だより」（資料6-14）を学部生全員に配付する等、学生相談室を利用しやすいような働きかけを継続して行った。その結果、学生相談室利用延件数は822件（面接数393件）で、その主な相談内容は「学生生活」「対人関係」「学業」等であった。2013年度からは、面接を継続して行う場合、相談者に対して「学生相談室での継続カウンセリングを始めるにあたって」（資料6-15）を用いて説明を行い、同意を得るようにした。さらに、7月に大学院修士1年生を対象としたストレス対処法をテーマにしたワークショップを開催した結果、約30名の参加者があり、その中から相談室の利用につながる者もいた。

学生相談室の全来談者数の約20%を教職員が占め、その主な理由は「学生対応」であっ

た。2013年度も継続して教職員が学生対応に関する情報を得られ、話し合える場として「教職員とカウンセラーとの懇談会」を年2回開催した。教員からは学部生・院生が、今以上に、相談室を活用しやすくなるような取り組みについて意見が出された。また、年度ごとに学生相談室の活動については「学生相談室活動報告」（資料6-16）としてまとめている。

2014年度からは保健室と学生相談室に加えて、その機能を補完するために、年中無休で24時間対応できる外部委託の学生相談を導入した。これは学生だけでなく、その家族や保護者も利用できるものであるが、2014年4月から10月までの利用者数(延数)は11名であり、活用に向けて周知を進めていく必要がある。

また、看護学研究科の大学院生には、学生相談室の利用を躊躇する者も多い現状を踏まえ、より効果的な学修方法の相談や自分の考えや気持ちの整理法等、カウンセラーとともに様々なプログラムを発信し、大学院生活の支援リソースとしての学生相談の有効活用ができるような工夫を行った（資料6-17）。

3) ハラスメント対策

「日本赤十字看護大学人権・倫理委員会規程」（資料6-18）に基づく、人権・倫理委員会を設置している。学生には『ハラスメント防止・相談の手引き』（資料6-19）を用いてハラスメントについて新学期のガイダンス期間中に説明している。2012年度には人権・倫理に関する相談・申し立てから結論決定までのフロー図について検討した。これまでは学生友人間や実習担当教員とのコミュニケーションの問題が、学生相談室やクラス担当教員、実習担当教員個々で対応される中で解決され、ハラスメントの申立に至るまでの事案はない。2013年度には、個々に対応した教職員が適正に相談に応じられるように、『本学教員、職員が人権・倫理問題について相談を受けた際の対応マニュアル』（資料6-20）と「人権・倫理問題相談記録」を作成した。また、人権倫理委員会の相談員の研修や、一般教職員を対象としたハラスメントに関する講演会（人権倫理委員会、FD・SD委員会共催）を2013年、2014年に開催している。

4) 課外活動

課外活動は、学生の主体的な活動のもとに、団体構成員相互の責任と人間関係を円滑に保持し、リーダーシップやメンバーシップ等を学びながら人間的に成長を期待する集団活動であり、大学の重要な教育活動の一環として位置づけられている。クラブの顧問である教員と学生生活・就職支援委員会が主に、その活動を支援している。

2013年度現在、クラブ等の団体は総合運動サークル、テニス部などの体育系クラブ団体の他、海外ボランティアや地域災害ボランティアなどの団体、日本赤十字六看護大学学生交流会など10団体あり、延311名の学生が所属している。ボランティア活動については、年に1～2回学内で報告会を開催している。

大学祭については、毎年、学生が主体となって企画運営し2日間の開催としている。その参加者の推移は表6-6に示す。2012年度は931名であったが、2013年度は518名と減少した。2年生が大学祭の企画運営の中心であるため、引継ぎや事務手続き、大学祭の企画・運営、外部との交渉などが遅れがちとなり、大学祭の企画・運営そのものに課題がある。また、参加者が減少していることに加え、開催に対する学生のモチベーション維持が困難な点に対して、開催時期を秋に変更する点も視野に入れ、サポート体制を見直す検討を開始している。

表6-6 大学祭の参加者数

年度	2009	2010	2011	2012	2013
参加人数	861	661	不明	931	518

学生自治会の活動をサポートし、学生の意見を学生生活に反映するために、学生自治会と大学（学生生活・就職支援委員会、学生係）との意見交換会を年1回開催している。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

1) キャリア支援に関する組織体制

学生生活・就職支援委員会内に国家試験対策部会を独立して設けたほか、病院説明会、進路ガイダンス等は就職・進路支援担当が行っている。また、学生係が就職情報室の管理・運営、関連情報の提供の実務を担当している。

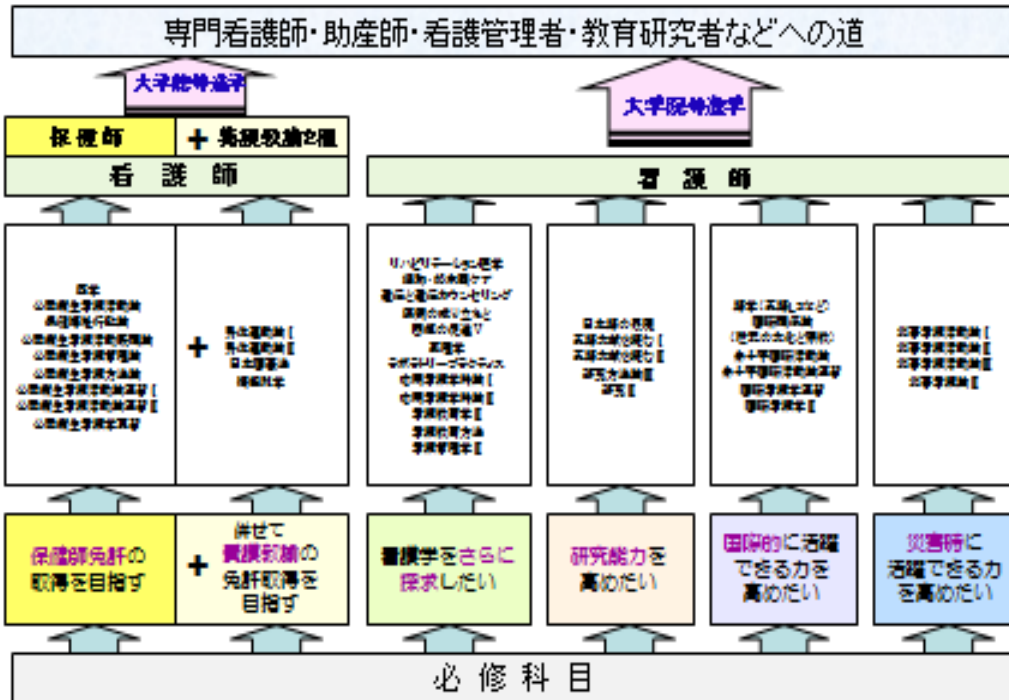
2) 就職・進路選択に関する支援

希望する病院・機関への就職あるいは進学について、学生の選択決定に対して全学年を通じて支援している。

1年生に対しては、キャリアプランのイメージができるように『キャリア支援ハンドブック』（資料6-21）を作成して配付した。また、「保健師をめざす」、「あわせて養護教諭の免許取得をめざす」といったコースの他、「看護学をさらに探求したい」、「研究能力を高めたい」、「国際的に活躍できる力を高めたい」、「災害時に活躍できる力を高めたい」といった学習者の志向を考慮して履修科目が選択できるように「履修モデル」（図6-2）を作成し、ガイダンスやクラス担当教員との面接時に活用した。さらに、日常生活や実習時のマナー向上のための「コミュニケーション・マナー研修」を開催した。2年生と3年生（編入生含む）については、3月に合同の進路ガイダンスを継続して開催した。4年生の卒業直前には、就職後の看護技術に対する準備を促すために、卒前スキルアップ研修の開催を継続している。

履修モデル(学部生)

- ± 卒業後の進路や目的に合わせて、複数の履修モデルがあります。
- ± 保護師の免許取得にかかわる履修モデルは、必修科目が決まっており、指定された科目を履修する必要があります。
- ± それ以外の履修モデルでは、保護師としての働きの特長と大学への進学への基礎となるものの履修をめざします。また、それぞれの目的に沿った知識と能力が効果的に得られるよう、科目が選択されています。ただし、選択は自由です。
- ± 自分の目的に合わせて、いくつかのモデルを組み合わせて履修することもできます。



履修モデル(編入生)

- ± 卒業後の進路や目的に合わせて、複数の履修モデルがあります。
- ± 保護師の免許取得にかかわる履修モデルは、必修科目が決まっており、指定された科目を履修しなければなりません。
- ± それ以外の履修モデルでは、保護師としての働きの特長と大学への進学への基礎となるものの履修をめざします。また、それぞれの目的に沿った知識と能力が効果的に得られるよう、科目が選択されています。ただし、選択は自由です。
- ± 自分の目的に合わせて、いくつかのモデルを組み合わせて履修することもできます。

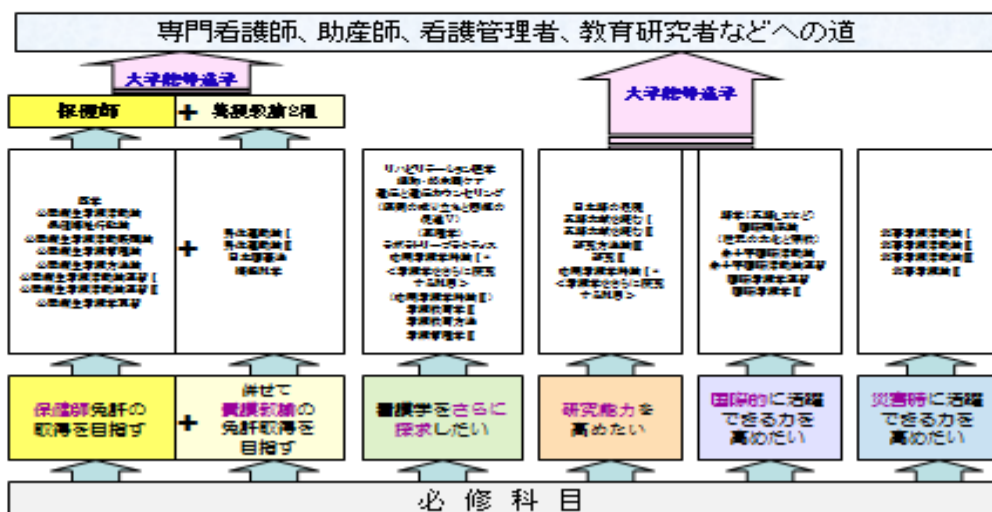


図6-2 履修モデル

また、全学生を対象とした赤十字関連病院と実習病院を含む合同病院説明会（資料6-22）を2014年度まで毎年開催している。2011年、2012年には3・4年生を対象に、2013年には2～4年生を対象とした就職活動時の面接や日常生活や実習場面でのマナー向上のための「マナー講座」を開催した。さらに、SNSの不適切な使用に注意喚起を促すため、『ソーシャルメディアガイドライン』（資料6-23）を、学生便覧、大学HPに掲載した。ほかに、年度初めのクラス担当教員との個別面談時や学生の希望時に進路選択に関する相談に応じている。

2012年度卒業生は、就職率94.6%（赤十字関連施設77.8%、赤十字以外の病院14.8%、行政機関2.0%）、進学率2.7%、その他2.7%であった。また、2013年度卒業生は、就職率91.4%（赤十字関連施設70.4%、赤十字以外の病院16.4%、行政機関4.6%）、進学率4.6%、その他4%であった。

研究科における過去5年間の修了後進路としては、修士課程修了者：医療機関65%、教育機関18%、進学5%、職能団体・厚生労働省等行政機関4%、育児・出産・海外研修等8%、博士後期課程修了者：医療機関24%、教育機関70%、その他研究所等6%と就職率は100%であった。

研究科においては、研究科学生生活・就職支援委員会が就職・支援の役割を担当し、領域の担当教員とも連携しながら、就職・進路支援を行っている。

3) 国家試験対策

学部の学生に対しては看護師・保健師の資格取得のために、看護学研究科国際保健助産学専攻の大学院生に対しては助産師の資格取得のために、国家試験対策部会を設置し支援を行っている。既卒者に対しても国家試験対策部会の教員が個別に連絡をとり、模擬試験等を受験できるように対応している。2013年度の看護師国家試験対策として、以下の活動を行った。

- ① 3・4年生全員対象のアチーブメントテスト：2013年度に、受験者にアチーブメントテストの評価をするためにアンケートを実施した。結果をみると、学習の振り返りや国家試験対策として実質活用している学生が約半数に留まっており、学生にとって自発的な早期の学習喚起となっていないことが明らかになった。
- ② 模擬試験：7月から年3回実施され、結果は4年生の各学年担当に配付されて必要に応じてクラス担任が個別面談を行い、学習支援に役立てている。
- ③ 予備校講師による受験ガイダンス及び対策講座：冬期講座に加えて夏期講座を追加し、さらに成績下位者を対象とした『寺子屋』を各領域の担当教員の協力を得て実施した。
- ④ 国家試験対策講座（夏期・冬期）：2014年度は、4年生に対しては夏期休暇を有効に活用できることを目的に、通常の模擬試験を繰り返して第1回を4月下旬に、第2回を8月末に、第3回を11月中旬に実施した。3年生に対しては低学年を対象とした業者模擬試験を導入した。
- ⑤ 成績下位者に対するクラス担任による個別指導

これまでの国家試験合格率について、表6-7に示す。2013年度新卒者の国家試験合格率は、看護師95.7%（全国平均95.2%）、保健師90.1%（全国平均88.8%）であった。2012年度不合格であった3名は2名合格、1名不合格であった。研究科における助産師国家試験合格率は、100%であった（全国平均：97.6%（新卒者のみ）・96.9%（既卒者含む））。

表6-7 国家試験合格率の推移

年度		2009	2010	2011	2012	2013
看護師	本学	98.6%	100.0%	100.0%	97.9%	95.7%
	全国	93.9%	96.4%	95.1%	94.1%	95.1%
保健師	本学	91.2%	92.3%	94.8%	100.0%	90.1%
	全国	87.8%	89.7%	89.2%	97.5%	88.8%
助産師	本学(大学院)	87.5%	92.3%	92.3%	93.3%	100.0%
	全国	83.2%	98.2%	96.0%	98.9%	97.6%

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- ・ 在籍学生総数に対する奨学金給付者数の割合は112.9%であり、さらに特待生制度を設けていることから、経済的支援は充実している。また、「日本赤十字学園大規模災害被災学生奨学金」が引き続き拡大運用され、被災学生への経済的支援ができた。
- ・ 2013年度から、学生の相談援助ニーズに適切に対応できるように、クラス担当教員を8名に増員し、原則4年次までの持ち上がり制にしたことできめの細かい支援体制が整った。
- ・ 健康管理及び学生相談については、ガイダンス及び掲示等の広報活動で周知しており、必要に応じて学生が利用できる体制が保たれている。また、開室時間外（とくに長期休暇中や休日、夜間）における対応は困難であったため、2014年度からは年中無休で24時間対応できる外部委託の学生相談を導入し、10月までに11名の利用があった。
- ・ 研究科の国際保健助産学専攻の助産師国家試験対策の充実と個別指導により、2013年度の国家試験合格率が100%となった。

②改善が必要な事項

- ・ 大学祭の企画・運営等の課題もあり、参加者の減少や開催に対する学生のモチベーション維持が課題である。2年生が大学祭の企画運営の中心であるため、引継ぎや事務手続き、外部との交渉等遅れがちとなっている点に対して、開催時期を秋に変更する点も視野に入れ、サポート体制を見直す
- ・ 国家試験対策に対する質問紙調査では、アチーブメントテストが学生にとって自発的な早期の学習喚起となっていないことが明らかになった。また、4年生の模擬試験開始時期が夏期休暇直前であり、試験結果が届くのが9月になってしまうため、夏期休暇中の学習計画に試験結果が反映されにくいことが明らかになった。2014年度は、4年生に対しては夏期休暇を有効に活用できることを目的に、通常の模擬試験を繰り上げて第1回を4月下旬に、第2回を8月末に、第3回を11月中旬に実施した。3年生に対しては低学年を対象とした業者模擬試験を導入したので、模擬試験の時期について評価する必要がある。さらに1,2年生も含めた対応を検討する必要がある。
- ・ 学生相談室の他に24時間電話相談を導入したが、その利用数は11名と少ないため、その促進を図る必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

さらに経済的支援と学業奨励を効果的に行うために、2014年度入学生から改正される特待生制度が受験生や入学者の動向等にどのように影響を及ぼすかを検証する。

②改善が必要な事項

- ・ 奨学金の給付及び貸与を受けている学生の学習状況や生活状況について調査する。
- ・ 2年生が大学祭の企画運営の中心であるため、引継ぎや事務手続き、外部との交渉等遅れがちとなっている点に対して、開催時期を秋に変更する点も視野に入れ、サポート体制を見直す。

4. 根拠資料

- 6-1 学生支援の基本方針（大学HP）
<http://www.redcross.ac.jp/campus/policy/index.html>
- 6-2 日本赤十字看護大学学生生活・就職支援委員会規程
- 6-3 日本赤十字看護大学看護学研究科学生生活・就職支援委員会規程
- 6-4 クラス担当教員内規
- 6-5 奨学金案内
- 6-6 日本赤十字看護大学特待生（授業料免除）規程
「特待生B」の選考に伴う申合せ
- 6-7 奨学金案内（大学院生用）
- 6-8 授業欠席に対する学生支援体制（既出4-3-7）
- 6-9 日本赤十字看護大学リサーチアシスタント制度運営要領
- 6-10 学生相談室ガイドブック－教職員のみなさまへVer. 7－
- 6-11 看護学実習における感染予防対策（既出4-3-5）
- 6-12 健康の記録
- 6-13 学生相談室利用案内
- 6-14 相談室だより
- 6-15 学生相談室での継続カウンセリングを始めるにあたって
- 6-16 学生相談室活動報告
- 6-17 大学院生のみなさまへ 学生相談室の利用について
- 6-18 日本赤十字看護大学人権・倫理委員会規程
- 6-19 ハラスメント防止・相談の手引き
- 6-20 本学教員、職員が人権・倫理問題について相談を受けた際の対応マニュアル
- 6-21 キャリア支援ハンドブック
- 6-22 平成26年度奨学金および病院説明会
- 6-23 日本赤十字看護大学ソーシャルメディアガイドライン（大学HP）
<http://www.redcross.ac.jp/campus/guideline/index.html>

7. 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

本学では、教育研究等環境の整備に関する方針を以下の通り定め、研究支援委員会が日本赤十字看護大学研究支援委員会規程に則り、検証を行っている（資料7-1）。なお、整備のための具体的な計画立案・執行については、情報システム委員会や図書館運営委員会等と協力しながら行っている。

- ①教員の教育研究活動を支援・保障するため、大学は毎年、個人研究費および院生指導費、図書費等の配分計画を立てるとともに、その適正な執行を促す。
- ②教員の研究活動を推進するために、大学は学外の競争的研究資金に関する情報を収集・提供し、その獲得に向けての支援を行うとともに、学内においても複数の研究助成制度を設ける。
- ③個々の教員に独立した研究環境を保障するため、大学は研究室のスペース、備品、情報通信システム等を整備する。
- ④教員の研究活動に学生が参加することで、研究と教育の双方において最大限の成果を得ることができるようなシステムを整備する。
- ⑤大学の教育・研究の成果を、できるかぎり迅速に電子情報として広く社会に公開するためのシステムを整備する。
- ⑥校舎に関しては、快適で良好な教育研究環境を整え、施設・設備の拡充や管理を適切に行う。

(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

1) 校地

広尾キャンパスの校地面積は15,864.15㎡、武蔵野キャンパスの校地面積は13,828.91㎡である。大学設置基準（5,400㎡）に比べて十分な面積を有している。

2) 校舎

学部・研究科が置かれた広尾キャンパスの校舎面積は14,962.45㎡、認定看護師教育課程のある武蔵野キャンパスの校舎面積は5,277.18㎡である。大学設置基準（5,652㎡）に比べて十分な面積を有している。

3) 講義室・演習室・実習室・学生自習室

広尾キャンパスの室総数は27、総面積は3,133.3㎡、武蔵野キャンパスの室総数は8、総面積は793.0㎡である。広尾キャンパスには4つの実習室とそれぞれに共通機材室、多目的演習室、多目的実験室、すべての階に学生ラウンジが設けられている。武蔵野キャンパスにも実習室と機材庫が備えられている。

2014年度からの博士課程共同災害看護学専攻の開設に伴い、実習室の一部を改装し、シミュレーションラボセンターを設置した。

4) 主要施設の概況

広尾キャンパス1号棟（2007年竣工）には、講義室、研究室、実習室、演習室、多目的実験室、情報処理室、LL教室、図書館等があり、延床面積5,185.0㎡である。同2号棟（2005

年竣工)には、講義室、研究室、演習室、学生ラウンジ、食堂、生協売店等があり、延床面積9,777.5㎡である。武蔵野キャンパスA館(1976年竣工)には、講義室、研究室、演習室、図書館等があり、延床面積2,921.6㎡である。B館は1994年竣工、講義室、研究室、演習室等があり、延床面積1,622.7㎡、体育館は2001年竣工、732.9㎡である。

学部・研究科ごとの講義室、演習室等の面積・規模は表7-1の通りである。学部の学生用実験・実習室の面積・規模は表7-2の通りである。

表7-1 学部・研究科ごとの講義室、演習室等の面積・規模

学部・研究科等	種別	室数	総面積(㎡)A	収容人員(総数)	学生総数B	A/B
看護学部 広尾キャンパス	講義室	17	2,305.8	1,630	572	4.03
	演習室	7	274.5	120	572	0.48
看護学部 武蔵野キャンパス	講義室	5	710.8	520	—	—
	演習室	3	82.2	28	—	—
看護学研究科	学生自習室 院生室	3	553.0	85	95	5.82
共用	体育館	1	732.9	—	—	—
	講堂	2	1,203.2	900	—	—

表7-2 学部の学生用実験・実習室の面積・規模

用途別室名	室数	総面積(㎡)	収容人員(総数)	収容人員1人当たり面積(㎡)
看護実習室	6	1,145.9	500	2.3
多目的実験室	2	253.6	116	2.2
語学学習室	2	267.9	90	3.0
情報処理室	3	402.8	180	2.2
計	13	2,070.1	886	2.3

5)特記事項

武蔵野キャンパスは本学の実習病院の一つである武蔵野赤十字病院と隣接しており、同病院病棟改築のため、2016年度にA館・B館の建物(図書館武蔵野館を含む)と土地を譲渡する予定である。その代替措置として、学生や教員のための教室や機材、控え室等を他の建物に用意することになっており、武蔵野キャンパスでこれまで開講されてきた認定看護師教育課程も2014年度で閉講となることから、このことによる学生の学修、教員の研究上の支障は生じない。また、大学設置基準上の校地・校舎面積についても、広尾キャンパスの持つ面積で同基準を満たしていることから問題は生じない。

(3)図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

1)図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

【図書館】広尾キャンパス1号棟地下1階に広尾館、武蔵野キャンパスA館1階に武蔵野館(2014年度末にて閉館予定)があり、いずれも日本赤十字看護大学図書館規程(資料7-2)及び図書館運営委員会規定(資料7-3)に基づき、図書館長のもと、図書館運営委員会によ

り管理運営され、検証が行われている。なお、事務局では図書館課が担当している。

資料は、両館合わせて図書144,557冊、視聴覚資料3,890点を収蔵している。資料収集については、専門領域ごとに配付される年間図書予算や教員の個人研究費による購入等のほか、同窓会や保護者会からの助成金の支援等も受け、図書館運営委員の教員や図書館課が各出版社・書店・関連機関の案内等を参考に図書資料の購入を行っているほか、図書館課ではシラバスで指定された教科書や参考文献の所蔵確認を行い、学内のニーズを把握するために随時、学生・教職員からのリクエストを受け付けている。

図書資料購入の予算配分については、図書館運営委員会で検討の上、決定しているが、社会状況の変化や時間の経過に伴い、更新が必要とされる資料がでてきているため、今後、廃棄基準等の見直しを行い、整理していく必要がある。

学術雑誌は、購読の見直し及び新規購読について毎年図書館運営委員会が専任教員に質問紙調査を行い、決定している。近年では雑誌価格の高騰により、紙媒体から電子媒体に徐々に移行しつつある。また、文献・索引データベースについては、看護学、医学、心理学、社会学等を主題とした内容を含むものを幅広く契約している（資料7-4）。

以上の収蔵資料については、蔵書検索システム（OPAC）で管理しており、学内のみならず学外でもオンライン検索や取り寄せも可能なMy Libraryのサービスもある（資料7-5）。

なお、学部の卒業研究論文、研究科の修士論文及び博士論文のほか、学生による授業評価の報告書なども開架に配架しており、誰でも閲覧できるようにしている。

【史料室】 広尾キャンパスには史料室があり、図書館運営委員会史料室部会が看護歴史研究室の教職員を中心に担当して赤十字の看護婦養成、看護教育等を中心に歴史的価値の高い史料を収集・展示を行っており、外部からの閲覧や貸出の要望も増えている。また、収蔵資料の電子化も進めており、看護歴史研究室が本学図書館HP上で所蔵資料データベースを公開し、検索できるようにしているほか、1階ホールの史料展示コーナーにて定期的にテーマを決めて史料を展示している。

【アーカイヴス】 2013年度に日本赤十字看護大学アーカイヴス規程（資料7-6）を定め、図書館運営委員会のアーカイヴス部会と史料室部会とが協力して本学の収蔵する歴史的資料や教育研究の成果を電子化して公表するアーカイヴスを構築の計画を立てたが、その実現を前に、学術情報リポジトリの構築が急務となったため、アーカイヴスとリポジトリの両方の機能をもつシステムを導入し、リポジトリの開設を第一課題とし、アーカイヴス構築は一時中断している。

【学術情報リポジトリ】 本学における教育・研究・実践の成果物を電子情報として広く社会に公表するために、日本赤十字看護大学学術情報リポジトリ運用指針を定め、2014年4月より日本赤十字看護大学学術情報リポジトリ（Red Cross College of Nursing Repository：以下、リポジトリという）の運用を開始した（資料7-7）。また、全学的に愛称の公募を行い、「リッコリー（Reccore）」と決定した。現在は教員の学術論文等と本学大学院の博士学位論文の登載・公表を行っているが、教員の研究教育の成果物の登載はあまり進んでいない。なお、リポジトリでの学位論文の全文公表に関わる諸手続きを2014年度末までに整備し、博士後期課程の学生に周知した（資料7-8）。

なお、現在は教員の業績データ等は年報で公表しており、リポジトリへの登録は行っていない。2015年度に年報編集委員会と協同で検討していく予定である。

2) 図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備等の利用環境

広尾館は、1号棟地下1階1,097㎡であり、閲覧席121席、グループ学習室（定員18名）3室、視聴覚室（定員12名）1室がある。利用者用情報端末8台、学内専用移動式端末（iPad及びキーボード）各10台、複写機3台を備えている。主な利用者は、教職員91名、学生709名、合計800名で、一人当たりの面積は1.371㎡であり、閲覧席は6名に1席、利用者情報端末は44名に1台である。

武蔵野館は432㎡に閲覧席は54席あり、利用者用情報端末5台、複写機1台を備えている。主な利用者は教職員13名、認定看護師教育課程研修生89名、合計102名であり、一人当たりの面積は4.235㎡であり、閲覧席は2名に1席、利用者情報端末は21名に1台である。

開館時間は、広尾館が月曜日から金曜日は午前9時30分から午後8時まで、土曜日は午前10時から午後5時まで（一部長期休暇、ガイダンス期間中等は、午後5時で閉館。土曜日閉館）である。武蔵野館は、認定看護師教育課程が開講され、武蔵野赤十字病院での学部生の実習が行われる6月から2月までの月曜日から金曜日まで、午後12時から午後8時までである。利用者数は、自動入館者管理システムで把握しており、毎年図書館利用状況を公表し、教授会で報告している（資料7-9）。

なお、広尾館の開館時間を拡大してほしいとの要望があり、検討したが、警備体制が整わないために夜間の開館時間の延長は難しいため、2015年度より土曜日午後の開館時間を30分拡大し、17時30分までとすることになった。

広尾キャンパス1号館1階にある史料室は、展示スペースを含め42㎡の広さがあり、金曜日（長期休暇期間除く）の午前10時から午後3時まで開館しており、臨時職員2名と教員1名が対応している。また、同窓会の役員会・総会で卒業生からの史料提供を依頼している。

次に職員は、図書館課として司書の資格等の専門能力を有する職員を配置し、課長1名、係長1名、司書1名、派遣職員3名（司書有資格者）の体制で、広尾館に係長、司書、派遣職員2名及び臨時職員1名、武蔵野館に課長及び派遣職員1名を配置している。

図書館課職員は、図書館資料の選定、図書館データ編成、資料装備、相互貸借・文献複写、利用教育、レファレンスサービス、図書館広報等を行う他、係長、司書を中心に科目を担当する教員と連携しながら、学部や認定看護師教育課程で文献探索等の授業を行っている。また、年度初めの学生ガイダンスにおいて、情報検索等の説明を行うほか、4月中旬にかけて「Refworks」「PubMed」「医学中央雑誌」等の文献検索の講習会をFD・SDとして行っており、大学院生にも公開している（表3-7-1、表3-7-2参照）。

また、毎年利用者の意見を聞き、さまざまなサービス向上を図っている。例えば、2013年度から図書館にタブレット型PC（iPad）とキーボードを10台ずつ配備し、貸し出しを開始したが、館内に無線電波の受信不良箇所が見つかったため、貸し出し用PCの利用範囲を学生ラウンジ等へ拡大した。これによって、学内なら館外でも文献を検索しながら直接図書を探したり、レポートや論文を書いたりすることが可能になった。また、院生からの要望により、検索用PC8台のうち、2台にプリンタを接続した。

また、環境整備として、照明が暗いという苦情に対し、電気スタンドの貸し出しを始めたほか、冷暖房の効率化のためにサーキュレータを設置した。また、図書館の利用者増を目指して広報にも力を入れており、図書館運営委員の協力のもと、1階ホールに図書館の掲

示板を設置したほか、図書館HP及び図書館Facebookを管理し、電子情報案内、リポジトリ、文献検索相談等を行っている。

しかし、毎年の利用傾向を見ると、利用者数は増加しているが、貸出数は減少している（資料7-9）。そこで、利用者のニーズの把握や図書館運営への学生の参加を促すため、2013年度に図書館運営委員会の下部組織として学生部会（TBC）を設け、学生の視点での図書館運営について意見交換を行い、歴代の学長の著書展示、くつろぎコーナーの設置等の館内環境の整備、図書館だよりの刊行、リポジトリのキャラクター（リッコリー）の公募と選定、書店での選書ツアー等の企画等、さまざまな創意に満ちた企画を打ち出し、図書館の運営に積極的に関わっている。また、図書館運営委員会では、2014年に学生部会が行った学生全員に対する図書館利用状況アンケート調査（資料7-10）をもとに、図書館利用細則における館内飲食禁止の廃止、グループ学習室・視聴覚ルームの予約方法の改訂等を行った。

3) 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

本学図書館では、日本赤十字学園各大学・短期大学等とネットワークを形成、図書館関連の情報共有を行っている。また、国立情報学研究所（NACSIS）に参加し、看護学領域を中心とした相互貸借・文献複写サービスを行っている。また、2014年度からリポジトリの運用開始と同時に、デジタルリポジトリ連合に参加して、学術情報相互提供システムの構築化を行っている。

また、近隣大学との相互利用協定の締結を進めており、相互に資料の閲覧・複写等を行っている。本学と協定を結んでいる大学は以下のとおりである。

- ・青山学院大学図書館（青山キャンパス本館）
- ・青山学院女子短期大学図書館
- ・杏林大学医学図書館
- ・国際連合大学図書館
- ・実践女子大学・短期大学図書館（渋谷キャンパス）
- ・聖心女子大学図書館
- ・東京慈恵会医科大学学術情報センター図書館

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

1) 教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

すべての教室にAV用操作デスクを設け、マイクروفオン・モニター・プロジェクター・OHP・CD/DVD再生機器、スピーカー等の一括操作が可能である。また、学内LANとも接続し、PCを接続して使用できる。

看護の実習室は、学部、大学院、及び認定看護師教育課程における授業と演習での活用に加え、看護技術の練習を希望する学生に対する授業時間外のオフィスアワー、実習期間中の技術練習、学部生の卒業前スキルアップ練習にも使用されている。なお、精神保健看護学および国際・災害看護学領域の学内実習や演習等は、多目的演習室（ワークアウト・ルーム）とそれに付属するモニタールームを使用している。

また、2014年度に博士課程（共同災害看護学専攻）が開講したため、老年看護学の実習室の一部を改装し、先進電子機器を導入してシミュレーションラボセンターとして整備した。新しい機器なので、今後は有効に活用できるようにマニュアル整備を行い、適切な機材管

理を進める必要がある。

実習室、多目的演習室、多目的実験室の整備については、各授業演習を担当する専門領域教員と実習委員会の下部組織である教材教具係が協力して、実習室整備の基本方針を決め、年間の整備計画を立てて行っている（資料7-11）。また年度末には、各専門領域が管理する備品員数点検を実施し、備品簿内容を更新しながら備品管理を行っている。しかし、施設・設備に経年劣化による不具合が出てきているので、計画的に見直し、更新を行っていく必要がある。また、実習室も年々手狭になってきているので、使用困難となっている備品の整理、各専門領域で購入する消耗品の在庫整理等により、実習室収納スペースの有効活用を図る必要がある。

学内の情報システム及びIT機器の整備は情報システム委員会が日本赤十字看護大学情報システム委員会規程に則り、実施・検証を行っている（資料7-12）。現在、学部の学生約580名、科目等履修生をあわせて計600名ほどに対し、学生が利用できるPCの台数は、第1情報処理室（96台）、第2情報処理室（34台）、LL教室（40台）、計170台であるが、卒業研究論文提出の繁忙期（12月）においても不満はでない。

また、修士院生室に29台、博士院生室に4台のPCとプリンタを設置している。DNGLは各自ノートPC1台及び共有プリンタ1台を設置している。また、これらのPCには優良統計ソフトを完備している。なお、定期的にPCの更新を行っており、最近では2014年度に行った。

また、図書館、1階と3階の学生ラウンジ、及び大学院生室にインターネットへの無線LANアクセスポイントを設け、一箇所あたり20台のアクセスが可能になっている。また、学内のPCから学内LANにアクセスが可能となっており、学生は学外からでも必要な情報を得ることが可能である。

また、情報セキュリティに関しては、日本赤十字看護大学情報セキュリティポリシーのもと、情報セキュリティ委員会が日本赤十字看護大学情報セキュリティ委員会規程に則り、整備・検証を行っている（資料7-13、7-14）。

しかし、情報システム上の問題として、ファイルサーバの容量不足やWEBメールの不具合、無線電波の受信不良箇所等、情報システム上の問題があり、校舎全体の無線LAN、メールシステムの更新が必要となっている。

2) 教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保

大学全体の経常研究費は、研究支援委員会が年度毎に配分計画を立て、教授会での承認を経て配分される。経常研究費は①教員の個人研究費、②研究科実習費、③奨励研究費、及び④教員学外研究・研修活動助成制度経費に分けられる。

①個人研究費は経常研究費から②③④を控除した後に、職位に応じて配分されている。2014年度の配分比は、学部は助手を1.0として、助教1.10、講師1.25、准教授1.35、教授1.50である。なお、研究科は職位によらず均等配分している。実際の配分額は、最低の助手でも20万5,700円であり、年々微減傾向にあるものの、ある程度の研究費は確保されている（資料7-15）。また、研究費の運用は日本赤十字看護大学研究費運用内規に定められた基準に従ってなされている（資料7-16）。

②研究科実習費は、従来、指導する院生の数に応じて、個々の研究担当教員に院生指導費として配分していたが、2012年度から研究科教務予算のなかに一括計上することになった。その分、教員の経常研究費の配付額が減ったが、担当学生数や実習場等によって教員

が実質的に使用可能な研究費に不公平が生じることがなくなった。

③奨励研究費は、学内の教員を対象とした研究助成制度である。この予算は、従来は総額200万円であったが、利用者減のため、2014年度から150万円となった。

④教員学外研究・研修活動助成制度は、長年の懸案事項であった研究専念時間の確保のために、2013年度から設けられた制度であり、毎年度2名の教員が3ヶ月間職務を離れ、研究に専念することが可能となった（資料7-17）。

この他、学内には海外研修や国際学会への参加を支援するための資金として、教員を対象とした海外研修助成制度（資料7-17）及び本学独自の「伊藤・有馬記念基金」（資料7-18）の助成がある。その助成を受けた者の数は表7-3の通りである。

表7-3 年度別伊藤・有馬記念基金申請数と採択数

年度	2010		2011		2012		2013		2014	
	申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択	申請	採択
教育・研究助成金	1	1	0	0	2	2	1	1	1	1
外国留学奨励金	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1

教員には、外部競争資金の獲得を推奨しているが、2014年度は教員の退職の影響もあり、前年度に比べて科学研究費助成の採択率が低下した（資料7-19）。そこで、外部の競争的資金獲得を支援するため、研究支援委員会が中心となり、以下のような方策を実施した。

- ・本学教員が獲得可能性のある外部の競争的資金の一覧を作成し、応募に必要な情報と共に本学HPの教職員専用ページからアクセスできるようにHPを拡充した。
- ・研究室フロアの一角に、外部資金獲得のための資料を集めたコーナーを常設した。
- ・適切な研究計画書の作成方法等に関して、外部講師による講習会をFDとして開催した。

研究室には、机と椅子、PC、プリンタ、キャビネット、衣服用ロッカー等が標準装備されている。また、講師以上の専任教員には一人一室を原則としているが、近年、教員増による研究室の不足から、一部の講師については二人部屋となっている。

3) その他の研究支援活動

教員の研究活動と学内での交流を活発化するために、2013年度から研究成果報告会を開催している。発表者は奨励研究費助成を受けた者等とし、口頭発表及びポスター発表の2形式で行う。2014年度からは、フロンティアセンターに設けられた「ケアリングフロンティア広尾」が主催するリサーチカフェにて、フロンティアセンターと研究支援委員会の共催で教員の研究成果報告会を行うことにした。

また、2013年度には学会誌への投稿に向けた支援として、学外講師を招いて「学会誌の審査側からみた掲載基準を満たす論文の書き方」に関するFDを開催した。

また、学校法人日本赤十字学園内部の競争的資金として「赤十字と看護・介護に関する研究助成制度」があり、学内の応募から例年2,3名の採択者を出している（資料7-20）。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学では、2013年に「日本赤十字看護大学における研究者等の行動規範」（資料7-21）

及び「日本赤十字看護大学における科学研究費補助金等の不正防止計画」（資料7-22）を策定した。

また、教職員や学生が研究倫理を遵守して研究活動を行うために、本学では研究倫理審査委員会規程（資料7-23）、研究倫理審査委員会運営要領（資料7-24）、研究・調査依頼内規（資料7-25）を整備し、本学のコンプライアンス向上に向けての活動や検証を行っている。

研究倫理審査委員会は教授会から選出された教職員と学外有識者（外部委員）で構成される。毎月1回開催され、審査委員3名で1チームを編成し、申請された研究計画書等に基づいて倫理的問題がないかチェックを行った結果をもとに厳正に審査を行い、必要に応じて修正を求めると同時に、教育的観点からの助言をしている。審査結果は、「承認」「条件付き承認」「変更の勧告」「不承認」「非該当」のいずれかで、本学のHPで公開している。申請件数は表7-4の通りである。申請件数が年々増加しているため、審査の迅速化のために倫理審査のためのチェックシートを作成し、活用している。委員会できめ細かなチェックを行い、教育的観点からの助言を申請者に返しているが、これが若手教員や大学院生の研究指導と同時に教育の一環ともなっており、これまで倫理的問題は生じていない。

表7-4 研究倫理審査件数

年度	2009	2010	2011	2012	2013
申請件数	81	93	98	109	114

2014年度に利益相反マネジメント・ポリシー（資料7-26）、利益相反マネジメント委員会規程（資料7-27）を整備したが、これに関するFD・SDはまだ実施していない。

2012年度には外部講師を招いて研修会「公正な科学研究へむけて：ミスコンダクトを考える」をFDとして開催した。2013年度から全教員と全大学院生を対象に研究倫理講習会を開催するとともに、受講者には受講証明書（3年間有効）を発行することになった。研究倫理審査を申請する際には、申請用紙に受講証明書の受講番号を明記することが求められている。

2014年8月文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「研究活動上の不正行為防止等に関する規程」を整備した（資料7-28）。2015年度から研究活動上の不正行為防止等に関する研修が義務付けられるため、研修企画を進める必要がある。さらに、2014年度には日本赤十字学園の主催で遠隔システムによる「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに伴うコンプライアンス研修会」をFD・SDとして開催した。研究倫理に関する研修会は参加者から好評を得ている（資料7-29）。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

【施設・設備】

- ・ 実習室、多目的演習室、多目的実験室の整備については、各授業演習を担当する専門領域教員と実習委員会の下部組織である教材教具係が協力して、実習室整備の基本方針を決め、年間の整備計画を立てて行っている。また年度末には、各専門領域が管理する備

品員数点検を実施し、備品簿内容を更新しながら備品管理を行っている。

- ・ PCの更新等も情報システム委員会が中心となって、計画的に行っている。

【図書館】

- ・ 看護学や隣接領域の学術資料は質・量ともに十分な水準であるが、現在は学術雑誌の電子ジャーナル化を進めている。
- ・ 史料室では赤十字の看護婦養成、看護教育等を中心に歴史的価値の高い史料を収集・展示を行っており、外部からの閲覧や貸出の要望も増えている。また、収蔵資料の電子化も進めており、HP上でデータベースを公開している。
- ・ 本学における教育・研究・実践の成果物を電子情報として広く社会に公表するために、日本赤十字看護大学学術情報リポジトリ規程を定め、2014年4月より日本赤十字看護大学学術情報リポジトリ (Red Cross College of Nursing Repository) の運用を開始した。
- ・ 図書館課として専門的な能力を有する職員を配置しており、資料及び情報の提供のほか、文献検索の講習会などを通して積極的に教育研究の支援を行っている。
- ・ 図書館運営委員会では、下部組織である学生部会が行った学生全員に対する図書館利用状況アンケート調査(資料7-5)をもとに、図書館利用細則における館内飲食禁止の廃止、グループ学習室・視聴覚ルームの利用規定の改定などを行った。また、学生部会は、さまざまな展示企画、館内環境の整備、図書館だよりの刊行、リポジトリのキャラクター(リッコリー)の公募と選定、書店での選書ツアーの企画等、図書館の運営に積極的に関わっている。
- ・ 近隣6大学・1短大と図書館相互利用協定を締結した。
- ・ 図書館に貸出用PC10台を設置し、さらにその利用範囲を学内に拡大する等した。
- ・ 院生からの要望により、検索用PC8台中2台にプリンタを接続した。
- ・ 電気スタンドの貸出、サーキュレータの設置による冷暖房の効率化等、利用者サービスとしての環境整備を進めた。

【教育研究等支援環境】

- ・ 2014年度から学術情報リポジトリの運用を開始し、博士学位論文、教員の教育研究成果等をデータベース化して公開できるようになった。
- ・ 教員学外研究・研修活動助成制度により、毎年限られた人数ではあるが、まとまった研究専念時間が確保できるようになった。
- ・ 教員の研究活動と学内での交流を活発化するために、2013年度から研究成果報告会を開催し、学会誌への投稿に向けた支援として、学外講師を招いて「学会誌の審査側からみた掲載基準を満たす論文の書き方」に関するFDを開催した。

【研究倫理】

- ・ 研究倫理の審査申請件数が年々増加しているため、研究倫理委員会では、公正・厳格かつ迅速な研究倫理審査のためのチェックシートを作成した。審査委員会できめ細かなチェックを行い、教育的観点からの助言を申請者に返しているが、これが若手教員や大学院生の研究指導と同時に教育の一環ともなっており、これまで倫理的問題は生じていない。
- ・ 研究倫理に関するFD・SDを毎年開催しており、受講者からも好評を得ている。また、2014年度には日本赤十字学園の主催で遠隔システムによる研修会をFD・SDとして開催した。

②改善すべき事項

【施設・設備】

- ・ ファイルサーバの容量不足やWEBメールの不具合、無線電波の受信不良箇所等、情報システム上の問題があり、校舎全体の無線LAN、メールシステムの更新が必要となっている。
- ・ 実習室では経年劣化により使用困難となっている物品や機材の整理、各専門領域で購入する消耗品等の在庫を整理し、実習室収納スペースの有効活用を図る必要がある。
- ・ 博士課程共同災害看護学専攻の開設に伴い、実習室を一部改編し、設備も一新したため、有効に活用できるようにマニュアル整備を行い、適切な機材管理を進める必要がある。

【図書館】

- ・ 利用者数は増加しているが、貸出数は減少している。
- ・ 土曜の開館時間を30分拡大したが、さらなる拡大が望まれている。
- ・ 図書館内に無線電波の受信不良の箇所がある。
- ・ 更新が必要とされる資料が少しずつ目立ち始めている。
- ・ リポジトリと史料室データベースとの統合による大学アーカイブスの構築の計画が中断している。

【教育研究等支援環境】

- ・ 科学研究費の応募件数を増やし、採択率を上げる方策を検討する。

【研究倫理】

研究倫理審査委員会規程には、委員に学外有識者(外部委員)を含めるとの規定があるが、現在のところ外部委員を依頼していない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【施設・設備】

今後も学生や教職員の意見を反映させた施設・設備の改善に関する中長期計画を立て、整備を行っていく。

【図書館】

- ・ 国内外の教育研究機関との情報相互提供システムを拡大していく。とくに、渋谷区を中心とした近隣の大学図書館とのネットワーク構築を図る。
- ・ アーカイブスの構築に向けてワーキンググループを設置し、具体的工程を明らかにする。

【教育研究等支援環境】

- ・ 雑誌の電子ジャーナル化をさらに進めるために、「メディカルオンライン」の導入を図る。

【研究倫理】

- ・ 研究倫理講習会の受講義務の周知を図る。

②改善すべき事項

【施設・設備】

- ・ 改装した実習室のマニュアル整備を行い、適切な機材管理を進める。

- ・ 経年劣化した実習室備品や機材については、交換・更新・購入計画を立てて、整備する。実習室収納スペースの有効活用のため、消耗品の計画的購入と在庫管理を徹底する。
- ・ ファイルサーバの容量不足やWEBメールの不具合、無線電波の受信不良箇所等、情報システム上の問題を解決するため、校舎全体の無線LAN、メールシステムの更新を行う。
- ・ リポジトリ等、ホームページのコンテンツの整理・検討を行い、リニューアルを図る。

【図書館】

- ・ 利用者のニーズに応じた開館時間の拡大を図るために、大学の警備体制など大学全体の管理システムを見直す。
- ・ サービス向上とともに利用者増を目指すために、図書館運営部会と学生部会との連携のもと、さらに利用者の図書館運営へのコミットメントを促す企画を立案・実施する。
- ・ 除籍基準の見直しを行い、資料の更新を行う。

【教育研究等支援環境】

- ・ 学外の競争的資金及び学内の奨励研究費等への応募数を増やすために、教員会議での情報提供と応募の呼びかけ、応募書類の適切な書き方等の研修会の開催等を行う。
- ・ 特に助手を含めた若手研修者に対する各領域の教授、准教授からの指導体制を強化する。

【研究倫理】

- ・ 研究倫理審査委員会の委員に学外有識者（外部委員）を導入する。
- ・ 2015年度から義務付けられた、研究活動上の不正行為防止等に関する研修を開催する。
- ・ 利益相反に関するFD・SDを開催する。

4. 根拠資料

- 7-1 日本赤十字看護大学研究支援委員会規程
- 7-2 日本赤十字看護大学図書館規程
- 7-3 日本赤十字看護大学図書館運営委員会規程
- 7-4 データベース（大学HP）
<http://www.redcross.ac.jp/library/search.html>
- 7-5 図書館HP
<http://www.redcross.ac.jp/library/index.html>
- 7-6 日本赤十字看護大学アーカイブス規程
- 7-7 日本赤十字看護大学学術情報リポジトリ運用指針
- 7-8 学位（博士）を申請する人へー学位論文の大学リポジトリ（リッコー）への全文公表について
- 7-9 図書館利用統計（2009年4月～2014年3月）・利用案内
- 7-10 図書館利用アンケート
- 7-11 教材教具係 仕事年間スケジュール
教材教具係 申合せ
- 7-12 日本赤十字看護大学情報システム委員会規程
- 7-13 日本赤十字看護大学情報セキュリティポリシー
- 7-14 日本赤十字看護大学情報セキュリティ委員会規程
- 7-15 2010～14年度 研究費配分
- 7-16 日本赤十字看護大学研究費運用内規
- 7-17 日本赤十字看護大学教員学外研究・研修活動助成規程
- 7-18 日本赤十字看護大学伊藤・有馬記念基金規則
- 7-19 科学研究費等採択状況
- 7-20 平成26年度「学校法人日本赤十字学園赤十字と看護・介護に関する研究助成」採択者一覧
- 7-21 日本赤十字看護大学における研究者等の行動規範
- 7-22 日本赤十字看護大学における科学研究費補助金等の不正防止計画
- 7-23 日本赤十字看護大学研究倫理審査委員会規程
- 7-24 日本赤十字看護大学研究倫理審査委員会運営要領
- 7-25 研究・調査依頼内規
- 7-26 日本赤十字看護大学における利益相反マネジメント・ポリシー（大学HP）
<http://www.redcross.ac.jp/about/documents/managmentpolicy.pdf>
- 7-27 日本赤十字看護大学利益相反マネジメント委員会規程
- 7-28 日本赤十字看護大学研究活動上の不正行為防止等に関する規程
- 7-29 2013年度・2014年度研究倫理講習会参加者アンケート集計結果

8. 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

【地域社会連携】

本学では地域社会連携ポリシーを定め、①地域社会への教育機能の開放、②地域活動に携わる人材育成、③地域や社会特性に応じた研究、④教職員・学生の社会貢献活動への支援、⑤赤十字および卒業生との連携による社会的課題の解決を方針としている(資料8-1)。地域連携委員会と看護実践・教育・研究フロンティアセンター(資料8-2、8-3)が、この方針に基づいて社会との連携および協力するための活動の中心となっている。

地域連携委員会は教授会のもとにおかれた常設委員会であり、2012年度に再編成された。教授が委員長となり、教授会構成員で構成されている。「地域連携委員会規程」(資料8-4)に基づいて活動している。活動は月1回の会議の中で、方針に則り審議の結果、具体化され、報告・評価されている。また、それらの内容を教授会で審議・報告し、漸次評価されるとともに、年度末に年報を作成し、大学評価委員会で審議・評価される。年報で出された改善すべき課題については、新年度に委員会で当該年度の活動方針として話し合わせ、各構成員に分担して、具体的な活動として取り組む体制になっている。

なお、2015年度以降に「地域連携・フロンティアセンター」を開設する計画である。

また、大学院生及び教職員の研究を通じて赤十字を中心とした医療・研究機関との連携を図っているほか、他の看護系大学との連携により、教育・研究を発展に貢献することも、本学の役割として認識し、日本看護系大学協議会、日本私立看護系大学協会に加盟し、役員を担っている。さらに、文部科学省、厚生労働省、大学基準協会等において、さまざまな委員会や審議会等の一員として活躍している他、さまざまな学会の理事を務めている教員も多い。看護師の継続教育に関する研修等の講師など、本学教員の活動は多岐に渡っている。

【国際交流】

本学では世界の赤十字社ネットワークを活かして開学以来国際交流を活発に行ってきたが、さらに国際交流を推進するため、国際交流委員会を置いている。

国際交流委員会は教授会のもとにおかれた常設委員会であり、2012年度に再編成された。教授が委員長となり、教授会構成員で構成されている。「国際交流委員会規程」(資料8-5)に基づいて活動している。活動は月1回の会議の中で、方針に則り審議の結果、具体化され、報告・評価されている。また、それらの内容を教授会で審議・報告し、漸次評価されるとともに、年度末に年報を作成し、大学評価委員会で審議・評価される。年報で出された改善すべき課題については、新年度に委員会で当該年度の活動方針として話し合わせ、各構成員に分担して、具体的な活動として取り組む体制になっている。

なお、2015年度以降に「国際交流センター」を開設する計画である。

本学は世界の赤十字社ネットワークを活かして開学以来国際交流を活発に行っている。1997年度に米国コロラド大学、2007年にスウェーデン国スウェーデン赤十字大学、2013年にはタイ国タイ赤十字看護大学、そして2014年にはタイ国チュラロンコン大学とスイス国ラスス大学と「看護教育及び研究・開発に関する覚書」を締結し、学生研修、交換学生

制度や教員の隔年派遣、研究協力等による国際交流を行っている。とくに、スウェーデン赤十字大学とは、双方の学長が署名した覚書（MoU）に基づき「スウェーデン赤十字大学交換学生選考に関する申合せ」（資料8-6）や、「スウェーデン赤十字大学交換学生選考方法実施要領」（資料8-7）などを設け、その後の海外の大学との交流のモデルとなっている。また、オーストラリアのモナッシュ大学での語学研修での履修単位は本学の英語の単位として認めている。また、スイスで国際赤十字社やWHOなどを訪問する赤十字国際活動論演習を隔年実施している。

本学大学院生は2010年からバングラデシュ赤新月社・赤新月社付属看護学校での短期研修や、2007年からカンボジアでの助産師研修にも参加している。また、毎年国際協力機構（JICA）海外研修員研修の受け入れ、海外保健医療従事者への研修を通して教職員学生等との国際交流を積極的に行っている。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

【地域連携】

地域交流への積極的参加として、本学では地域連携委員会主催、渋谷区教育委員会後援の公開講座があげられる。渋谷区・港区の地域住民を対象とした「高齢者向けの生涯学習事業」の一環としてテーマを設定し、毎年3～4回開催している。また、卒業生・修了生向に医療・看護職をテーマにしたシンポジウムを開催し、研究成果の還元を図っている。特に、本学教員を講師とする公開講座は、教員の教育研究成果を社会に還元し、高齢者の生涯学習支援として位置づけられている（資料8-8）。

【国際交流】

2011年から2013年までの3年間、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の助成を受けた、「国際的な災害看護研究および教育トレーニングを行うための拠点形成」プログラムにおいて、アジアの災害多発国における災害看護教育の開発支援を行った。具体的には、タイ、バングラデシュ、インドネシアの3カ国から研究員を招聘し、日本における災害看護教育の現状に直接触れる機会等を通して、各々の国で活用できる災害看護学テキストの作成を支援した。3カ国の研究員の研修成果や学内における災害看護学研究成果等をも含む国際的なシンポジウムも開催するなど、拠点形成への歩みを始めた。

2012年にはコロラド大学とスウェーデン赤十字大学から、2014年にはラソース大学から招聘した教員による国際交流委員会主催講演会を実施した。その結果、学部生、大学院生、教職員、周辺関連施設の看護職員が国際交流に参加する機会となり、教育研究への良い刺激となった。また、覚書（MoU）締結機関の学長、行政局長、教員やスウェーデン交換学生等が来日し、交流した際には、本学のHPにその内容や写真等を掲載し、広く活動の周知を図っている。

また、本学教員には海外研究助成制度や長期研修制度があり、これらの制度を活用した海外研修や海外での研究発表の推進を研究支援委員会が中心となって行っている。

【被災地支援】

2011年3月11日に起きた東日本大震災後、日本赤十字看護大学では学生、教職員が様々な支援活動を行った。まず発生後（3月25日から）は、石巻赤十字病院における病棟業務支援、および避難所における支援活動に教員4名が参加した。その後、壊滅的被害を受けた石巻看

護専門学校の教育支援に教員が6名（3週間ずつ）参加した。その他、寄贈図書支援、避難所アセスメント等の活動に5名の教職員が関わった。また「日本赤十字6大学陸前高田ケアプロジェクト」と称して、同市の保健チームと連携する支援活動を行った。これには14名の教員と1名の大学院生が参加した。また、本学教職員20名以上が、日本看護協会、災害看護学会等の団体を通じて、支援活動に関わった。学部生、大学院生約140名が災害支援活動や募金運動に関わった（資料8-9）

【フロンティアセンター】

教育部門では認定看護師教育課程を運営した。認定看護師教育課程は、2006年度から2014年度まで9年間で866名の修了生、6分野788名の認定看護師を輩出している（表8-1）。認定看護師事業が一段落したため、2014年度をもって課程の休止が決定した（資料8-10）。

8-1 認定教育課程修了者数

年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
修了者数	93	96	91	91	95	115	121	86

災害看護部門では、2004年度から武蔵野地域防災活動ネットワークを立ち上げ10周年を迎えた。この間、武蔵野市民防災協会、行政と協働したセミナーを毎年開催し、地域住民とのネットワークづくりを継続している。10年間で培われた地域住民や行政との強いネットワークをさらに発展させ、武蔵野市の防災意識の向上などに貢献していくと同時に、この経験から得られた組織づくりの知を広尾地区でも生かせるよう、広尾防災計画に取り組んでいるところである。

研究・実践リンク部門では、2013年度より広尾地区の医療福祉教育部門の連携を深めるための「ケアリングフロンティア広尾」プロジェクトを開始し、リサーチ・フェスタをはじめとする7つのプロジェクトが立ち上がっている。このプロジェクトは、病院、大学、福祉施設の看護職が共に活動することで、実践と研究、教育の連携を強め、看護実践の向上に貢献できる方向を目指している。

2012年9月から福島県浪江町と協定を結び、いわき市在住の浪江町民を対象にした健康調査・支援事業を行なっている。活動拠点として「日赤なみえ保健室」を開所し、被災者の健康を守ること、町民の絆を深めコミュニティの再生をめざして、健康問題の悪化を防止することを目的とした支援活動を行っている。また災害時の中長期支援の在り方を学ぶ研修や実習の場として、海外からの研修生や大学院生を受けいれている（資料8-9）。

フロンティアセミナー部門は、専門職者のスキルアップにつながるテーマを企画し、毎年セミナーを開催している。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

【地域連携】

渋谷区・港区の住民を主な対象とした公開講座を実施し、時代や社会のニーズに合わせた内容を展開している（資料8-8）。

【国際交流】

これまでの数年間に及ぶ米国及びスウェーデンとの国際協力の進展に加えて、2013年度

から2014年度にかけては、タイ国のタイ赤十字看護大学、チュラロンコン大学、スイス国ラース大学との交流を開始し、学生の教育のみならず教員間での研究交流が促進される機会が拡大した。また、災害看護教育拠点形成プロジェクト研究の成果として自国語のテキストを作成したことで、タイ、インドネシア、バングラデシュの災害多発国における災害看護の発展に寄与できた。

【フロンティアセンター】

- ・ 9年間に866名の修了生を輩出し、788名の認定看護師が誕生したことは、臨床看護の向上に寄与できる人材育成という点で大きな成果と評価できる。また、地域防災のための武蔵野地区のセミナーを10年間実施し住民および行政の支持を受けていること、さらに「なみえ保健室」を運営していることが地域防災や被災地の復興支援に繋がっていると考えている。「なみえ保健室」は、住民や行政からの評価も得られ、現在まで資金支援を得ながら運営を継続できている。その成果により厚生労働大臣から感謝状を受けている。また、「ケアリングフロンティア広尾」の組織化を行い、活動を開始したことで、病院、大学、福祉施設の連携が強まった。この組織化により地域に貢献できる活動への期待が高まっている。
- ・ フロンティアセンターにおける教育部門、災害看護部門、研究・実践リンク部門における事業の計画及び実施はフロンティア運営委員会において評価し、改善につながっている。

②改善すべき事項

【地域連携】

- ・ 高齢者向けの生涯学習事業としての公開講座事業は定着しているが、渋谷区・港区等の生涯施設との連携を行っていない。
- ・ 私立大学等改革総合支援事業においても地域貢献が評価対象となっていること等に鑑み、前記第二次中期計画に記したように本学広尾キャンパスに隣接する日本赤十字社医療センター、同医療センター附属乳児院、日本赤十字社総合福祉センター等との共同研究で得た知見を地域住民の医療・保健・福祉に貢献できるよう進めていく必要がある。

【国際交流】

提携校の増加に伴い国際交流委員会の業務負担が増えている。国際交流事業が円滑に行えるような組織体制を再検討する必要がある。

【フロンティアセンター】

フロンティアセミナー、リサーチ・フェスタ、新人看護師をサポートする会等、各実施事業への参加者を増やすために、より魅力的な企画内容・広報戦略の工夫を行う必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【地域連携】

高齢者向けの生涯学習事業としての公開講座事業として定着し、多年にわたる参加者が多い。今後も社会のニーズ等や参加者のアンケート等をもとに新たな参加者もひきつけるような企画を練る。

【国際交流】

- ・ 本学の教員研究研修制度は予算獲得を含めて具体化されたところであるが、今後その成果を評価していく必要がある。
- ・ 協定を結んだ海外の大学が増えてきているが、今後はその具体的な運営がスムーズに行くようなシステムを整えていく。

【フロンティアセンター】

認定看護師教育課程を休止したことで、継続教育プログラムの新たな構築等フロンティアセンターの機能を再検討し、組織を再編する必要がある。ケアリングフロンティア広尾の活動をより活発化する。同時に、防災、災害復興支援活動は継続できるよう、組織強化を図る。

②改善すべき事項

【地域連携】

- ・ 行政だけでなく渋谷区・港区等近隣の生涯施設や諸団体との連携を図り、本学の教育研究の成果をより一層地域社会に還元していく。

【国際交流】

- ・ 国際交流活動が活発化してきている一方で、その活動は、委員会関係者を主としたものとなっているきらいがある。今後は、全学の教職員及び学生挙げて、この活動の重要性と意識の活性化を図る。
- ・ 国際交流委員会の役割の拡大に伴い、2015年度以降、国際交流センターを組織化し、より一層の活性化を図る。

【フロンティアセンター】

各事業の安定した財源がないため、各事業単位で収益をあげつつ、どのように財政基盤を固めつつ事業の安定した運営を行うかについて、全学的な検討を行う。

4. 根拠資料

- 8-1 地域社会連携ポリシー（大学HP）
<http://www.redcross.ac.jp/cooperation/policy.html>
- 8-2 日本赤十字看護大学看護実践・教育・研究フロンティアセンター規程（既出2-1）
- 8-3 日本赤十字看護大学看護実践・教育・研究フロンティアセンター運営委員会規程
（既出2-2）
- 8-4 日本赤十字看護大学地域連携委員会規程
- 8-5 日本赤十字看護大学国際交流委員会規程
- 8-6 スウェーデン赤十字大学交換学生選考に関する申合せ
- 8-7 スウェーデン赤十字大学交換学生選考方法実施要領
- 8-8 本学公開講座実績状況
- 8-9 災害支援（大学HP）
<http://www.redcross.ac.jp/saigaishien/index.html>
- 8-10 看護実践・教育・研究フロンティアセンター実績報告書
2012年度・2013年度（大学HP）
<http://www.redcross.ac.jp/frontier/index.html>

9. 管理運営・財務

〔1〕管理運営

1. 現状の説明

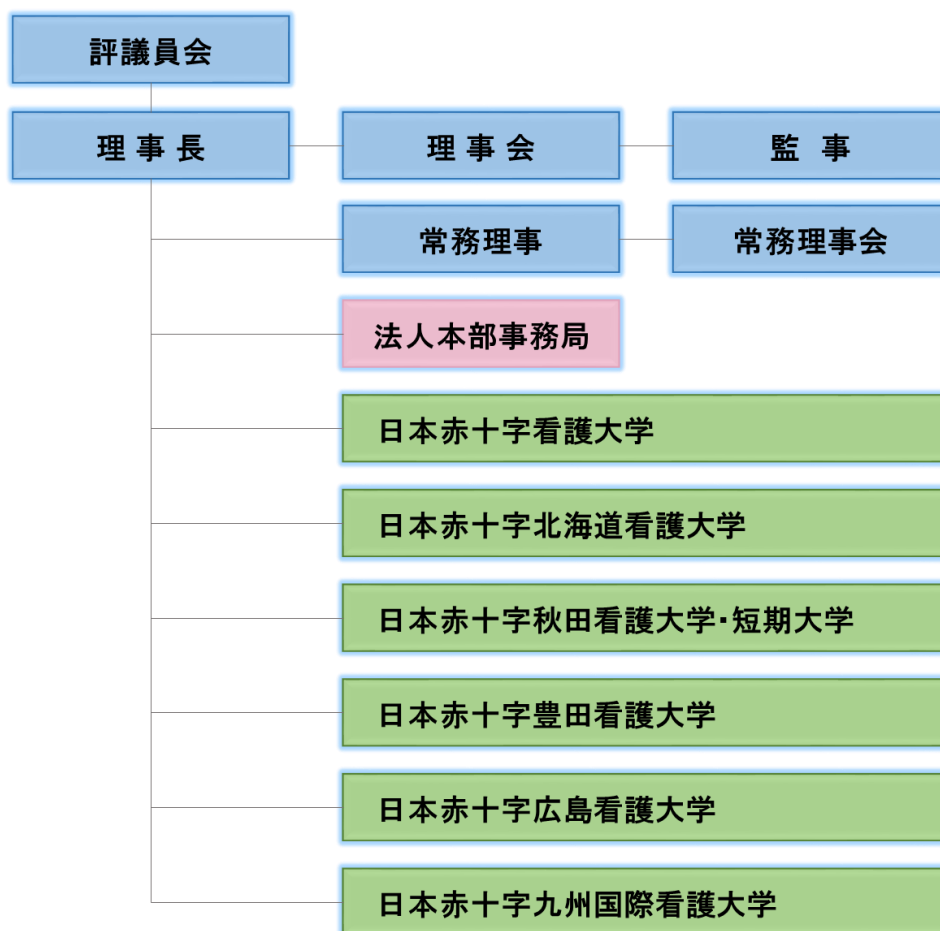
(1)大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

1)大学と学校法人との関係

学校法人日本赤十字学園は、赤十字の理想とする人道の理念を基調とし、教育基本法及び学校教育法に従い、看護教育及び介護福祉教育を行い、資質の高い優秀な看護師及び介護福祉士を育成することを目的とし、1法人6看護大学看護学部看護学科（本学、北海道、秋田、豊田、広島、九州（福岡））1短期大学介護福祉学科（秋田）を設置している（資料9-1-1）（図9-1参照）。

日本赤十字看護大学の経営に関する意思決定機関は、常務理事会、理事会に、常務理事（理事のうち若干名）、理事を置き、学園の重要事項の決定、事業執行の監督を行っている。また、評議員会を組織し、学園の重要事項について審議、議決を行っている。

図9-1 学校法人日本赤十字学園



2) 本学の管理運営体制

学校法人日本赤十字学園看護大学規程（資料9-1-2）第3条に経営管理の原則として「大学は学校教育法等の関係法令及び寄附行為をはじめ学園の諸規程を遵守して、常に適正な管理及び運営を行い、かつ健全な経営を保つよう努めなければならない」と規定し、本学の管理運営体制の基本方針としている。

この基本方針に基づき、学長は大学全体の管理運営責任を負っており、学長を補佐する機関として経営会議、教授会及び研究科委員会等がある。また、中・長期計画を策定する将来構想推進協議会、教学内容を協議する教学マネジメント会議がある。さらに、2015年度から学校教育法改正に伴い、大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、教授会等の規程の見直しを図っている。

3) 経営会議・教授会・研究科委員会・各種委員会について

経営会議は月2回（第2・4週目火曜日）開催している。構成員は、学長、学部長、研究科長、事務局長、図書館長、学務部長であり、事務局次長、各課長がオブザーバーである。

教授会・研究科委員会は各々月1回（第2週目木曜日、ただし、入学者選抜試験合否判定及び在学生単位認定、卒業・修了判定は臨時開催）開催する。教授会・研究科委員会の構成員は、基本的には学長及び教授であるが、学則第8条第2項では「学長は必要があると認めるときは、准教授及び専任講師を教授会の組織に加えることができる」としており、実際の運用においては、准教授及び専任講師を含めて教授会・研究科委員会を開催するのが常態となっている。

教授会・研究科委員会の下部組織として、委員会組織があり、常設委員会は11委員会（研究科は3委員会）ある。それ以外に学長諮問委員会は9委員会ある。委員会は、大学運営上の様々な課題について、委員会で協議・検討のうえ、教授会・研究科委員会に諮ることとしている（資料9-1-3）。

4) 経営会議・教授会・研究科委員会の機能

経営会議の機能は、経営会議規程第3条に、次の事項を審議するように定められている（資料9-1-4）。

- (1) 本学の中・長期計画及び毎年度の事業計画に関すること
- (2) 本学教職員の人事・サービス管理等の方針に関すること
- (3) 本学が定める重要な規程の制定又は改廃に関すること
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する重要な事項
- (5) 本学の財産に関する重要な事項
- (6) 教授会及び研究科委員会等に付される重要な事項
- (7) その他本学の経緯に関する重要な事項

教授会の機能は、学則第7条に、次の事項を審議するように定められている（資料9-1-5）。

- (1) 教育、研究に関する事項
- (2) 教員人事に関する事項
- (3) 学科目の編成に関する事項
- (4) 学生の単位修得に関する事項
- (5) 学生の入学、退学、休学、転学及び卒業認定に関する事項
- (6) 学生の諸活動及び生活指導に関する事項

- (7) 学生の賞罰に関する事項
- (8) 学則の改正に関する事項
- (9) 学内教育施設に関する事項
- (10) 教育研究活動の自己点検と評価に関する事項
- (11) その他学長が必要と認める事項

研究科委員会の機能は、大学院学則第8条に、次の事項を審議するように定められている(資料9-1-6)。

- (1) 大学院学則その他、重要な規程の制定、改廃に関する事項
- (2) 研究科の点検及び評価に関する事項
- (3) 研究科教員の人事に関する事項
- (4) 研究科の教育課程及び研究指導に関する事項
- (5) 学位の授与に関する事項
- (6) 学生の入学、退学、休学、転学等、学生の学籍に関する事項
- (7) その他学長が必要と認める事項

さらに、2015年度の学校教育法改正に向けて、現在規程修正を図っている。

5) 意思決定プロセス

前述のように、大学運営上の様々な課題については、それぞれの担当の委員会において検討のうえ、教授会及び研究科委員会に諮ることとしているが、その前に経営会議において協議・検討される。これは提案議題を大学運営の方向性や全体性と照合することによって、その内容を吟味するためである。また、経営会議は、学長の補佐機関として、学長の構想する本学の理念・目標を具体化すべく、課題の協議・検討を行い、各委員会へ具体的な検討作業を割り振ることも行っている。そして、こうした検討状況も、教授会・研究科委員会で報告、周知を図っている。このように、担当の委員会から、経営会議を経て、教授会・研究科委員会で審議するというボトムアップでの流れ、そして、学長の方針をトップダウンにより経営会議・教授会・研究科委員会を通して教職員に周知する流れの双方向の組織運営により、コンセンサスの十分な形成を図っている。

6) 大学と学校法人理事会との関係

日本赤十字看護大学の経営に関する意思決定機関は、法令と寄附行為によるところの学校法人日本赤十字学園の常務理事会、理事会、評議員会であり、大学の具体的運営及び教学に関する意思決定機関は学長及び教授会である。大学と法人理事会とは、異なる立場から大学運営という目的にむかって協力しながら組織的に機能させる責任を分かち持っている。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

学校法人日本赤十字学園が明定した同学園諸規程集を作成し、それに基づいた管理運営を行っている。

1) 学内諸規程の整備と運用

学内における諸規程の制定、改廃は、学則第5条の規定により、教授会・研究科委員会に諮ることとされている。また、規程は教職員に規程集として配付されている他、学内ネットワークに掲載している。さらに、学則及び学位規程は本学ホームページで情報公開され

ている。

2) 学長、学部長、研究科長の権限及び選任手続き

本学は、学長のもとに学部長および研究科長を置いている。

学長の権限は、学校教育法第92条に基づき、大学の包括的な最終的責任者としての職務と権限を有し、選考に際して、学校法人日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程及び看護大学・短期大学における理事長任用教育職の任用に関する取扱方針（資料9-1-7）のもとに、権限及び選考手続きが取られている。

また、学部長及び研究科長は、学校教育法第92条に基づき、学部もしくは研究科に関する校務を司る権限とし、学部長選出規程及び研究科長選出規程（資料9-1-8、9-1-9）に基づいて学部長及び研究科長を選出する。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

1) 法人事務組織

学園の機構全体にわたる業務を管理運営するために置かれた組織であり、法人事務組織は、総務部総務課（庶務係、経理係）、学事部学事課（学事係）で構成されている。

2) 大学事務組織

本学の事務組織は学部・大学院を一括した事務局である。事務局長、事務局次長を置き、広尾キャンパスには総務課（総務係、人事係、入試・広報係）、経理課（経理係、管財係）、学務課（学生係、教務係）、図書館課（図書館係）があり、武蔵野キャンパスには事務課（事務係）がある。また、フロンティアセンター業務については、独立した事務局組織ではなく、取り扱う内容に応じて各課・係で業務を担当している。

事務局の各係の担当役割は以下の通りである（資料9-1-3）。

- ①総務課総務係：規程整備・学則改正等申請・届出・庶務・行事・式典・地域連携・国際交流・研究倫理・危機管理・IR・企画等
- ②総務課人事係：人事・労務管理・教職員の福利厚生、職員の研修業務等
- ③総務課入試・広報係：入学者選抜試験・広報活動・学生募集活動関係（オープンキャンパス・大学院説明会・大学見学等）
- ④経理課経理係：予算・決算・経理事務・研究支援等
- ⑤経理課管財係：施設設備点検・警備・清掃等
- ⑥学務課教務係：教務関係（学年暦・定期試験・国家試験・資格・免許等）
- ⑦学務課学生係：学生関係（奨学金・就職・学生福利厚生等）
- ⑧図書館課図書係：広尾館及び武蔵野館図書館業務・史料室等
- ⑨事務課事務係：武蔵野キャンパスの庶務業務・福利厚生・施設設備点検・清掃・学生寮、認定看護師教育課程業務等

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

本学の人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善については、学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱に基づき、正職員（出向者は除く）を対象に実施される。評価者等の区分は、被評価者、評価者、調整者、実施権者となっており、被評価者と評価者は勤務評価期間初めに面談を行い、勤務評価の趣旨、目的及び方法等について説明を行い、勤務

評価結果の決定後、期末面談を行っている（資料9-1-10）。

また、事務職員の資質向上に向けた研修等の取り組みは表9-1-1、9-1-2及び次の通りである（資料9-1-11）。

- ①学校法人日本赤十字学園が主催する研修会：赤十字の理解を中心にした新任教職員対象（2日）
 - ②スタッフ・ディベロップメント：FD・SD委員会主催もしくは事務局主催の研修制度
 - ③文部科学省、日本私立大学協会等の外部研修会：業務別、職階別対象研修
- 上記研修会や講演会への出席、学内でのSD活動・OJTの実施を通じて、職員の資質向上に向けた取り組みを行い、業務改善へと繋げている。

表9-1-1 2013年度開催 SD一覧

開催日	テーマ	職員人数	主催
8月1日・2日	学園主催新任教職員研修	2	日本赤十字学園
8月29日	大学を考えるPART1	21	事務局

表9-1-2 2014年度開催 SD一覧

開催日	テーマ	職員人数	主催
7月31日・8月1日	学園主催新任教職員研修	1	日本赤十字学園
9月24日	赤十字職員とは	22	事務局

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- ・2008年度からはじめたSD活動は、一時業務多忙や事務職員の異動等において内容が縮小されたが、2012年度からは事務局次長を中心としたSDプログラム体制が確立され毎年テーマを設定し、職員間のディスカッション形式で行なわれるようになった。
- ・日本私立大学協会等の総務・経理・教務・学生・図書館の実務研修会に職員が参加することにより、一人ひとりの意識とスキル向上へつなげ、広い視野に立った大学運営に役立っている。

②改善すべき事項

- ・繁忙期において事務局内の業務に一部偏りがみられるため、業務内容の精査を行い、是正を図っていく。
- ・日常業務に追われている中でも、主体的で多様な思考力と協調性等を身につけていける能力開発を行っていく。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

大学を取り巻く社会環境をいち早く察知し、本学として迅速に対応するための事務組織体制を確立していくために、企画力・コミュニケーション力・語学力の向上等のキャリアパスの構築化を目指す。

②改善すべき事項

大学の質保証等、大学の取り巻く環境において著しい変化に対応する柔軟かつ適切な職員配置のできる組織に改善する。

4. 根拠資料

- 9-1-1 学校法人日本赤十字学園寄附行為（既出1-2）
- 9-1-2 学校法人日本赤十字看護大学規程
- 9-1-3 日本赤十字看護大学業務規則（既出1-7）
- 9-1-4 日本赤十字看護大学経営会議規程
- 9-1-5 日本赤十字看護大学学則（既出1-1）
- 9-1-6 日本赤十字看護大学大学院学則（既出1-4）
- 9-1-7 学校法人日本赤十字看護大学・短期大学学長候補者選考規程
看護大学・短期大学における理事長任用教育職の任用に関する取扱方針
- 9-1-8 日本赤十字看護大学看護学部長候補者選考規程
- 9-1-9 日本赤十字看護大学看護学研究科長候補者選考規程
- 9-1-10 学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱
- 9-1-11 2008～2014年度 研修等参加・SD実施状況

〔2〕財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

帰属収入に対する学生生徒等納付金収入は、2008年度以降60%後半を維持し、2013年度決算では69.7%であり、財政基盤上の最大の収入となっている。

また、その他の収入としては、順に、国庫補助金収入、事業収入、手数料収入他となっている。一方、主な消費支出は、人件費、教育研究経費、管理経費となっている。大学の第一の目的である教育研究を遂行しながら健全財政を維持していくため、本学では、予算会議を中心に、当該年度の事業計画に基づく予算編成及びその適切な執行と事業展開を行なっている。そしてこれらの内容について、同規模他大学及び全国平均と本学との財務分析比較をし、本学の各関係比率の適切性を確認している。これらの結果は事業報告書として学園がまとめている（資料9-2-1～資料9-2-9）。

(2) 予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

本学の予算編成・予算執行のプロセスは、次の通りである。

- ① 予算編成の基本方針の提示（10月）
- ② 予算の配分案提示（10月）
- ③ 予算申請書類提出（11月）
- ④ 予算調整・ヒアリング（11月）（学部長、事務局長、予算申請責任者）
- ⑤ 予算会議開催（12月）
- ⑥ 予算案の概要説明書・資金収支予算書・消費収支予算書の作成（12月）
- ⑦ 学校法人日本赤十字学園への予算案及び事業計画案の提出（12月）
- ⑧ 学校法人日本赤十字学園理事会による審議及び承認（3月）
- ⑨ 予算決定通知（予算申請単位宛）（4月）
- ⑩ 予算配賦（4月）
- ⑪ 各部門・所管予算執行（4月～）

予算申請の様式は、学校法人会計基準に依拠して行っている。また各部門においては目的分類を用いて、事業内容別に予算額を把握できるようにしている。なお、使用申請時には領域別・教員別等、細分化した使用申請を求め、予算の適正管理に努めている。

予算執行は、学校法人日本赤十字学園経理規程（以下「経理規程」という。）等に基づき実施している。固定資産の取得及び物品の購入については、経理規程において担当主管課、調達請求の方法（手続）、調達決裁の専決範囲区分、発注及び契約の方法、検収及び支払いの方法を定め、適正な執行に努めている。

以上の手続きを経て実施された予算の執行額は、各部門において管理され、次年度以降の予算編成の参考としている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

学生からの納付金収入の増加は容易でないために、科学研究費補助金等の競争的外部資金の更なる確保や経常費補助金の増額、資産運用等により収入増を図っている。

②改善すべき事項

- ・ 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況について、現状においてそのような仕組みは整備されていない。
- ・ 増収に向けた施策として寄付金確保に結びつく対応が十分とはいえない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

今後も、全教職員の理解と協力のもとに、予算の収支均衡達成に向けた予算統制の強化を進めていく。

②改善すべき事項

- ・ 予算執行に伴う効果を分析・検証するため、既存の経理システムを応用し、各部門別の執行状況が把握できるデータを選択・出力して加工し、年度ごとの補助簿として活用することで経理分析できるようにする。
- ・ 周年事業の実施を念頭に寄付金確保に結びつく具体的な施策を実施する。

4. 根拠資料

9-2-1 財務公開（大学HP）

<http://www.redcross.ac.jp/disclosure/financial.html>

9-2-2 学校法人日本赤十字学園財務計算書類（写）（平成21-26年分）

9-2-3 学校法人日本赤十字学園収支予算（平成21-26年分）

9-2-4 学校法人日本赤十字学園監査報告書（平成21-26年分）

9-2-5 学校法人日本赤十字学園事業報告書（平成21-26年分）

9-2-6 学校法人日本赤十字学園財産目録（平成21-26年分）

9-2-7 5ヵ年連続資金収支計算書（大学部門/学校法人）

9-2-8 5ヵ年連続消費収支計算書（大学部門/学校法人）

9-2-9 5ヵ年連続貸借対照表

10. 内部質保証

1. 現状の説明

(1)大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、学則及び大学院学則第2条に基づいて自己点検・評価を行っている。その方針は、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表することである。

この方針に従い大学評価規程（資料10-1）を制定し、学長の下に大学評価委員会を設置している。大学評価委員会は、学長、学部長、研究科長、事務局長、図書館長、学務部長、フロンティアセンター長、保健センター長から構成されている。大学評価委員会には、大学評価実施委員会及び大学評価報告書編集委員会（年報編集委員会）が置かれ、毎年、自己点検・評価報告書（年報）を発行している。年報は日本赤十字社関係機関、看護系大学等に配付されるほか、そのPDFファイルは本学HPで公開されている（資料10-2）。毎年、実施している自己点検・評価は、大学基準協会の最新の点検・評価項目や評価の視点等に基づいて実施している。年報は、前年度から持ち越した発展方策、現状説明、点検・評価、次年度に向けた発展方策の4項目で記述され、単年度単位のPDCAサイクルに基づく方式をとっている。この積み重ねの上に7年に1度の大学評価を受けることにしている。

前回の大学（認証）評価は、2009年度に大学基準協会の大学評価を受審し、協会の定める大学基準に適合していると認定された。その認証評価結果等はHPで公開されている（資料10-2）。

情報公開に関しては、日本赤十字学園情報公開に関する実施要領、同情報公開に係わる事務取扱要領を整備し対応している（資料10-3）。

さらに、2011年度学校教育法施行規則の改正に伴い、本学の教育・研究情報を含めた大学情報をホームページにて公開、2014年度には日本私立学校振興・共済事業団が主催する大学ポートレートに参画し、本学の情報を公開している（資料10-4）。

(2)内部質保証に関するシステムを整備しているか。

日本赤十字学園が策定した第二次計画（2014年度～2018年度）をもとに、経営会議で大学独自の中期計画を立案している。この中期計画に基づいて、それぞれ担当の委員会や事務局等の学内各組織が具体的な実施計画を立案し、実施し、評価を行い、改善策を実行するというPDCAサイクルのシステムを確立している。

実際に、本学の内部質保証を管轄している組織は大学評価実施委員会である。大学評価実施委員会は経営会議メンバー及び各委員会委員長で構成される。毎年6月と10月の2回、大学評価実施委員会を開催しており、6月の委員会は前年度の自己点検・評価の結果及び当該年度の活動目標・計画について報告・検討を行い、10月は当該年度の活動結果及び次年度の活動目標・計画について報告・検討を行っている。この大学評価実施委員会の点検・評価システムを整備することで、各委員会・事務局各部署のPDCAサイクルを機能させようと意図している。

本学では、教職員のコンプライアンス意識の向上を図るために、職員就業規則及び日本

赤十字学園職員倫理規程、同ハラスメント防止規程、同個人情報保護規程等を整備している（資料10-5、10-6、10-7、10-8）。

(3)内部質保証システムを適切に機能させているか。

学校法人日本赤十字学園が3年に一度法人本部・監事・会計監査法人による三様監査を実施しており、本学は2014年度に三日間に亘る同監査を受けた。その結果、概ね適正に処理されていると認められたものの、いくつかの改善指導事項があったことから、今後その改善を行う。

組織レベルでのシステムに関しては、PDCAサイクルの確立を各委員会・事務局各部署に求め、年報（自己点検・評価報告書）をまとめている。また、年2回、各委員会・事務局各部署の活動目標・計画・結果を大学評価実施委員会で報告・検討するというシステムを整備している。さらに、2013年度は将来構想推進協議会を年4回開催し、第2次日本赤十字学園中期計画（2014年度から2020年度）の方針や重点目標等について検討を行った（資料10-9）。今後の各委員会等の活動計画に反映する予定である。併せて2014年度から、IR機能の強化の観点からIR部会の設置（2015年度からIR会議に変更）し、本学の政策形成、意思決定を支援するための情報提供をする部門として活動し始めている。

教育研究活動のデータベース化については、年度末に教員業績表を提出し、それを大学の共有フォルダに保存している。

学外者からの意見反映に関しては、大学基準協会からの評価意見を反映している。大学基準協会による2009年度の大学評価で、本学に対する提言として「看護学部では、米国のコロラド大学、スウェーデン赤十字大学、（略）さまざまな国で多様なプログラムの研修が行われており、貴大学の目指す国際化という教育目標達成に効果を上げていることは高く評価できる」とされた。なお、大学基準協会の指摘事項（5項目の助言）に対しては、すみやかに改善策を講じ、2013年7月までに改善報告書を提出している。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

年報（自己点検・評価報告書）の関係機関への送付及びHP公開により社会に対する説明責任を果たしている。

②改善すべき事項

- ・ 自己点検・評価に学外者の意見を反映させるシステムをつくる。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

大学評価実施委員会において各委員会等がPDCAサイクルを報告するシステムを今後より発展させ、第二次日本赤十字学園中期計画（2014年度から2020年度）と関連付けた大学改革を前進させる。

②改善すべき事項

学外者が自己点検・評価に参加するシステムを実現する。

4. 根拠資料

10-1 大学評価規程

10-2 年報（本学HP）（既出2-4）

<http://www.redcross.ac.jp/disclosure/annualreport.html>

10-3 日本赤十字学園情報公開に関する実施要領、同情報公開に係わる事務取扱要領

10-4 大学情報の公表（本学HP）

<http://www.redcross.ac.jp/disclosure/announcement.html>

大学ポータル（日本赤十字看護大学）（日本私立学校振興・共済事業団HP）

<http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000269201000.html>

10-5 日本赤十字看護大学職員就業規則

10-6 学校法人日本赤十字学園職員倫理規程

10-7 学校法人日本赤十字学園ハラスメント防止規程

10-8 学校法人日本赤十字学園の保有する個人情報保護規程

10-9 第二次日本赤十字学園中期計画（2014年度から2020年度）（大学HP）（既出1-8）

<http://www.jrc.ac.jp/pdf/chukikeikaku-2.pdf>

終章

1. 理念・目的、教育目標の大学全体の達成状況

評定一覧表に提示したように、教員・教員組織及び学生支援、社会連携・社会貢献についての評価はS、その他の基準はAとなった。

「教員・教員組織」がS評価となったのは、教員採用を原則公募制としたことで、方針の明確化や選考プロセスの透明性が高まるとともに、選考に当たる教員のよい意味での緊張感をもたらした効果と思われる。また、学部・大学院のカリキュラム改正と3ポリシーの検討が時期的にも重なったこと、さらにFD・SD委員会の設置等、FD・SD活動が活発化したことが相乗的な効果を及ぼし、教員の意欲向上、組織の一体化となって表れたとみられる。

「学生支援」については、本学では従来から個別的な指導に力を注いできたが、学生の背景の多様化や学修上の問題を抱える学生の増加という問題認識と危機感が教員会議等で共有され、学年担任の増員、学修困難学生の早期把握と個別指導のシステムづくりなどの具体的方策が図られた。

「社会連携・社会貢献」では、教員の専門職団体における活動を通しての貢献と東日本大震災被災地への継続的支援、国際交流の活性化がS評価のポイントとなった。とくに、本学の理念・目的に深くかかわる、被災地支援を通して教職員や学生が得た学びも大きく、新たな研究課題にもつながっている。国際交流も教育目標の一つというにとどまらず、学問的な探究や災害看護学分野における教育研究の拠点形成という意味合いも大きく、海外の複数の大学、機関との協定等を結ぶことができたことは、本学の将来にとって大きな可能性をひらくものと考えられる。

Aと評価したその他の基準についても、「教育内容、方法、成果」については、学部、研究科におけるカリキュラムの改訂と新カリキュラムの円滑な運用にエネルギーを注いだ。また同じ時期にカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを策定したプロセスで、教員間でのコミュニケーションが十分に図られたことが、全大学挙げての教育理念の共有や改善への努力に効果を挙げた。このことは、学生の授業評価の高さの理由の一つと考えられる。とくに実習は、本学が重視してきている教育学習方法であるが、より効果的な指導を目指して独自に実習指導者講習会を実習施設の看護部との共同により開催していることは、新たなモデルとなりうる試みであると考えられる。学生の授業評価については、本学は取り組みが遅れていたが、学生の評価に教員がコメントを返し、改善策を提示するという方法が軌道に乗り次の段階へと進みつつある。

「学生の受入れ」については、受験機会の多様化、オープンキャンパスなど広報活動の工夫等により受験生の確保に努めているが、18歳人口が減少する中、なお継続的な努力・工夫が必要である。

「教育研究等環境」では、研究支援委員会が中心となり、研究倫理審査委員会とともに、教員および大学院生の研究支援を積極的に実施している。とくに外部の競争的資金獲得に向けた支援や、情報システムの整備は大学挙げての課題として取り組んでいる。

「管理運営・財務」では、設置者である学校法人日本赤十字学園の指導監督と協力のもと、規程等を整備しながら円滑な運営に努めている。事務組織は大学機能全般にわたり業務の遂行をサポートする体制を整えている。また、管理運営・財務面では学園の内部監査

も実施されている。

最後に「内部質保証」であるが、委員会体制を整え、毎年PDCAサイクルに沿って自己点検・評価を実施し、年度毎に年報として公表する仕組みが定着している。

全体として、小規模大学であるというメリットが教職員のコミュニケーションのよさに生かされ、問題意識の共有化、自発的な取り組み等となって表れているように見られる。

2. 優先的に取り組むべき課題

以上、概括的に述べてきたが、いずれの基準についても抜本的な取り組みはこの2、3年集中的に行われているものが多く、成果を評価するにはなお数年が必要である。カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーなどのように、文部科学省からの推奨を受けて整えたものも多く、従来からの教育目標やカリキュラム全体との整合性の点検なども、今回、ようやく行うことができた。今後は、以下のことに優先的に取り組んでいきたい。

- ①カリキュラムマップを用いたカリキュラムの適切性に関する精度の高い検証作業を進め、必要な改善を図る。
- ②教育成果の評価方法について、客観的指標の開発をさらに進める。学生や卒業生を対象とする質問紙調査を始めているが、短期的なアウトカムだけではなく中長期的なアウトカム指標の開発なども目指していきたい。
- ③単年度評価と中期計画・評価との連動性を図り、より効率的な自己点検・評価の実施体制を構築する。

3. さらなる発展に向けて

今回、自己評価した限りにおいては、概ね良好な結果を得ることができた。しかし、上に述べたように、成果の見極めはこれからであり、そこで仮に成果が認められたとしても、大学改革は不断に行われるべきであり、さらに近年の社会的・経済的変化の速さを考えれば、常に新たな課題に直面することは避けられないだろう。その都度、問題を見きわめながら、改善を進めていかなければならない。

そのためには、従来の教員と職員の役割を固定的に捉える考え方から、有機的に機能しうる組織へと脱皮することが求められている。次年度には、大学運営組織の改革を目指して、いくつかの委員会の機能を強化して全学的に取り組むことができるよう、センター化を予定している。その最初の試みが国際交流センターの設立である。センターの業務を推進していくには、教員と職員が立場や職位を超えて協力し合い、アイデアを出し合うことのできる、柔軟で創造的な組織のあり方を追究して行く必要がある。そのためには、学生や院生、卒業生や修了生、保護者、同窓生、さらには教育研究等で本学に協力していただいている保健医療機関の人々など、本学にかかわるすべての人々とのさらなるコミュニケーションを図っていきたい。

学 長 高 田 早 苗